

## Ⅲ 自己評価

---

### 1 大学の目的について

#### (1) 大学の目的等の明確化

本学の教育研究活動における基本方針及び養成する人材像を含めた達成への成果目標は、「建学の基本理念」を基本とし、「教育理念と目的」「卒業生の特性」によって明確に定めた。

(自己評価)

本学における大学の目的は明確に定められ、学則に明記されている。

#### (2) 大学の目的等と学校教育法（第83条）との整合性

群馬県立県民健康科学大学学則第1条に、「群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）は、保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。」と規定した。

(自己評価)

本学が、看護学及び診療放射線学を通して、保健医療に関する高度専門的知識・技術の教授及び研究を行うこと、学生に幅広い知識・教養を授けるとともに、豊かな人間性を培い知的、道徳的な応用力を展開させること、加えてその研究成果を保健医療専門職における学術の中心として地域に還元することは、学校教育法第83条（大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。）の趣旨に沿ったものである。

#### (3) 構成員（教職員及び学生）に対する大学の目的の周知

大学の目的は、学生便覧、大学案内パンフレット、大学ホームページ（<http://www.gchs.ac.jp/college/rinen.htm>）等に明示することにより教職員及び学生に周知している。

入学生に対しては、入学式における学長告辞、入学式直後の学生オリエンテーションにおける教務委員会、学生委員会による説明により、目的と大学教育の概要について説明を行っている。また、大学の目的に沿った履修計画を行うために、カリキュラムアドバイザー制度を設け、学生への個別履修指導を行っている。

(自己評価)

全教員及び全学生に対し、学生便覧等を配布することによって目的を周知している。また、入学時には、学長、教務委員長及び学生委員長等によって直接伝達することにより、目的の周知を図っている。さらに、カリキュラムアドバイザーによる個々の学生に対する履修計画作成支援等を通じて、大学の目的に沿った履修支援を行い、目的の明確化に努め

ている。従って大学の目的の周知は概ね達成されている。

#### (4) 大学の目的の社会への公表状況

大学の目的及び活動内容等は、大学ホームページに掲載することによって社会に公表している。また地域における新聞等出版物を通して大学の目的等を含め大学における教育研究活動を公表している。さらに公開講座、講演会、研修会等を通して、本学の目的や研究成果を社会に紹介している。

##### (自己評価)

インターネットのホームページ上において、大学の目的や教授研究活動が公表されている。また、教員の教授研究活動については、教員紹介のページとして、担当科目、専門分野、研究課題、専門領域、経歴、職歴、主な論文、著書、学術発表などを掲載し、本学が保健医療専門職の学術の中心となるように、研究者データベースとして広く公開した。さらに教員は新聞等の取材や寄稿依頼に積極的に応じ、また地域の要請に応じて講演等を行い、本学の目的や研究成果を紹介している。以上のとおり、大学の目的等は社会に公表されている。

#### (5) まとめ

##### (優れた点)

本学の看護学部、診療放射線学部のカリキュラムは、「Ⅱ大学の目的」に示す、「建学の基本理念」、「教育理念と目的」、「卒業生の特性」から、学部の専門性と独自性を堅持しつつ、両学部が接点をもつ統合カリキュラム<sup>1</sup>により編成されている。従って、大学の目的が直接的にカリキュラムを通して学生に伝達されている。教育研究活動を行うにあたっての基本的な方針や、養成しようとする人材像、大学の目的等が、教育を通して教員と学生が相互に確認しあうことが可能となっている。

##### (改善を要する点)

大学の目的について、学生や地域社会の認知度を客観的に評価する必要があるが、アンケート調査等はまだ実施していない。

##### (自己評価の概要)

本学は、平成17年度開学に際して策定された「建学の基本理念」を基本とし、平成20年度が完成年度となった。この4年間を通じて、大学の目的が明確に示されていることを確認した。

---

<sup>1</sup>本報告書に記載する、本学における統合カリキュラムとは、「学習者の人格と認識の統一的発達を求めて、知識や学科目の関連性・相関性を構造づけるカリキュラム形態」を指し、保健師助産師看護師学校養成所指定規則における統合カリキュラム「保健師と看護師あるいは助産師と看護師の国家試験受験資格を同時に取得できる一貫教育」とは異なる意味で用いている。

## 2 教育研究組織（実施体制）について

### （1）大学の学部・学科構成の妥当性

本学は、看護学部と診療放射線学部の2学部を設置し、それぞれ看護学科、診療放射線学科の2学科により構成されている。看護学及び診療放射線学の学問としての確立を目指すとともに、教育においてはそれぞれの分野の独自性を堅持しつつ、統合カリキュラムにより専門職養成教育を効果的に展開している。また、教育研究を主体とする大学運営のための組織として、学部合同会議の下に各全学委員会、各学部教授会の下に各学部委員会を設置している。（「14 管理運営について」 図14-1 参照）

#### （自己評価）

学校教育法第83条では、大学（学士課程）の目的は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させること」となっている。本学の建学の理念、及び教育の目的もこの学士課程の目的に基づいて定めた。特に学術の中心として、広く知識を授け、知的・道徳的応用的能力を展開させることに力を置き、新しい法則・原理の発見や、分析や総合の方法論の確立、新しい知識や技術の体系化、さらに先端的な学問領域の開拓等を目指している。小規模ながら2学部2学科を有する本学は、大学の多様化、個性化の時代に適応する妥当な組織となっている。

### （2）学部、学科以外の基本的組織構成の妥当性

#### ア 附属図書館

学部、学科以外の基本的組織として附属図書館を有している。附属図書館は本学における知の拠点並びに地域における医療系学術情報センターとして位置づけ、教職員の教育研究活動、学生、看護師、診療放射線技師等をはじめとする医療関係者及び地域住民の学習研究活動を支援している。

#### イ 附属研究所：附属健康科学研究センター（仮称）

地域社会との連携のための拠点となる研究所を設置するために平成18年4月に設置準備委員会を設立した。平成19年には附属研究所の名称を研究・教育と地域貢献の業務を目指す機関として附属健康科学研究センター（仮称）とした。また、前橋商工会議所と協力し、教員が前橋市の中心市街地に出向き、市民公開講座「まちなかキャンパス事業」を展開している。平成20年度は「成人病予防」（12回シリーズ）及び「働く人のための気功・太極拳による健康教室」（6回シリーズを2回）を実施した。

#### （自己評価）

附属図書館は平成5年の医療短期大学開学時に開設し毎年整備を続けてきた。平成17年の大学開学に合わせて施設の拡張と開館時間の延長を行い、さらに平成18年度電子ジャーナルを導入したのに続き、平成19年度には自動貸出返却装置「貸出ロボ」や入退室管理システムを導入するなど利便性向上を図っている。

医療関係者や地域住民など学外者の利用は着実に増え、平成20年度にはのべ利用者数1,908人（全体の24.2%）、のべ貸し出し冊数4,121冊（同27.6%）となっている。

また、附属研究所は附属健康科学研究センター（仮称）として、前橋商工会議所と連携し、前橋市の中心街の活性化に協力した。また、市民が参加しやすい講座テーマや時間を設定し、地域に貢献をしている。

### （3）教養教育システムの整備状況

教養教育科目は「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4つの分野に区分し、分野毎に6から11科目合計32科目設定されている。これらの教養教育科目は専任教員による科目が9科目であり、その他は非常勤講師26名（19年4月）が担当している。本学における教養教育の目的は主として次の2点である。

- 人類の文化遺産や現代社会の持つ理念や使命とともに、現代の学問領域の基礎的知識や研究方法についての概略などを学び、豊かな人間性の基盤となる幅広い教養と知識を身につける。
- 個人の主体的な選択を尊重しつつ、大学の理念・教育目的である人間理解や科学的根拠への価値付けの基礎を築く。

また、目的に沿った授業が展開されるよう非常勤講師への支援を以下に示す体制で実施している。

#### 〔教養教育科目・専門基礎科目支援体制〕

##### 1 趣旨

専任教員以外の教員が主として担当する教養教育科目・専門基礎科目、専任教員が担当し実験補助を必要とする専門基礎科目の効果的な運営をめざし、必要な事項を定める。

##### 2 専任教員以外の教員

専任教員以外の教員とは、他の大学または、企業等に所属する教員、本学の専任教員のうち、所属学部以外の学部において授業を担当する教員とする。

##### 3 当該科目の支援を担当する専任教員

専任教員以外の教員が主として担当する教養教育科目・専門基礎科目は、1科目につき、本学の講師以上の専任教員2名が担当する（以下、支援担当教員とする）。なお、英語科目は、英語の専任教員が担当する。

実験補助を必要とする専門基礎科目に関しては、別に定める。

##### 4 支援担当教員の業務

支援担当教員は、主として次の業務を行なう。

- （1）カリキュラムの趣旨、教養教育科目の基本方針、当該科目における科目概要の説明
- （2）当該科目に関する試験日程等の調整及び試験監督
- （3）当該科目に関する学生の授業評価に係わる趣旨説明
- （4）当該科目の授業内容の把握

- (5) 担当教員交代時の教員候補者の推薦
- (6) その他、当該科目の教育内容に関わる事項
- 5 支援担当教員の任期  
支援担当教員の任期は2年
- 6 事務局の業務
  - (1) 担当教員への依頼状の送付
  - (2) シラバスの作成依頼
  - (3) 試験日程・休講等の掲示
  - (4) 試験、レポート類の担当教員への送付
  - (5) 試験問題・授業資料等の印刷
  - (6) 学生による授業評価用紙の配布・回収
  - (7) 授業開始前の教室、機器整備
  - (8) その他、当該科目の教務事務に関わる事項
- 7 運営会議  
合同教務委員長は、最低年1回支援体制に関する運営会議を招集し、その議長となる。運営会議の主な審議事項は次のとおりである。
  - (1) 支援体制の評価
  - (2) 支援担当教員の決定
  - (3) 非常勤講師の交代に関する候補者の決定運営会議の構成は次のとおりとする  
全学教務委員、当該科目支援担当教員、教務グループ

(自己評価)

教養教育科目においては4分野32科目が設定され、学生は各分野から4ないし8単位以上を自由に選択できる体制になっている。また、それぞれの科目には学内外から適切な教員を配置していることから、教養教育システムは概ね機能している。

#### (4) 教授会・学部合同会議等の審議運営状況

学部における最高意思決定機関として教授会があり、教授会の下に総務委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会を設置している。教授会は教授、准教授、専任講師で構成され、毎月の定例教授会や入学試験等の臨時教授会を開催しており、教育研究活動に係わる諸議案について審議・決定し、報告事項に関しては意見等を取りまとめ具体的な指示と対応を図っている。

また、本学は看護学部と診療放射線学部の2学部を有するため、学部間にまたがる事項を審議・決定するため、学長、学部長、附属図書館長、学部の評議員各2名及び事務局長で構成される学部合同会議を設置している。全学的な教育研究活動に係わる事項は全学委員会で検討し、学部合同会議で審議・決定した後、各学部教授会に報告事項として提出する。これは本学の管理運営組織上、学部合同会議の下に全学委員会、看護学部教授会、診療放射線学部教授会が位置付けられているためである。

(自己評価)

学部の教育研究活動に係わる重要事項を審議するための教授会及び全学的な事項についての意思決定機関としての学部合同会議がそれぞれ役割を果たし機能している。

### (5) 教務委員会の審議運営状況

教育課程や教育方法等を検討する委員会として教務委員会があり、下部組織として実習運営部会、カリキュラムアドバイザーシステム運営部会を設置している。教務委員会は毎月定例で開催し、以下の事項を審議する。

①学生の教育に関すること、②専門教育科目のカリキュラム編成に関すること、③休学、退学、除籍、単位認定及び卒業に関すること、④GPA制度の運用に関すること、⑤学部専門科目の時間割に関すること、⑥その他学部の教育課程に必要とされる事項。また、学年暦、シラバス作成、教養教育科目に関わる事項、既修得単位認定に関する事項等は両学部共通の事項として合同教務委員会で審議する。

本学は実践教育を特徴の1つに掲げているため実習運営部会は、実習施設を持たない本学と臨地実習施設間の関係を密接に保ちながら専任の実習担当教授により組織的に運営している。

(自己評価)

学部の教育活動に係わる事項は学部教務委員会で実質的な検討が行なわれ、教授会で審議され決定している。教務委員会、運営部会の委員構成、会議回数は、教育活動を行なううえで適切であった。

### (6) まとめ

(優れた点)

2学部体制は「看護学、診療放射線学の確立」、「学部内教員の問題意識の共通化による教育研究効果の向上」及び「大学の個性・特色の明確化」の実現及び将来構想への柔軟な対応が期待できる点で優れている。

(自己評価の概要)

本学の教育研究組織は小規模ながら2学部2学科であり、この利点を活かして学部の独自性を堅持しつつ、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目の中に学部共通科目を設定して統合化した教育を学生に提供している。また、学部合同会議・教授会および教務委員会等の組織が有機的に運営されている。さらに附属図書館が適切に整備され有効利用されている。従って、教育研究活動を展開する上で必要な運営体制は適切に整備され機能している。

### 3 教員及び教育支援者について

#### [看護学部]

##### (1) 教員組織編成の方針及び編成概要

本学は保健医療専門職としての看護職者および診療放射線技師の養成を目的としている。看護学部においては実践力の高い看護専門職を育成するために臨床経験豊かな教員を多く採用し、臨床実習指導は講師以上の教員が担当するように配置した。開学4年目を迎え、看護学部専任教員の構成は20年4月1日現在、表3-1のようになっている。「教養教育領域・専門基礎領域」4名、「専門領域」46名である。専任教員以外に、非常勤講師「教養教育領域・専門基礎領域」28名、診療放射線学部専任教員の兼担「教養教育領域・専門基礎領域・専門領域」43名である。兼担が多く採用になっているのは、それぞれの専門性の相互理解と協同に基づく保健医療専門職共通専門科目を導入しているためである。看護学部教育研究専門領域分野は「看護技術学」「生涯発達看護学」「地域健康看護学」「機能看護学」に分けられる。各分野の教員配置は、表3-2に示すとおりである。

##### (自己評価)

大学設置基準の定める必要教員数は、学部の種類に応じ定める専任教員数：看護学部及び診療放射線学部とも12名（うち教授6名）とこれに大学全体の学生定員に応じて定める専任教員数7名（うち教授3～4名）を加えた数となる。看護学部においては表3-1で示すように大学基準を上回っている。本年は大学の完成年度であり、両学部共に教員の異動は少なく、教員数は昨年度と変わらない。設置基準を超える教員数が必要な理由は、保健医療専門職として必要な知識、技術習得のため、臨床実習の教育体制の質を確保することにある。現在の臨床現場においては、「患者中心」の医療サービスが徹底しており、臨床経験豊かな講師以上の専任教員が実習指導を担当することが不可欠であるため、このような教員の配置を行った。

##### (2) 教育課程における必要な教員の確保状況

(1)に記載したとおり、大学開設4年目を迎え、昨年度、3年次以降に科目を担当する教員も着任し、予定した教員が揃っている。また来年度の大学院設置準備を視野に教授職1名を文部科学省に申請し、認可されたため専門領域の教授が1名増員となった。本学部の特徴である臨床実習を重要視する点から、1年次のカリキュラムは、3科目（看護学概論、人間の発達と健康各論、看護技術学概論）の臨床実習を早期導入している。2年次においては、看護技術学各論実習がⅠ～Ⅵと入り、2月の実習Ⅵにおいては、2週間の長期実習を行った。昨年度から3年次の「生涯発達看護学各論Ⅵ」「地域健康看護学Ⅴ」実習が10月から始まり、今年度6月まで継続して実施した。前年度同様に看護学部全教員を動員して取り組み、円滑に進めることができた。また今年度は新たに4年次前期に看護専門職者の役割と機能Ⅱ-1（総合実習）および「保健医療チーム連携論Ⅱ」（実習）が始まり、

保健・医療・福祉施設など多様な場所での実習に両学部多くの教員が参加した。4年次後期には、看護学研究Ⅱ（Evidence-Based Practice）において、講師以上の教員が1名あたり2から6名の学生を担当し、論文作成に至る演習と実習を組み合わせた授業を展開した。

（自己評価）

今年度は2名の教授審査合格者があり、一部の職位変更があったが、4年次までの教育課程を遂行するための教員が揃った。4年次までの各領域の実習のみならず専門領域を超えた学部横断的協同による実習においても、昨年同様、専門領域や学部を超えた協力体制で臨むことを、全看護系教員が認識し、円滑に終了した。

### （3）学士課程における必要な教員の確保状況

（2）と同様、大学開設4年目を迎え、全領域において教員が揃った。

（自己評価）

必要な教員が確保されていると判断する。

### （4）教員組織の活性化のための措置状況（年齢及び性別構成のバランスの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等）

看護学部教員の年齢構成は表3-3のとおりである。男性教員は6名である。また領域毎の教員年齢もバランスが取れている。外国人教員は昨年と同様で語学（英語、ポルトガル語）で非常勤講師2名である。

本学では職位により任期を定めた（教授10年、准教授7年、講師5年、助手4年）任期制を導入している。この制度は教員個々の資質維持向上と教育研究機能の活性化を目指すものである。そのために任期終了時にその任期期間の業績が適当と判断されれば再任可能とする制度とした。平成20年度は、開学後任期4年が終了する看護学部助手3名が再任審査の対象となった。

（自己評価）

本学では開学時より、全国から意欲的で、臨床経験豊かかつ評価の高い研究業績を持つ教員を採用することができた。また平成19年度までは医療短期大学のほぼ全教員が本学との兼担となり、新規採用教員と協力的に教育・研究に携わってきた。医療短期大学が開学した20年度においては、兼担は解け、専任教員として教育・研究に携わっている。

任期制については、全教員からのアンケート等に基づき、担当ワーキングにより審査基準を作成し、教授会において承認を得た。今年度開催した再任審査委員会における審査は、審査対象の各教員に再任審査基準に沿った自己評価を提出してもらい、学部長による評価結果の報告に基づき、学内委員に外部評価委員2名を加えた再任審査委員会による審査が実施され、全員が再任可とされた。

### （5）教員の採用・昇格に関する明確な基準の制定状況及び適正な運用の実施状況



教員の採用は、教育公務員特例法に基づき、評議会と学部教授会の所掌事項としている。  
（「14 管理運営について」 図14-1「県民健康科学大学の主な委員会」参照）

教員人事の基本的な方針は評議会で決定する。教員の採用は「群馬県立県民健康科学大学教員選考規程」により行う。採用は学部毎で教員選考委員会を組織し、資格審査を行う。選考委員会は選考結果を学部教授会へ報告し、教授会は選挙または信任投票により選出する。教授会における選出を受けて学長が任用を決定し、知事が任命する。現在本学には昇格制度はない。本年度は定年退職予定教員の補充が行われるため、「群馬県立県民健康科学大学教員選考細則」が制定された。上記の「選考規程」及び「選考細則」に基づき、次年度の採用に向けて教員選考委員会による公募要領案の教授会の承認を経て、候補者を選考し、教授会において選考を実施した。

（自己評価）

教員の採用基準については教員選考規程に定められている。また21年4月以降の教員採用のため、本年度は教員選考細則を制定した。

完成年度にあたり、任期前の教員の退職も相次いだが、適正な教員公募および選考手続きにより、ほぼ円滑に欠員の補充ができた。現在昇格制度は設けられていないが、今後の検討事項となっている。

## （6）教員の教育活動に関する評価体制の整備状況

本学は、独自の統合カリキュラムの採用により、各授業を展開するにあたって、各教員が、専門領域ごと、またオムニバス担当教員間で教育内容の精選、授業方法の検討、アフターセッション等を行い、次回授業に反映させている。

さらに、本学は、FD活動を推進するために、両学部にてFD委員会を設置している。看護学部においては委員会活動の中で、教員の教育活動への啓発を行っている。

今年度の活動については別項に詳細を記すが、FD委員会では、診療放射線学部とも連携し、今後もFDに関する講演会、研修会を企画するなど、FD活動の活性化に取り組んでいく予定である。

（自己評価）

個々の専任教員は統合カリキュラムによる授業展開の過程で、アフターセッションなどを行い授業の質の向上に積極的に取り組んでいる。また、一昨年行ったFD委員会の調査もこのことを裏付けるものであった。なお昨年度行った非常勤講師の授業評価に対する実状調査では、半数以上の講師が本学の学生の教育に関心が高く、授業評価についても前向きな回答が得られた。しかし、回答を寄せなかった教員については評価に関する認識の把握が不十分であり、来年度はさらに充実した調査をする予定である。

なお、教員の教育活動に関する定期的評価は、今後再任に関する規程の再任審査基準に含まれるため、この項目についてはさらに検討し、整備していく予定である。

## (7) 大学の教育内容と研究活動の相関性

本学における教員の基盤的研究活動は県費による予算措置内での個人研究、共同研究、若手公募研究により行われている。教員は研究者として、自らの専門領域を基盤とした研究課題を設定し、研究を遂行し、担当科目授業に研究成果を活用している。

平成20年度も昨年と同様に研究費の算出上、本学全教員に個人研究計画書の提出を求め、研究目的、研究内容、研究の必要性、研究の効果が明示された個人研究資料を収集した。平成20年度も共同研究を設定し、その中で看護職者・診療放射線技師の実践を支える独自の専門的知識・技術のエビデンスとなる高度な専門的研究、さらに、看護学部・診療放射線学部相互の役割や機能の共通性・相違性を包括した特色ある研究を推進した。また、若手公募研究を設定し、若手研究者による独創的な新たな着想に基づく研究を推進した。研究の採択にあたっては学部研究審査委員会が、研究計画書に基づく研究目的、研究内容、研究の必要性、研究の効果に関する書類審査に基づき、研究費の配分および学部推薦順位を推挙し、学長が研究課題の採択を決定した。

### (自己評価)

本学は看護学と診療放射線学、すなわち医療、保健、福祉を基盤とした実学を教授し、高度専門医療職者の育成を主たる目的としている。この目的を達成するために豊富な臨床経験を有する教員が、教育研究分野と共通する学科目を原則として担当し、必然的に教育内容と相関性を有する研究活動が行われている。平成20年度は両学部の予定された専任教員がすべて着任し、研究分野も多岐にわたるようになった。教員の研究活動では、自らの専門領域における研究課題が設定され、臨床経験に基づく実践的な研究課題の比率が多くなっている。従って、教員の行う研究活動や研究の成果は授業に直接フィードバックされ、学生の教育目的を達成するために貢献することが期待できる。

個人研究に関しては、各教員の研究計画書の作成と提出により、大学は教員の個人研究テーマ、研究内容及び個人研究費根拠の概要を把握することが可能となった。また、共同研究においては、共通のテーマに関して複数の教員が研究活動に従事するという特徴から、専門領域・教育研究分野に関する研究課題への積極的な取り組みが推進されるものと判断される。一方で、科学研究費など外部資金を活用した個人、共同研究の奨励をすることで、研究活動をさらに高めていく必要がある。今年度の科学研究費の採択は12件となり、教員の研究への取り組みが高く評価できる。今後とも大学における研究活動が教育内容と相関性を有して遂行されているか、各教員の研究活動を大学の教育目的並びに各教育研究分野単位の枠組みから、分析・評価していく必要がある。

## (8) 事務職員、技術職員等の教育支援者の配置の妥当性及びTA等の教育補助者の活用状況

現在、この項目に該当する支援者として嘱託職員1名を事務局に配置している。

### (自己評価)

現在、教育支援者は1名であるが、豊富な知識、技術、経験を持った保健医療職を育成するために、さらなる教育支援者の設置を検討する必要がある。

## (9) まとめ

### (優れた点)

本学は保健医療専門職としての看護職者、診療放射線技師の養成を目的として設立した。学生の自律的学習の下で知識、技術を獲得することを推進し、実践力の高い専門職者を育成することを特徴としている。そのために臨床経験豊かな専任教員を多く採用することができた。学士課程においては引き続きこの条件を生かし、質の高い教育ができることを期待している。研究活動についても臨床経験に基づく実践的な研究課題による研究が進行中である。

### (改善を要する点)

今後の教員組織活動の活性化に向けては、昨年度制定した任期制の審査基準に基づき、今年度から活用・実施へと進めているが、さらに実施後の評価、検討が必要である。

研究活動については、20年度も予算内研究費の算出上、研究状況の把握、情報収集の体制整備を行った。今後とも大学における研究活動の自主性を基本に据え、外部資金導入等による各教員の研究活動を高める支援を続けていく必要がある。また研究活動が教育内容と相関性を有して遂行されているか、加えて各教員の研究活動を大学の教育目的や各教育研究分野単位の枠組みから、分析・評価していく視点が必要となる。

### (自己評価の概要)

学士教育課程において、教員組織や教員の配置数においては目標を十分に達成している。しかし、教育の質や大学組織の活性化に向けた各教員の研究活動、FD活動などについては、引き続き教員の主体的活動として高められるよう、支援しなければならない。

表3-1 看護学部職位別教員数

(20年4月1日現在)

	教授	准教授	講師	助手	計
教養教育領域・専門基礎領域	2	2	0	0	4
専門領域	11	10	17	8	46
計	13	12	17	8	50

表3-2 看護学部専門別分野

(20年4月1日現在)

	看護技術学	生涯発達看護学	地域健康看護学	機能看護学	計
教授	2	5	1	3	11
准教授	2	5	2	1	10
講師	4	8	3	2	17
助手	2	4	1	1	8
計	10	22	7	7	46

表 3 - 3 看護学部教員の年齢構成

(20年4月1日現在)

	60歳以上	59～50	49～40	39～30	29～20	計
教授	4	6	3	0	0	13
准教授	1	4	7	0	0	12
講師	1	2	11	3	0	17
助手	0	0	3	4	1	8
計	6	12	24	7	1	50

## [診療放射線学部]

### (1) 教員組織編成の方針及び編成概要

本学部の教員組織は教授、准教授、講師、助教、助手で編成されており、助教授を廃止し准教授を設け、従来の助手は教育研究を担う助教と教育研究の補助を主たる職務とする助手に区別した。これは若手教員にキャリアパスを明示し、組織全体の活性化を目的とした学部の基本方針に基づいている。

(自己評価)

組織上助教、助手は区別されている。しかし制度改正の見直し時に定員枠等の問題で実態は助教の配置ができていない。今後、助教を定員増で配置すること及び教育・研究上の目的を達成するための各教員の役割と責任を明確にする必要がある。

### (2) 教育課程における必要な教員の確保状況

教員数は「教養教育領域」34名、「専門基礎領域」4名「専門領域」15名、看護学部専任教員の兼担「教養教育領域・専門基礎領域・専門領域」43名である。兼担を多く必要とするのは、専門基礎領域における専門性の相互理解と協同の観点に基づき保健医療専門職共通専門科目を配置しているためである。また、専門科目の臨床実習は小グループ指導で1年次から早期に導入し、専任教員が直接指導している。

教養教育科目は人間としてより豊かに成長・発達する基盤の獲得を目的に「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4学科目群、計32科目が開講されている。

(自己評価)

教養教育領域の専任教員は5名と少人数であるが、倫理、情報、外国語、環境は本学の教育の目的達成に特に必要な科目として位置付けられ専任教員が確保されている。その他は非常勤講師により行なわれているが将来的には自然科学(数学、物理)、臨床実習(核医学検査学実習)の専任教員の確保が必要である。

### (3) 学士課程における必要な教員の確保状況

診療放射線学部専任教員の配置は表3-4に示す。「教養教育領域・専門基礎領域」4名、「専門領域」15名である。専任教員以外に、助手3名、非常勤講師「教養教育領域・専門基礎領域」28名、看護学部専任教員の兼担「教養教育領域・専門基礎領域・専門領域」43名である。兼担を多く必要とするのは、専門基礎領域における専門性の相互理解と協同の観点に基づき保健医療専門職共通専門科目を配置しているためである。「専門領域」は「診療画像技術学分野」「医療画像情報学分野」「放射線治療学分野」に分けられる。各分野の教員配置は、表3-5に示す。

(自己評価)

大学設置基準の定める必要な教員数は、学部の種類に応じ定める専任教員数(看護学部及び診療放射線学部とも12名うち教授6名)、これに大学全体の学生収容定員に応じ定め

る専任教員数7名うち教授3～4名を加えた数となる。本学部においては表3-4で示すように大学設置基準を大きく上回る。前述したが、設置基準を超える教員数の確保は、両学部とも実習を大学の授業のなかで重視しており、指導も原則、講師以上の専任教員が行うため、臨床経験の豊富な教員を多く確保する必要があったからである。なお、将来においては核医学領域において1名の教員の確保が必要である。

#### **(4) 教員組織の活性化のための措置状況（年齢及び性別構成のバランスの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等）**

組織全体の活性化を目的に教員組織は教授、准教授、講師、助教、助手で編成し、若手教員にキャリアパスを明示し、任期制、公募制も設けた。

診療放射線学部教員年齢構成は表3-6のとおりであり、教員は男性21名、女性1名でその平均年齢は約49.8歳である。外国人教員は語学（英語、ポルトガル語）で非常勤講師が各1名である。また「診療放射線学部臨床教授の称号付与に関する規程」に基づき、臨床教育の指導体制の充実を図る目的で、協力する医療機関等の指導者に対して、一定の条件を満たした場合「臨床教授」の称号を授与している。20年度は4名に授与した。

また、本学部では「群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程」に沿って、その職位により任期を定めた任期制を導入している。（教授10年、准教授7年、講師5年、助手4年）この制度は教員個々の資質維持・向上と教育研究活動の活性化を目指すものである。任期終了時にその任期期間の業績を「群馬県立県民健康科学大学における再任審査の基準等に関する内規」に定めた評価事項により審査を行い、再任可能とする制度となっている。20年度は助手1名が任期満了で再任審査を受け、再任された。

#### **(自己評価)**

専門職の教員は臨床経験が必要となるために、年齢層が高くなる傾向にある。

臨床教授の制度は医療現場での豊かな経験を踏まえた医療人がこれからの医療を担う医療人の育成に参加し、協力できる制度である。

医療機関では教育施設に比べ遙かに医療機器の更新が早い。臨床教授の指導の下で最新の装置による教育は生きた学問として学生に高い教育効果をあげる。さらに、専任教員にとっても最新技術を用いての教育現場としての医療機関は、研究活動に重要であり、活性化にもつながっている。

#### **(5) 教員の採用・昇格に関する明確な基準の制定状況及び適正な運用の実施状況**

教員の採用は設置形態より教育公務員特例法に基づいた教員選考規程によるため、評議会と学部教授会の所掌事項である。（「14 管理運営について」参照）

教員人事の基本的な方針は評議会で決定する。教員の募集、選考の基準、選考方法、選考委員会は「群馬県立県民健康科学大学教員選考規程」に則り行われる。採用は当該学部で教員選考委員会を組織し資格審査が行われる。選考委員会は選考結果を当該教授会に報告する。報告を受けて、当該教授会は選挙または信任投票により選考する。教授会での選考結果を受けて学長により任用が決定し、知事が任命を行う。昇格制度は採用していない

ために基準等はない。

(自己評価)

本学は建学の基本理念に鑑みて、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第1号「先端的、学際的又は総合的な教育機関であること、その他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき」に該当するために任期制を採用している。再任審査基準及び評価方法等の運用面の詳細は「群馬県立県民健康科学大学における再任審査の基準に関する内規」により行う。

#### **(6) 教員の教育活動に関する評価体制の整備状況**

本学は、独自の統合カリキュラムの採用により、各授業を展開するにあたって、各教員が、教育内容の精選、授業方法の検討などを行い、次回授業に反映させている。

さらに、本学は、FD活動を推進するために、両学部にてFD委員会を設置している。診療放射線学部においては委員会活動の中で、教員の教育活動への啓発などを行っている。

FD委員会では、今後も、研究会や勉強会及び講演会を企画するなど、FD活動の活性化に取り組んでいく予定である。

(自己評価)

個々の専任教員は統合カリキュラムによる授業展開の過程で、授業の質の向上に積極的に取り組んでいる。また、FD委員会も啓発活動などに取り組んでいる。

教員の教育活動に関する定期的な評価は、再任に関する規程における審査基準の業績評価項目に含まれている。

#### **(7) 大学の教育内容と研究活動の相関性**

「[看護学部] (7) 大学の教育内容と研究活動の相関性」を参照。

#### **(8) 事務職員、技術職員等の教育支援者の配置の妥当性及びTA等の教育補助者の活用状況**

現在、この項目に該当する支援者として嘱託職員1名を事務局に配置している。

(自己評価)

学生の授業課題提出状況管理、出席、授業の進め方・難易度等のための成績分布データ作り等の事務的な職務をより一層充実するために教育支援者の更なる配置が必要である。また、専門的な知識と技術に基づき教育をサポートする教育支援者として、保健医療職の豊富なキャリアを持つ人材を採用することも検討すべきである。

表3-4 診療放射線学部職位別教員数 (平成20年4月1日現在)

	教授	准教授	講師	助手	計
教養教育領域・専門基礎領域	2	0	2	0	4
専門領域	7	3	5	3	18
計	9	3	7	3	22

表3-5 診療放射線学部専門分野別教員数 (平成20年4月1日現在)

	診療画像技術学分野	医療画像情報学分野	放射線治療学分野	計
教授	4	1	2	7
准教授	2		1	3
講師	2	1	2	5
助手	2		1	3
計	10	2	6	18

表3-6 診療放射線学部教員の年齢構成 (平成20年4月1日現在)

	60歳以上	59～50	49～40	39～30	29～20	計
教授	3	3	3	0	0	9
准教授	0	2	1	0	0	3
講師	1	0	4	2	0	7
助手	0	0	0	3	0	3
計	4	5	8	5	0	22

## (9) まとめ

### (優れた点)

- ・小グループ直接指導の臨床実習は、従来の臨床への早期導入実習にとられない方法であるために教員のモチベーションを上げ、組織全体の活性化につながる。
- ・臨床教育の指導体制の充実を図る目的で、臨床教授の制度を設けたことは、医療現場での豊かな経験を踏まえた医療人がこれからの医療を担う医療人育成に参加・協力できる教育体制を設けたことになり、生きた学問として学生に高い教育効果を与え有意義なことである。

### (改善を要する点)

- ・自然科学系の教員、核医学領域の教員、教育支援者等の確保が必要である。

### (自己評価の概要)

学士課程において、自然科学系の教員（数学、物理）、核医学領域の教員、教育支援者等の確保が必要である。



## 4 学生の受入について

### (1) 明確なアドミッション・ポリシーの策定及び周知・公表状況

平成18年7月に策定・公表された本学の「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」の周知を引き続き行った。下記にアドミッション・ポリシーを示す。

#### アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

群馬県立県民健康科学大学では、大学の理念・目的を達成するために、次のような学生を求めています。

1. 豊かな人間性を培い、人間への深い関心と理解を示す人
2. 自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人
3. 他者との関わりを通して成長できる人
4. 保健医療専門職を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人

#### 看護学部

1. 人間と環境に興味を持ち、人々の健康維持、増進に役立つことを希望する人
2. 看護学への探求心を持ち、社会貢献への意欲のある人

#### 診療放射線学部

1. 論理的な思考及び柔軟な発想により、自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力を持った人
2. 診療放射線学に関心を持ち、その学問的な発展を通して国際社会及び地域社会への貢献を目指す人

また、アドミッション・ポリシーの趣旨内容に基づき入学選抜の基本方針を下記のように定め、公表・周知を行っている。

#### 入学選抜の基本方針

1. 一般入学試験では、大学入試センター試験の利用により基礎学力を判定し、個別学力試験で実施する面接により、総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定する。
2. 推薦入学試験及び社会人特別選抜試験では、書類審査により基礎学力及び学習意欲を判定し、面接により総合的な人間性を見極め、医療専門職としての適性を判定し、小論文により論理的思考能力、問題解決能力を判定する。
3. 看護学部では、バランスの取れた基礎学力が求められ、診療放射線学部では理工学的素養を判定するために数学及び理科の基礎学力を重視する。

アドミッション・ポリシー及び入学選抜の基本方針は「推薦入学・社会人特別選抜学生募集要項」および「一般入学学生募集要項」に記載した。また、大学ホームページ上にも同一内容のものを掲載した。

同様の説明は、平成20年8月1日（金）に開催されたオープンキャンパスにおいても口頭で行った。

以上の方法により、本学を志望する学生が本学のアドミッション・ポリシー及び入学選抜の基本方針の内容を十分に理解し、納得した上で受験に臨めるよう周知徹底を図った。

#### （自己評価）

平成21年度入学者選抜試験に関し、平成20年度に引き続きアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）及び入学選抜の基本方針の公表及び周知を図った。公表方法として、学生募集要項及びホームページへの記載、本学オープンキャンパスにおける口頭説明を行った。また、高校にて開催される進路相談会、模擬授業等に教員が積極的に参加し、アドミッション・ポリシーを含めて周知を図った。以上より本学を志望しようとする学生・社会人が、本学のアドミッション・ポリシーを十分に理解し、納得した上で志願をしたものと考えられる。

オープンキャンパスは、本学教員がアドミッション・ポリシーを受験希望者及び家族に直接周知できる良い機会であることから、今後もこれを継続・拡充する方針を堅持したい。また、高校教員向けの情報交換会を6月24日（火）に開催し、入試概要の説明及び質疑応答を行い早期の情報の提供を図った。

今後の課題は、盛夏における開催であるため冷たい飲料水や冷菓および午前中の参加者に対する昼食の提供について検討することである。また、大講義室の収容人員に限りがあるため、事故防止の観点から施設の拡充や開催回数などの検討が重要課題といえる。その他、家族の参加を見込める日程の工夫についても検討する必要があると思われる。

## （2）アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入状況

### 〔学生募集と入学者選抜方法〕

平成21年度入学者選抜試験において、学生募集定員及び入学者の選抜方法に関しては、平成20年度と変更はなかった。

#### ア 入学者選抜試験の概要

平成21年度入学者選抜試験方法として、平成20年度と同様、一般入学試験、推薦入学試験及び社会人特別選抜試験を行った。

一般入学試験の入学者定員は、看護学部看護学科が45名、診療放射線学部診療放射線学科が25名であり平成20年度と変更はなかった。両学部学科共に「大学入試センター試験」を利用し、個別学力試験は「面接」を実施した。また、個別学力試験の試験日程については「前期日程」を採用した。

推薦入学試験の入学定員は看護学部看護学科が35名、診療放射線学部診療放射線学科が10名、また、社会人特別選抜試験については両学部とも若干名であった。推薦入学試験及び社会人特別選抜試験の試験科目は看護学部看護学科、診療放射線学部診療放射線学科ともに「小論文（和文・英文）」、「面接」及び「書類審査」とした。各試験の募集定員を表4-1に示す。

表4-1 入学者選抜の方法と募集定員

学部学科	一般入学	推薦入学	社会人特別選抜
看護学部看護学科	45名	35名	若干名
診療放射線学部診療放射線学科	25名	10名	若干名

一般入学試験の可否は、「大学入試センター試験」及び「面接」を総合して判定した。また、推薦入学試験及び社会人特別選抜試験は「小論文（和文・英文）」、「面接」及び「書類審査」を総合して判定した。このうち、「大学入試センター試験」の利用は基礎学力の判定を主な目的とした。近年の医療技術の高度化に伴い、医療専門職においては高度な知識及び技術が要求されていることから、これに応えるために十分な基礎学力が必要であるとの考えに基づく。「面接」は、受験生の動機付け、責任感、理解力、誠実性、対人性等の総合的な人間性を評価しようとするものであり、医療専門職としての適性を判定する基準とした。また、「小論文（和文・英文）」は与えられた課題に対する問題解決能力、及びこれに伴う基本的な論理性、思考力を測る基準としている。

なお、入学者選抜の概要等を記載した学生募集要項を例年通り作成・配布した。「一般入学学生募集要項」については8月末に作成し、県内高校、その他地域機関（行政事務所、保健福祉事務所等）、県内予備校等に1,400部を配布した。また、「推薦入学・社会人特別選抜学生募集要項」も同様に8月末に作成し、県内の高校等に850部を配布した。これらの入学試験情報の要旨は大学ホームページ上にも掲載し公表及び周知を図った。

#### イ 一般入学試験

一般入学試験は次の①～⑧のいずれかに該当する者を対象にした。（平成21年3月31日までにこれらに該当する見込みの者を含む。）

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第8条第1項に規

定する認定試験合格者（同令附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項による資格検定合格者を含む。）

- ⑧ 本学が行う個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

一般入学試験の選考方法として、平成21年度は平成20年度と同様「大学入試センター試験」及び「面接」を採用した。「大学入試センター試験」の教科・科目について看護学部看護学科は平成20年度と同じ4教科・4科目を指定した。診療放射線学部診療放射線学科も平成20年度と同様、理科に関して「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」の3科目の内から2科目選択とする4教科5科目を指定した。一般入学試験の選考は、「大学入試センター試験」の成績と個別学力試験（面接試験）の成績を合わせた総合点によって判定した。看護学部看護学科の科目の配点は外国語（英語）が200点で、国語、数学、理科、面接試験は各100点であった。一方、診療放射線学部診療放射線学科は平成20年度に引き続き、数学、理科、外国語（英語）の配点が各200点、国語および面接の配点が各100点であった。なお、20年度より採用したリスニングテストでは、筆記試験（200点満点）とリスニングテスト（50点満点）の素点を合計した得点に0.8を乗じ、200点満点に換算した得点を英語の得点とした。各学部学科の試験科目及び配点を表4-2に示す。

表4-2 一般入学の試験科目及び配点

学部・学科	日程	大学入試センター試験		個別学力検査等
		教科	科目	教科・科目
看護学部 看護学科	前期 日程	国語	「国語」近代以降の文章（古典(古文、漢文)は含まない）	面接
		数学	「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅱ・数学B」、「工業数理基礎」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」の7科目のうちから1科目	
		理科	「理科総合A」、「理科総合B」、「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」、「地学Ⅰ」の6科目のうちから1科目	
		外国語	英語（リスニングテストを含む）	
		以上4教科4科目 ※ 1「数学」及び「理科」について、複数科目受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用します。 2「英語」でリスニングテストを受験しない場合は失格となります。		
診療放射線学部 診療放射線学科	前期 日程	国語	「国語」近代以降の文章（古典(古文、漢文)は含まない）	面接
		数学	「数学Ⅱ・数学B」	
		理科	物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰの3科目のうちから2科目	
		外国語	英語（リスニングテストを含む）	
		以上4教科5科目 ※ 1「理科」について、3科目受験した場合は、上位2科目を合否判定に使用します。 2「英語」でリスニングテストを受験しない場合は失格となります。		

## ウ 推薦入学試験

推薦入学試験は、次の①～⑤のすべてに該当する者又は該当する見込みの者を対象とした。

- ①群馬県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者、若しくは平成21年3月までに卒業見込みの者（県内の高等専門学校3年次以上修了見込みの者を含む）
- ②入学しようとする学部学科に対し適性を有する者
- ③成績優秀で、人物、性行等学校長が責任をもって推薦できる者
- ④推薦入学によって入学を許可された場合は、必ず入学する者
- ⑤診療放射線学部にあつては、数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学Ⅲを履修した者又は平成21年3月までに履修見込みの者

県内高校等の推薦者数は、学部ごとに2名以内とした。推薦入学試験による選抜は「大学入試センター試験」を課さず、「小論文（和文・英文）」、「面接試験」、「書類審査」の審査結果を総合して合否を決定した。

## エ 入学試験状況について

平成21年度入学者選抜試験の募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、志願倍率、受験倍率、実質倍率、合格者最高点、合格者平均点を表4-3に示す。なお、両表共に一般入学試験、推薦入学試験及び社会人特別選抜試験を合わせて記載している。

表4-3 平成21年度入学者選抜の状況

学部・学科	試験の種類	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願倍率	受験倍率	実質倍率	合格者 最高点	合格者 平均点
		A (人)	B (人)	C (人)	D (人)	E (人)	B/A	C/A	C/D	-	-
看護学部 看護学科	一般	45	143	135	52	48	3.2	3.0	2.6	483.8	412.5
	推薦	35	62	62	32	32	1.8	1.8	1.9	-	-
	社会人	若干名	13	13	3	3	-	-	4.3	-	-
	計	80	218	210	87	83	2.7	2.6	2.4	-	-
診療放射線学部 診療放射線学科	一般	25	92	88	26	26	3.7	3.5	3.4	596.0	559.0
	推薦	10	23	23	10	10	2.3	2.3	2.3	-	-
	社会人	若干名	3	3	-	-	-	-	-	-	-
	計	35	118	114	36	36	3.4	3.3	3.2	-	-

※ 推薦入学の募集人員は社会人特別選抜の「若干名」を含む。

※ 一般入学は看護学部 600点満点、診療放射線学部 800点満点。

平成21年度一般入学試験では、平成20年度に比べ志願者数に変化が見られた。看護学部看護学科の一般入学の実質倍率は平成20年度と比べ3.4倍から2.6倍に低下したが、診療放射線学部診療放射線学科では、平成20年度と比べ2.8倍から3.4倍に

増加した。一方、推薦入学の実質倍率は、看護学部が1.8倍から1.9倍に微増したものの、診療放射線学部では、3.3倍から2.3倍に減少した。一般入学、推薦入学、社会人特別選抜を合計した実質倍率では、看護学部が2.8倍から2.4倍に減少、診療放射線学部では3.0倍から3.2倍に増加した。オープンキャンパスへの参加人数は約700名と過去3年間と同様の高い水準であったことから、本学への関心の高さは引き続き維持されていると考えられる。一方、得点に関しては平成20年度と比較し、看護学部看護学科で合格者最高点は微増、合格者平均点は微減、また、診療放射線学部診療放射線学科は両者とも微減であった。

平成21年度一般入学試験の合格者数は看護学部看護学科が52名、診療放射線学部診療放射線学科が26名で、昨年と比較して看護学部看護学科は5名減少し、診療放射線学部診療放射線学科は同数であった。合格者数は、教授会により決定された定員を超える入学者数（看護学部看護学科3名、診療放射線学部診療放射線学科1名）及び受験時のアンケート調査中の本学を第1希望としない受験者数の両方を考慮し決定した。看護学部看護学科の合格対象者のうち本学を第1希望としていた学生が増加したため、合格者が減少した。診療放射線学部診療放射線学科は、平成20年度と同様、合格対象者の全員が本学を第一志望としていたため、定員を超える入学者1名を定員に加えた26名を合格者数とした。

平成21年度入学者選抜試験による入学者数は看護学部看護学科が83名、診療放射線学部診療放射線学科が36名となり、看護学部看護学科、診療放射線学部診療放射線学科とも平成20年度と同数であった。なお、看護学部看護学科では、追加合格者数は平成20年度が7名、21年度が5名と減少傾向にある。また、診療放射線学部診療放射線学科では、合格者全員が入学したため追加合格者はいなかった。

（自己評価）

平成20年度入学者選抜試験は、平成20年度入学者選抜試験と比較し、両学部とも志願者及び倍率の増加が見られ、2～4倍程度の実質倍率を確保した。入学後の学習等においても特段の問題点を認めなかったことから、平成21年度入学者選抜試験は本学のアドミッション・ポリシーに則った形での適切な入学者受け入れが実施され、かつ、この受け入れ方法が実質的に機能したものと考えられる。

### （3）アドミッション・ポリシーにおける「留学生、社会人、編入学生」の受入方針の有無及び実際の対応

本学では上記観点に掲げられた選抜方法に関し、社会人特別選抜試験のみを実施しており、留学生、編入学生等に関しては特段の制度を設けていない。

#### ア 社会人特別選抜試験

平成21年度社会人特別選抜試験は、平成20年度同様、学習意欲のある社会人を受け入れる目的で実施した。また、募集定員は若干名とした。社会人特別選抜の出願資格は、一般入学試験の出願資格を満たした上で、次の①～④のすべてに該当する者とした。

①平成20年12月1日現在において継続して1年以上群馬県内に居住し、住所を有す

る者

②平成20年3月31日までに年齢満23歳に達する者

③入学しようとする学部の専門的な知識・技術の修得に強い意欲を有する者

④入学を許可された場合は、必ず入学する者

社会人特別選抜試験による選抜は、推薦入学試験同様、センター試験を課さず、「小論文（和文・英文）」、「面接試験」、「書類審査」の審査結果を総合して合否を決定した。

推薦入学試験及び社会人特別選抜試験の試験科目については表4-4に示している。

表4-4 推薦入学及び社会人特別選抜の試験科目

試験科目	看護学部看護学科	・「小論文」（和文・英文） （英和辞典の持ち込み可） ・「面接」 ・「書類審査」
	診療放射線学部 診療放射線学科	・「小論文」（和文・英文） （英和辞典の持ち込み可） ・「面接」 ・「書類審査」

なお、社会人特別選抜試験の実施体制に関しては、次項でまとめて詳述する。

（自己評価）

平成21年度社会人特別選抜試験は、平成20年度同様、推薦入学試験と同日に実施した。両試験は、同一の試験実施体制で実施し、試験科目が一部異なること以外は同様の選抜方法を採用した。従って、社会人特別選抜試験の入学者受け入れ方針、その公表、周知、選考基準、試験実施体制（次項参照）のいずれに関しても、推薦入学試験同様適切に実施されたものと考えている。

#### （4）オープンキャンパスの実施状況

平成20年度のオープンキャンパスは、前年度の「大学説明会」から「オープンキャンパス」に名称を変更し、8月1日（金）に午前の部と午後の部の2回に分け実施した。オープンキャンパスの企画運営は、企画運営委員会及びその下部組織である広報部会が中心となって担当した。最初に全体説明会、その後各学部に分かれて学部説明会などを実施した。

今年度は、看護学部、診療放射線学部の在学生による「大学生活についてのメッセージ」を全体説明会時に設定し、「在学生による相談コーナー」も新設した。また、学生ボランティアの協力も得た。

看護学部は、前年と同様に、学部説明会に20分の時間をかけ、学部の概要、カリキュ



ラムの特徴、看護職の職種および卒業時に取得できる国家試験の受験資格、卒業後の進路について説明を行った。その後、前年度は教員の先導によるキャンパスツアーを実施したが、模擬演習室周辺でツアーが滞り、効率よく実施できなかったという反省があった。その反省を生かし、今年度は、看護技術学、生涯発達看護学（2領域）、地域健康看護学の模擬演習に、新しく「倫理と道徳」、「相手のやる気を引き出す理論と技術」の模擬講義と機能看護学の展示を追加した。そして、参加者が各々の興味関心に従って模擬講義や模擬演習に自由に参加したり、展示室を見学したりする方法を採用した。その結果、混雑が緩和され、参加者からは肯定的な反応が多く得られた。

診療放射線学部は、学部説明会に50分の時間をかけ、学部の概要・特色、カリキュラムの内容、卒業後の進路について説明後、今年度から、診療放射線技師の職業がよく分かる高校生向けのビデオを上映したところ好評であった。その後、前年同様キャンパスツアーを実施した。参加は自由であるが実際には学部説明会参加者の90%以上が参加した。今年度は新しく放射線治療分野を見学場所に加え、さらに各場所での説明を充実させることとした。その結果、キャンパスツアーは充実したが、時間がかかりすぎ、同時開催の大学教員による個別相談会、在学生による相談コーナーへの参加時間が減るといった弊害が生じた。

平成20年度の参加者は表4-5の通りである。高校生・受験生の参加は566名で、前年より39名（7.4%）の増加を認めた。家族の参加数は122名で、前年より25名（17.0%）減少した。家族の参加数の減少は、開催日を前年の土曜日から今年は金曜日に変更したことが影響していると推察される。高校教員の参加がなかったのは、今年度から6月に教員向けの大学説明会を設定したことがその理由と考えられる。

表4-5 オープンキャンパス参加者数とその属性

		男		女		計		前年度との比較	
		人	(%)	人	(%)	人	(%)	前年度参加人数	当年度/前年度(%)
志望学部	看護	18	(3.2%)	387	(68.4%)	405	(71.6%)	385	(105.2%)
	放射線	76	(13.4%)	78	(13.8%)	154	(27.2%)	142	(108.5%)
	無回答	2	(0.4%)	5	(0.9%)	7	(1.2%)		
高校生・受験生		96	(17.0%)	470	(83.0%)	566	(100.0%)	527	(107.4%)
家族		17	*(2.5%)	105	*(15.3%)	122	*(17.7%)	147	(83.0%)
教員		0		0		0		24	—
計		113	*(16.4%)	575	*(83.6%)	688	(100.0%)	698	(98.6%)

\*は参加者全体（688人）に対する割合

(自己評価)

オープンキャンパス参加者アンケート結果によると、「どの程度満足したか？」の設問に対して「満足」、「ある程度満足」と回答した人が94%に上った。特に在学生による大学生生活のメッセージや相談コーナーは好評であった。その他の学生ボランティアも十分役割を果たしたと考えられることから、来年度も継続していきたい。

今後の課題は、盛夏における開催であるため冷たい飲料水や冷菓および午前中の参加者に対する昼食の提供について検討することである。また、大講義室の収容人員に限りがあるため、事故防止の観点から施設の拡充や開催回数などの検討が重要課題といえる。その他、より多くの志願者・家族が参加できるよう複数の開催日を設ける等、日程の工夫についても検討する必要があると思われる。

## (5) 入学者選抜試験の実施状況

[入学者選抜の仕組み]

### ア 入学者選抜試験実施体制

入学試験を適正かつ公平に実施することを目的に、入学試験ごとに学長を本部長、合同入試委員長及び事務局長を副本部長、入試委員会委員及び担当職員を本部構成員とする入学試験実施本部を組織し、各部署に教職員を適切に配置することで万全な体制をとるよう努めた。入学試験の準備、実施、発表、手続き等の両学部共通の事項に関しては、両学部の学部長及び入試委員で構成される合同入試委員会で検討された。試験問題作成委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定など学部の入学試験に関わる事項は、各学部の入試委員会で検討され、合同入試委員会に報告された。なお、学部入試委員会での検討事項は、最終的に学部教授会での審議あるいは報告を経て最終決定となった。また、決定事項は、学部合同会議で報告された。

入試委員会は入学試験ごとに試験の準備段階から試験実施、判定作業、判定会議に至るまでの流れと入試委員各自の任務を明確にした役割分担一覧表を作成した。さらに入学試験ごとに詳細な実施要領、監督要領、面接要領を作成し、また、入学試験直前に担当教職員に説明会を開く等により、関係する教職員に各自の役割分担に関する詳細及び全体の流れを十分把握できるように周知徹底を図った。

試験実施体制に関して、一般入学試験については看護学部看護学科135名、診療放射線学部診療放射線学科88名の受験生に対し、面接員として看護学部看護学科15名、診療放射線学部診療放射線学科9名の計24名の教員を配置した。面接指導員・面接補助員として計14名の教員を、面接誘導員、連絡員等として計12名の事務局職員を、救護担当として計1名の教員を配置した。また、推薦入学試験の面接員として看護学部看護学科は62名の受験生に対し15名、診療放射線学部診療放射線学科は23名の受験生に対して5名の教員を配置した。小論文試験監督員として各学部3名の教員、面接誘導員に各2名の教員、連絡員等に各3名の事務局職員、救護担当として両学部の推薦・社会人特別選抜試験合わせて計2名の教員を配置した。看護学部は北棟2階、診療放射線学部は西棟2階において両学部それぞれ別の部屋で、両学部独自の面接を行なった。

面接の実施体制に関して、推薦入学試験は、看護学部看護学科は面接員5名を1チームとした3チーム編成とし、それぞれが2ないし3名の受験生の面接を実施した。診療放射線学部診療放射線学科は面接員5名による1チームを編成し、それぞれ3名もしくは4名の受験生の面接を実施した。社会人特別選抜試験の面接は前年度同様両学部とも面接員5名のチームで、1回の面接に看護学部看護学科は3名もしくは2名、診療放射線学部診療放射線学科は1名の受験生を面接した。

試験実施時、携帯電話の使用は禁止し、静穏な環境となるように努め、また受験生の動線が重ならないように配慮した。

推薦入学試験及び社会人特別選抜試験において実施される小論文試験に関し、各学部のアドミッション・ポリシーに則った選抜を行う目的で、学部ごとに独自の小論文問題（和文・英文）を作成した。小論文に関し、診療放射線学部診療放射線学科は推薦入学試験及び社会人特別選抜試験を統一的に評価する目的で和文、英文ともに同一問題としたが、看護学部看護学科では、受験生の社会経験の有無に配慮し、和文問題を推薦入学試験と社会人特別選抜試験別に作成した。

大学入試センター試験は群馬県立女子大学と共同で実施した。県立女子大学がセンター試験会場であるため、同大の要請により、本学教員も試験実施本部責任者及び試験監督者を担当した。看護学部入試委員長は1月17（土）、18日（日）の両日参加し、事務局職員は各日5名ずつ延べ10名が、試験監督者として看護学部入試委員長を含む入試委員が各日3名、計6名を配置した。平成18年度より実施されている英語リスニングテストは20年度も全国的に機器トラブルが発生したが、本試験会場においては、トラブル発生の報告はなかった

入学試験のデータ処理、チェック及びその取扱方法に関し、全ての評価項目・評点は本学の電算システムに入力し、入力したデータは印刷後、各学部入試委員と事務局教務係の入学試験担当者がペアを組み、生データとの読み合わせを行った。看護学部看護学科においてはセンター試験で「数学」及び「理科」について複数科目受験した場合は高得点科目の選別を行った。また、診療放射線学部診療放射線学科では「理科」について上位2科目の選別を行った。これら得点の総計も二重の確認を行い、人為ミスを生じないよう万全を期した。また、これら入学試験判定資料は全て学内の金庫に保管し、資料の出入庫、集計・確認には各学部の入試委員長が立ち会った。

#### イ 試験結果の開示

試験結果の開示に関しては、一般入学試験では各学部別に合格者の最高点、平均点をホームページにおいて公表した。また、受験者本人からの請求により、一般入学試験については順位及び総合得点、推薦入学試験では順位、社会人特別選抜試験に関してはA・B・C・Dのランク（判定結果）を開示した。

#### （自己評価）

平成21年度入学試験では、前年度に発生した入学試験問題作成ミスの反省を受け、入学試験問題作成マニュアルの作成、チェック体制の整備等を再発防止体制として実施したことから、ミスの発生もなく順調に終了した。

平成21年度入学者選抜試験の実施体制については、全学を挙げた組織体制のもとで十分な数の教員及び事務職員を各担当に配置し行われた。担当者に対しそれぞれの役割を十分に遂行できるようマニュアルが配布され、事前に開催された入学試験説明会における再確認等を行うことにより周知を図った。特に、他の受験者等からみて誤解を招くことの無いよう事前の入学試験説明会及び当日朝の打ち合わせにおいて担当者に周知を徹底した。また、合否判定にあたっては公正性が損なわれないよう点数化を行い、恣意性を排除した。各判定においてはミスがないように常に二重チェックを行い、試験結果も適切な形で保管した。以上のように、21年度入学試験においても前年度と同様、入学者選抜は適切な実施体制により公正に実施され、またその結果も適切な方法で開示されたものとする。

## (6) アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入状況及び検証体制

アドミッション・ポリシーの公表及び周知が行われ、これに沿った形での公平かつ適切な学生の受入がなされていると考えられる。

しかし、学生の受け入れに関する検証体制については、これを厳密に行うための基礎資料が十分整備されていない。特に、入学希望者の高校時の学業、入学試験での成績、入学後の学業及び学生生活に関する評価、相関性の検討が十分されていない。大学の完成年度を迎えたことから、今後は受験生および入学生の個人情報に十分配慮した形で、高校の調査書、入学時の成績、入学後の成績および生活状況に関し、統一的な形でこれを評価できかつ入学者選抜方法を検証するための資料として活用できるシステムの整備を実現する。

### (自己評価)

学生の受入に関する統一的な評価システムを構築できるよう個人情報保護の方針を要項に記載した。GPA等を用いた入学後の学生の成績動向の追跡調査、入学試験結果との相関についての統計資料の作成を行うことにより、入学試験方法の妥当性を継続して調査・検討する必要がある。この目的を実現するためには、受験者及び入学生の個人情報の取り扱いに関する方針を定め、要項に「出願書類により志願者から提出された個人情報及び入学試験の実施により取得した受験者の個人情報は、学内で適切に管理の上、入学生の選抜、入学手続、入学者に対する学務業務、成績追跡調査等に利用します。」と記載する必要がある。

なお、国公立大学の分離分割方式による入学者選抜業務を円滑に行うため、本学推薦入学合格者の氏名及び受験番号が独立行政法人大学入試センターに伝達されます。」と記載した。

入学試験制度は大学の理念を実現する第一段階であることを十分認識して、社会の本学に対するニーズを見極めながら学生受け入れの方法を検討していきたい。

## (7) 入学定員数と実入学者数

### ア 定数管理

本学の学生収容定員は大学完成年度において両学部学科合わせて460名である。看護

学部看護学科が各学年80名、診療放射線学部診療放射線学科が各学年35名となる。平成17年4月開学のため平成20年4月1日現在では、4学年で構成され、看護学部看護学科は、4年生77名、3年生81名、2年生79名、1年生83名、診療放射線学部診療放射線学科が4年生35名、3年生34名、2年生36名、1年生36名である。両学部学科合わせて461名となる。内訳は看護学部看護学科320名、診療放射線学部診療放射線学科141名である。

#### イ 退学者の状況等

平成21年3月31日現在において、看護学部看護学科の1期生のうち1名は進路変更のため退学し、1名が休学、2期生のうち1名は進路変更のため退学し、2名が休学、3期生のうちの3名は進路変更のため退学し、1名が休学となった。診療放射線学部診療放射線学科は、1期生のうち1名が休学、2期生のうち2名が退学となった。

#### (自己評価)

入学定員数と実際の入学者数の乖離はほぼ認められず、学生の受け入れ状況は適正である。

また、自己都合による退学者10名以外は極端な成績不振者や長期欠席者は見られず、良好な学事運営がされていると考えられる。本学では、クラス担任、教務委員、学生委員、カウンセラーが協力して相談・指導に当たる体制を作っている。さらに、クラス担任を2名置くのみならず、クラスを数グループに分けたグループ担任も設置している。加えて、単位取得の相談・指導に当たるカリキュラムアドバイザーも別に置かれ、一人の学生を複数の教員がサポート、きめ細かな教育・指導態勢を執っていることが学生生活の安定化に寄与していると考えられる。

### (8) まとめ

#### (優れた点)

- ・平成18年度に策定されたアドミッション・ポリシーに沿った形で入学者の受け入れを行った。また、アドミッション・ポリシーは適切な形で公表及び周知された。
- ・アドミッション・ポリシーに則った形での適切な学生の受け入れ方法が採用されており、実質的に機能している。
- ・学習意欲のある社会人の受入に関して、社会人特別選抜制度を適切な形で実施している。
- ・入学者選抜は適切な実施体制により、公正に実施されている。
- ・入学定員と実入学者数との関係は適正である。

#### (改善を要する点)

- ・平成20年度入学試験で発生した小論文入学試験問題作成ミスを受け、再発防止体制として、入学試験問題作成マニュアルの作成、チェック体制が確実に働く仕組みの構築を行った。また、問題等の漏洩防止のためのマニュアルを作成した。以上の対応により、平成21年度入学試験は、入試問題作成ミスは発生しなかった。

- ・アドミッション・ポリシーに則り受け入れを行った学生が期待通りの資質を發揮しているかどうかを検証するための総合的な評価システムが十分整備されていない。個人情報保護に十分留意しながら高校調査書、入学試験成績、入学後の学業成績、学生生活等を匿名の元に一元的に評価できるシステムの構築は、本学が求める学生の適切な選抜に有効と考えられ、個人情報保護に関する記述を要項に追加した。さらに、対応するシステムの構築を進めている。

#### (自己評価の概要)

平成18年度に策定されたアドミッション・ポリシーは適切な形で公表及び周知されており、これに沿った形で適切な試験実施体制の下で公正な学生の受け入れが行われた。また、きめ細かな教育・指導体制の下で適正な数の学生が学習を行っている。

入学試験問題作成ミスに関しては、マニュアル作成、チェック体制の整備を十分行い、再発の防止に全力で取り組んでいる。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れに関して評価可能なシステムの構築を進めるために個人情報保護の記載を行った。

## 5 教育内容及び方法について

### [看護学部]

#### <学士課程>

##### (1) 授業科目配置の妥当性及び教育課程の体系制の確保状況

本学の教育課程は、統合カリキュラム編成の方法論に基づき、「教養教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「保健医療専門職共通専門科目」から構成されている。

「教養教育科目」は、専門職業人としての高度な知識と技術を修得する以前に、人間としてより豊かに成長・発達する基盤を獲得することを重視し、「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4学科目群、計32科目から構成されている。これら4学科目群32科目のうち、科目群「文化と生活」の「群馬県民の文化と生活」は、群馬県民をはじめ、地域に生活する人間の保健・医療・福祉環境へのさらなる貢献を目ざす本学の基本理念との関連を意図し、看護学部と診療放射線学部の必修科目に指定した。また、科目群「人間とコミュニケーション」の「情報科学」は、未来社会におけるコミュニケーション技術の拡大を視野に入れた科目として配置し、これも両学部の必修科目に指定した。残る30科目のいずれも、専門基礎科目、専門科目と有機的に関連し、大学の理念・教育目的を反映する内容を提供しており、学生が学部の枠を越えて科目選択できるようになっている。看護学部は、この「教養教育科目」の卒業要件単位数を22単位以上としている。

また、「専門基礎科目」は、看護職者・診療放射線技師の実践を支える独自の専門的知識・技術を学習するための前段階として学ぶ科目群であり、「環境と健康」、「人間の発達と健康」、「専門職的態度の基盤」の3学科目群、計20科目から構成されている。これら3学科目群のうち、「環境と健康」、「人間の発達と健康」には、両学部同一の名称をもつ科目を配置している。これらの科目は、共通性を強調しつつ、各学部の教育目的及び学生の特徴を考慮し、独自の学科目標、時間配分、方法を設定し展開している。同時に、「専門職的態度の基盤」に配置した科目の多くは、保健医療専門職としての特性獲得という共通性をもつため、合同授業を展開し、看護職者、診療放射線技師の役割や専門性への関心を高める機会を提供する。看護学部は、この「専門基礎科目」の卒業要件単位数を23単位以上としている。

さらに、「専門科目」は、看護職者の実践を支える専門的知識・技術を学ぶ学科目群であり、「看護の本質と看護技術」、「人間の生涯発達と看護」、「地域で生活する人々の健康と看護」、「看護専門職の役割と機能」の4学科目群、計36科目から構成されている。この「専門科目」を通して、教育目的・目標の達成に直結する能力の獲得を意図した内容を提供する。その能力とは、人間の生涯発達と生活の場に応じた看護展開能力、看護技術の原理を理解し、実践の現状に合わせて応用・発展させる能力などである。この能力獲得に向けた教育方法として、1年次から実習を開始するとともに、エビデンスに基づいた授業を展開

する。また、4年次には、「看護専門職者の役割と機能Ⅱ－1（総合実習）」、「看護専門職者の役割と機能Ⅱ－2（役割移行実習）」を配置し、専門基礎科目・専門科目を通して学習した内容を統合する授業の展開を計画している。看護学部は、この「専門科目」の卒業要件単位数を66単位以上としている。

加えて、「保健医療専門職共通専門科目」は、看護学部・診療放射線学部の各専門性を越えて、保健医療専門職に求められる知識・技術・態度を学ぶ科目群であり、計5科目から構成されている。この5科目は、全て診療放射線学部との合同授業を展開しており、「保健医療情報組織学」、「保健医療チーム連携論Ⅰ」、「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」3科目を必須科目に指定している。これにより、看護職者・診療放射線技師相互の役割を理解する基盤とし、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能の共通性・相違性を学ぶ機会を提供する。看護学部は、この「保健医療専門職共通専門科目」の卒業要件単位数を5単位以上としている。

#### （自己評価）

本学の教育課程は、教育理念・教育目的に基づき、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目を設定し、それにより、各科目間の有機的な連携が図られている。また、看護学部・診療放射線学部の枠を越えた学際性・総合性を考慮した編成になっている。特に、専門科目には、教育目的に掲げられた人材の育成に直結する内容が多分に包含されている。さらに、既習の内容を統合し、職業活動への移行を促進する独創的な科目が設定されている。これらは、本学の教育理念・教育目的の達成に向けた堅実な取組みである。

20年度は、完成年度であり、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目に加え、4年次配置の保健医療専門職共通専門科目が初めて実施された。4学年の学生に必修科目、選択科目等の配置に関する問題は生じていない。

以上は、両学部が適切な授業科目配置の実際を展開し、大学全体としての教育課程編成の体系性を確保していることを示している。

## （2）授業内容と教育課程編成の趣旨との整合性

「教養教育科目」は、人類の文化遺産や現代社会のもつ理念、使命とともに、現代の学問領域の基礎的知識や研究方法についての概略などを学び、豊かな人間性の基盤となる幅広い教養と知識の修得を目指している。また、個人の主体的な選択を尊重しつつ、本学の理念・教育目的である人間理解や科学的根拠への価値付けの基礎を築くことを意図して編成されている。

「専門基礎科目」は、看護学的視点から人間の健康・環境及び生涯発達を理解するための基盤並びに看護専門職者として対象と相互行為を展開する基盤を育成することを意図して編成されている。

「専門科目」は、看護実践の原理・原則となる基礎的知識・技術の修得、人間の発達段階の相違、生活する場の違いに応じた実践の共通性・普遍性の理解を通し、対象の個別性に合わせた看護を展開するための基礎的能力を段階的・系統的に学習することを意図して編成されている。さらに看護学の研究成果を理解し、実践に活用する機能を高め、教育的、



管理・政策的な側面から看護職者の発達を支援する必要性を学習する機会として設定されている。

「保健医療専門職共通専門科目」は、保健医療チームの一員としての看護職者の役割や重要性に関する理解を促進し、さらに他のチームメンバーの立場を尊重し、協働するための基礎的態度を育成することを意図して編成されている。

看護学部は、カリキュラム編成の結果抽出された授業の概要と学科目標をシラバスに明記している。各科目の担当教員は、これを前提に教育目標・内容等を設定している。

(自己評価)

各科目の授業の概要は、カリキュラム編成の結果抽出されており、それは必然的に、教育課程の編成の趣旨にかなったものとなっている。また、この授業の概要と教育内容(授業の内容)の一貫性は、概ね確保されている。

本学は、開学認可の過程において、大学設置審議会から教育課程に安全管理に関する科目設置の必要性があるとの指摘を受けた。これに対し、本学は統合カリキュラム編成の方法論を採用しているため、「安全管理」に関する学科目を設置せず、各学科目における教育内容の充実を通して「安全管理」に関する基礎的能力の習得を保証する旨を回答し、設置認可に至った。完成年度を迎え、看護基礎教育課程の安全管理教育に必須の内容を研究的に検討した成果に基づき、「安全管理」に関する教育の現状について看護学教員を対象に調査した。その結果、安全管理教育に必須の内容の殆どは、教員個々が担当するいずれかの学科目において教授されていることを確認できた。

これらのことは、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断できる。

### (3) 授業における研究活動成果の反映状況

看護学部は、「対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく看護を展開するための基礎的能力を育成する」、「看護職者として自律的に発達し、将来的には、看護実践に採用可能な研究成果を産出し、看護における技術革新を促進するとともに、わが国の最高水準を満たし、群馬県のみならず、世界的にも普及する新たな看護実践の創造開発に携わる人材を育成する」ことを卒業生の特性に掲げている。これを目標とし、その達成に向け、各教員は、自らの研究成果及び授業に関連する有効な研究成果を活用し、エビデンスに基づいた授業を展開することを目指している。また、各教育研究分野に所属する教員は、原則として教育研究分野と共通する学科目を担当し、研究活動と教育活動の関連を強化している。

20年度に開講されている授業科目について、担当教員に自身の研究成果を活用したか否かを調査した結果、活用したと回答された科目は79科目中48科目(60.8%)、活用していないと回答された科目は、26科目(32.9%)、無回答5科目(6.3%)であった。活用したという教養教育科目は24科目中17科目(70.0%)、専門基礎科目は18科目中13科目(72.2%)、専門科目は37科目中18科目(48.6%)であった。自身の研究成果を活用していない理由は、授業に直接活用できる研究成果を産出していない、授業内容及び学生の受け入れ態勢に一致していないといったものなどであった。

(自己評価)

本学の卒業生の特性に掲げた目標を達成するためには、科目を担当する個々の教員が、自らの研究成果を授業に反映させ、エビデンスに基づく授業を展開することが重要である。今回の調査においては、自身の研究成果を活用している教員が60.8%と過半数を超えたことは、研究成果を授業に取り入れる教員の前向きな姿勢を反映していると考えられる。一方、研究成果を活用していない理由として、授業に直接活用できる研究成果を産出していない、授業内容及び学生の受け入れ態勢に一致していない場合である。学科目の目標を達成するためには、関連する有効な研究成果を活用しているとの回答もあり、今後も継続して研究成果活用状況を把握する必要がある。

#### (4) 教育課程編成時における配慮（学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等への対応状況）

ア 他学部の授業科目の履修

他学部の授業科目を履修できるように両学部共通科目を多く配置し、診療放射線学部開設科目「人間と放射線」を看護学部学生26名が、「医療画像情報解析学」を看護学部学生12名が履修した。

イ 他大学との単位互換

群馬県内3公立大学間での単位互換制度への参入は、17年度からの検討事項であり、本学としての結論には至っていない。

ウ 入学前の他大学等での既修得単位の認定

履修登録期限前に既修得単位の認定結果を通知できるよう、制度の案内、申請及び判定期日を早期に設定し、認定している。20年度は、看護学部入学生1名に対し、計10科目18単位を認定した。

エ 補充教育等の実施

学年間を超えて履修可能な選択科目において、履修登録が集中した場合には、1科目を2回開講して選択肢を増やし、教育効果の低下を防止するための策を講じている。20年度は、不合格者6名からの再履修希望に伴い、時間割上特別な配慮が必要な専門基礎科目1科目について、空き時間に学習が補完された。

オ 科目等履修生制度の活用

前期セメスター及び後期セメスターに先立ち、ホームページに科目等履修生制度に関する情報提供をしているが、履修生は存在しなかった。開講科目は、原則として講義科目に限定しているため、今後は問い合わせ内容及び情報提供の方法等を検討していく必要がある。

#### カ 卒業前の学生への専門職者の役割移行への支援

4年次後期 Semester には、卒業必要単位に含まれない自由科目として看護専門職の役割と機能Ⅱ-2（役割移行実習）を卒業直前の時期に設定している。これは、学生が就職を希望する専門領域と類似したフィールドにおいて実習し、保健医療チームメンバーとしての看護職者の実践を学ぶことを通して、これまでの学習を確認し、問題に直面したときの学術的・自律的解決の重要性を学習する目的で提供されている。今年度は3名の学生が履修した。

#### （自己評価）

本学の教育課程における配慮は、大学設置申請の段階で検討したものである。完成年度まではこの教育課程による教育を遂行するが、学生の多様なニーズに対応するため、選択科目の履修登録者集中への対応、補充教育の実施等、運用面での教育の効率化を図っている。他大学との単位互換は、統合カリキュラムの整合性の維持という観点から慎重に結論を出す必要がある、社会からの要請を念頭に置きながら、完成年度におけるカリキュラム評価に基づき対応することが適切である。科目等履修生制度を活用した学生は存在しなかったため、問い合わせ内容及び情報提供の方法等を検討していく必要がある。また、学生から専門職者への役割移行における課題を克服するための自由科目を卒業直前の複数の学生が履修した。

### （5）単位の実質化への配慮状況

#### ア 授業時間外の学習時間の確保

時間割については、選択科目を多く設け、必修科目がⅠ限からⅤ限まで続かないよう配慮している。

最も時間割が過密になる3年次前期 Semester の必修単位数は、21単位である。そのため、必修の専門科目が集中する3年次の時間割には、選択科目を多く取り入れるなど、学生が主体的に学習を進めながら自己学習の時間を確保できるように配慮した。さらに、学生が4年間を通じて個々の学習状況を自己評価しながら選択科目を履修できるように、各学年に選択科目をバランスよく配置している。

卒業要件は、大学設置基準の下限（124単位）を考慮し126単位に設定しており、自己学習等の時間を十分に確保できる範囲にとどめた。

以上により、学生は、単位を取得するための十分な学習時間を確保できる。

また、学生が授業時間外に取り組む学習をより効果的に支援するため、シラバスにおいて授業内容とともに、各単元の事前学習、事後学習の課題を具体的に提示する必要がある。これは、一部の教員はシラバスに提示しているものの、全学的に実施されていないため、推進していく必要がある。

#### イ 組織的な履修指導

組織的な学習指導として、GPA制度およびカリキュラムアドバイザー制度を導入し、学生の成績を Semester GPA と累積 GPA により客観的な数値として示している。

カリキュラムアドバイザーは、学生10名につき1名から2名の専任教員（講師以上）

が担当する。特に大学の学習方法が確立していない1年次生に対しては、学生10名につき2名のカリキュラムアドバイザーを配置し、学生が主体的に履修計画を立案するために要望に応じて適宜相談できる環境を提供している。

カリキュラムアドバイザーの教員を構成員とするカリキュラムアドバイザーシステム運営部会を開催し、打ち合わせ及び検討を行い、学生の履修相談に適切に応じられるように工夫している。履修登録の過剰が生じないように、会議を通して教員が共通理解するように努め、履修登録ガイダンスや個別指導の際に学生に強調している。

4年次生の卒業時点での取得単位は、126単位から138単位の範囲であり、卒業要件126単位を10単位超える学生が3名存在した。しかし、これらの学生のGPAは、3.1から3.6の範囲であり、学生の学習意欲が高い結果、多くの科目を履修している可能性があり、卒業時点での目標達成度に影響はなかった。

#### ウ 履修科目の登録の上限設定

履修科目登録に関して上限を設定するキャップ制は取り入れていない。履修登録過剰の予防的措置として、ガイダンス時に過剰な履修登録を避けることとその必要性をGPA制度の特徴と関連づけた上でオリエンテーションを実施している。また、4年間の履修計画・各セメスターの履修登録の適切性を検討できる資料（履修計画用時間割、履修登録確認表、個別履修計画用紙）を配付している。学生は、これらに基づいてカリキュラムアドバイザーに相談した上で履修登録を行っている。

履修登録状況は表5-1の通りであり、20年度の1年次生の平均履修登録単位数が42単位であった（19年度、42単位）。2年次生は36単位であり過剰履修傾向は生じていない。さらに、3年次生は38単位、4年次生は10単位\*であった。本学は、専門職養成カリキュラムであり、3年次後期セメスターから4年次前期セメスターにかけて実習科目が集中するため、講義・演習科目を同時に履修することが困難であり、その時期に履修可能な単位数が減少する。上限設定を行った場合、1年次の履修登録分を、必修の専門科目の多い2年次後期・3年次前期セメスターに移行せざるをえなくなり、実質的に学習活動が過密になる。これらの状況を総合的に捉え、カリキュラムアドバイザーによる個別指導を継続し、単位の実質化を図っていく方針である。

\* 3年次後期セメスターから4年次前期セメスターを通して認定される実習科目の14単位は、3年次の単位数として計算している。

#### （自己評価）

履修科目の登録の上限設定はしていないが、GPA制度、カリキュラムアドバイザー制度の導入により組織的な履修指導を行った結果、19年度に引き続き、過剰履修傾向は生じていない。また、時間割における必修科目、選択科目の配置を工夫しているため、学生の自己学習時間を阻害するような過剰履修登録は生じていない。

学生の主体性を尊重する本学は、可能な限り上限設定を行わず、学生の自己評価に基づく適正履修を望ましいとしてきた。完成年度である平成20年度の履修登録状況を概観すると各学年においてバランスよく履修している状況となった。また、卒業時点での修得単位

が、卒業要件より10単位を超える136単位以上の学生が数名あったが、GPAも比較的高く、履修計画上の問題はなかった。これは、カリキュラムアドバイザー制度が十分に機能し、効果的な履修指導がなされた結果である。

今後も、単位の実質化という観点からの履修登録支援が徹底できるよう、教員による打ち合わせ会議等においてその必要性を繰り返し周知していくとともに、履修登録ガイダンスの際に1・2年次の履修登録の上限の目安を提示した上で、学習意欲の高い学生などが希望する学科目を積極的に履修できる環境を維持していく。

学生の学習時間確保とその促進のため、シラバスの内容に事前学習や事後学習の課題を具体的に明示するよう全学的に取り組む必要がある。

表 5 - 1

平成 20 年度 1 年次生履修登録状況

	前期 必修科目	前期 選択科目	前期 計	後期 必修科目	後期 選択科目	後期 計	通年 計
平均	10	9	19	12	11	23	42
最多		11	21		15	27	46
最少		6	16		6	18	37

※なお、上記の数値は既修得単位認定を受けている学生を除いて算出している。

平成 20 年度 2 年次生履修登録状況

	前期 必修科目	前期 選択科目	前期 計	後期 必修科目	後期 選択科目	後期 計	通年 計
平均	16	4	20	14	2	16	36
最多		8	24	15	6	20	42
最少		0	16	14	0	14	32

平成 20 年度 3 年次生履修登録状況

	前期 必修科目	前期 選択科目	前期 計	後期 必修科目	後期 選択科目	後期 計	通年 計
平均	22	1	23	14	0	14	38
最多	23	4	26		2	16	42
最少		0	22	5	0	5	28

平成 20 年度 4 年次生履修登録状況

	前期 必修科目	前期 選択科目	前期 計	後期 必修科目	後期 選択科目	後期 計	通年 計
平均	5*	0	5	5	0	5	10
最多					2	7	12
最少							

\* 選択必修 2 単位を含む

※ 4 年生の最多履修：138 単位（1 名）、137 単位（2 名）

平均：128.3 単位

## (6) 授業形態（講義、演習、実験、実習等）の組合せの妥当性及び学習指導法上の工夫の状況

19年度に引き続き、20年度の実態調査を行った。以下はその結果である。

### ア 教養教育科目

教養教育科目における調査対象科目は32科目、回答科目は22科目であった。講義・演習・実習の形態を組み合わせていると回答した科目は12科目、単独の授業形態であると回答した科目は10科目であった（表5-2）。単独の授業形態とした理由についての回答は、「内容からみて単独の授業形態が適切である」「単独科目であるため」「教室、教員、授業時間が不足している」などであった。

### イ 専門基礎科目

専門基礎科目における調査対象科目は、20科目であり、回答科目は17科目であった。講義・演習・実習の形態を組み合わせていると回答した科目は、47.0%（8科目）、単独の授業形態であると回答した科目は、53.0%（9科目）であった（表5-2）。単独の授業形態とした理由についての回答は、「授業内容から見て、単独の授業形態が適切である」「実験を行いたいが、授業時間が不足している」などであった（表5-3）。

専門基礎科目においては、特に学科目「人間の発達と健康」各論（導入実習）は、講師以上の教員1名が5名から6名の学生を担当し、計17施設に存在する母胎期、乳幼児期・学童期、思春期・青年期、成人期、老年期の人々を対象とした参加観察実習を行っている。この科目は、主として講義形式で実施される「人間の発達と健康」概論との関連性が極めて高く、その理解を深めるとともに、次年度の「人間の発達と健康」各論ⅠからⅥの学習に対する関心を高め、動機付けとなっている。このように複数の学科目を通して、多様な授業形態による授業を提供し、教育効果を高めている科目もある。

### ウ 専門科目

専門科目における調査対象科目は41科目、回答科目は37科目であった。講義・演習・実習の形態を取っていると回答した科目は63.5%（24科目）、単独の授業形態であると回答した科目は、36.5%（13科目）であった（表5-2）。単独の授業形態とした理由についての回答内容は、「授業内容からみて単独の授業形態が適切である」「関連科目で調整し、次年度から演習を組める構成にできた」などが多かった（表5-3）。

教養教育科目、専門基礎科目、専門科目別の「講義・演習・実習を組み合わせている」割合は、専門科目、教養教育科目、専門基礎科目の順であった。

18年度に開講した看護技術学各論ⅠからⅤは、講義・演習を主体とした授業形態に加え、参加観察実習を実施し、学内で学習している看護技術の原理・原則が、臨床環境の中でどのように応用展開されているのかを検証しながら学習する方法を実施した。また、段階的に行動目標を設定し、最終的に看護技術学各論Ⅵ（実習）看護過程の展開を実施した。その際、大学で学習した技術と臨床で実施される技術の相違にとまどう学生は少なく、看護技術教育における新たな教育方法としてその効果が示唆された。また、地域健康看護学概論では、講義を主体とする授業に加え、様々な地域で生活する人々の環境と健康を参加観察する実習を企画した。県内の山間地域4カ所を教員と共に訪問し、そこで生活する人々

との相互行為を通して講義で学習した知識を深める機会を設けている。

特に専門科目に関しては、条件の不足を理由に単独の授業形態としている科目はなかった。しかし、専門科目や教養科目は、様々な条件から、単独の授業形態を余儀なくされている可能性が示唆された。施設・設備、教員の協力体制などは、改善可能であるため、必要な条件を明らかにし、整備していく必要がある。

表5-2 看護学部授業形態（講義・演習・実習）の組み合わせ

	組み合わせている		組み合わせていない		合計
	科目数	割合	科目数	割合	
教養教育科目	13科目	54.2%	11科目	45.8%	24科目
専門基礎科目	8科目	47.0%	9科目	53.0%	17科目
専門科目	24科目	74.2%	13科目	25.8%	37科目
合計	45科目	63.5%	33科目	36.5%	78科目

表5-3 看護学部 単独の授業形態とした理由

記述内容(回答数)
授業内容から見て、単独の授業形態（講義）が適切である。（14）
単独の科目のため。（2）
演習・実習も行いたい、時間が不足している。（7）
設備がない。（3）
教員が足りない（1）
講義以外の何かが、現在の条件下でできると思えない。
演習を取り入れることを検討している。来年度から取り入れる。（2）
学生の自主性を尊重する科目である。（1）
無理やりに学生に母語とまったく異なるポルトガル語を発表させたり、演習させるのは大変であるから。

#### エ 教材・教具の工夫（表5-4）

教材・教具の工夫について、回答のあった全77科目のうち、「毎回の授業で工夫している」科目は、74.0%（57科目）、「授業時間によって工夫していない場合もある」科目は16.9%（13科目）、「特に工夫していない」科目は9.1%（7科目）であった。

また、「毎回の授業で工夫している」「授業時間によって工夫していない場合もある」と回答した科目の担当教員が実施している教材・教具の工夫に関する記述は、多様であった。中でも視聴覚教材（プロジェクター、ビデオ、MR画像）が最も多く、次いでオリジナルの配布資料、作品等であった。これは、様々な教材を組み合わせた工夫による授業展開が行われている状況を示す（表5-5）。



表5-4 看護学部 教材・教具の工夫

毎回の授業で工夫している		授業時間によって工夫していない場合もある		特に工夫していない		合計
57科目	74.0%	13科目	16.9%	7科目	9.1%	

表5-5 看護学部 教材・教具等教育方法について特に工夫している点

記述内容
・使用する統計資料、事例提供する場合、適切な事例を検討している。
・教員間で開発した事例を活用、PP画面等作成している。
・学生にとってできるだけ身近な教材を活用するよう心がけている。
・具体的に理解できるよう、ビデオ等による映像を用いた説明を取り入れている。
・教員の体験（事例）を用いて一般論と関連づけて説明している。
・講義内容が具体的にわかるようにVTR（ニュースで取り上げられた事例）を示し、解説している。
・保健師活動がわかりにくいという学生の声も多く聞かれるので、なるべく現場の事例を教材として用いながら、地域看護活動の原則を伝えられるように努力している。
・教材として製作されたものも含めて、映像を用いる。（3）
・PowerPointで最新の映像や画像を用いて授業を行っている。（2）
・実験においては毎回予備実験を行い、教育効果の向上に務めている。
・分子生物学の基礎知識の確認しながら授業を進めている。
・できるだけ新しい情報、わかりやすい具体例を取り入れる（2）
・新聞記事やマスメディアなど身近な情報を取り入れる（2）
・チュートリアル方式を採用し、チューター8名による模擬授業演習を行っている。
・演習にPP、スクリーン、プロジェクターを用い、必要に応じてPP画面を提示している。
・Webなどで最新の社会情勢をつかみ、教科の内容を学ぶ必要性が学生に分かるようにしている。
・教材に事例を入れるようにしている。
・毎回の授業毎に、目的に応じた資料を作成し、配布している。
・プロジェクターやマイクなどは、授業の度に確認し、調整している。（3）
・毎回の授業毎に、目的に応じた資料を作成し、配布している。（3）
・視聴覚教材を適宜用いて、学生の興味・関心及び理解の向上を図っている。
・教員自身の研究成果を用い教材化している。
・教材の工夫として、ケア対象の理解をすすめるために、事例紹介を丁寧に行い、エピソードを紹介した。
・雑誌で紹介されている療養者の写真や介護用品などを映像で示しながら紹介した。
・ケア提供者の理解をすすめるために実習先の訪問看護ステーションに協力を得て、ステーション

内の写真を取り、映像で示しながら紹介した。
・「地域で生活する障害児（者）と家族を支える保健医療福祉の連携」のテーマについて新たに福祉に関する教授内容を取り上げ、学生が興味や関心が持てるように、最新の活動を紹介する資料を作成した。
・最新の情報を提供できるように資料を作成している（２）
・ビデオ等の学生にイメージがわかりやすい教材を用意して伝えている
・音声録音（テープ・HD、音声教材のデジタル化・PC への upload 等）、ビデオ教材、パワーポイント準備、インターネットからの英語読解教材の作製、参照 URL の調査等々（３）
・視聴覚教材を用い、現在世界で発生している問題をできるだけ取り入れている。
・地域健康看護学の活動分野における５つのフィールドにおいて実習施設を確保し、実習を行っている。
・地域健康看護学の導入となる科目であるため、地域における看護活動をイメージ化できるよう保健師活動に関するビデオ教材を頻回に使用している。
・学生が自律的に学習を進められるよう、テーマの選択・グループ編成など、学生自身が意志決定できるよう意図的に関わっている。
・生きた蚕、養蚕用具、繭、生糸、絹織物等の現物を学生にふれて体験させる。
・DVD、CD、テープレコーダー、写真等により学習をすすめる。
・より身近な素材（新聞、TV、雑誌等の各種情報）を教材化している。
・古代の技術について体験的活動も実施し、理解を深める。
・毎回の授業プリントを自作し、授業を進める中でプリントを調整している。
・音源を聞く。
・メインとサブに分け、サブではアップ、トゥー、デートな問題を取り上げている。メインにおいても内容（テキストの）が不十分な場合、加えている。
・なるべくモデルや教具を使うようにしている。
・授業に関連した最近の話題をコピーして提供。
・ワークシート（授業内容の予定・考えるテーマ）を授業ごとに配布。
・毎回レジメをつくっている。
・導入の部分でコンピュータグラフィックを制作し、提示している。
・視覚的教材の利用が数回ある
・資料を回覧、その場で隣の方と議論し合う。
・体験を語り合う。
・音楽、ビデオ、パワーポイントの使用

#### オ 教材・教具の整備状況

教材・教具の整備状況に対する科目担当教員の認識を調査した結果は、「十分準備されて

いる」と回答した科目が53科目（67.0%）、「授業時間によって準備されていない」と回答した科目が18科目（22.8%）、「準備されていない」と回答した科目が4科目（5.1%）、「回答なし」が4科目（5.1%）であった（表5-6）。

表5-6 看護学部 教材・教具の整備状況

十分準備されている	授業時間によって準備されていない	準備されていない	回答なし	合計
53科目 (67.0%)	18科目 (22.8%)	4科目 (5.1%)	4科目 (5.1%)	79科目 (100%)

また、「準備されていない」と回答した科目の記述内容は、「視聴覚教材が不足している」「LL 教室、講義室の旧視聴覚機器の新規導入が必要」「図書不足」「文献検索システムの不足」等であり、図書館に関連する教材・設備の不足の指摘、視聴覚教材、情報処理関係の整備の不足に関する指摘が多くみられた（表5-7）。

表5-7 看護学部 教材・教具の整備状況(課題)

記述内容
・演習で使用するビデオの経費が確保できない。
・演習で使いたいシニア・シミュレーションの装具が十分な数がない。
・最新の統計関係の書籍、資料を必要な量を確保できない。 例：国民衛生の動向
・PC を使いインターネット英語読解教材・HP・英語ニュースなど教室によってアクセス不可能。
・LL 教室・第5・6講義室での旧式視聴覚機器の新規導入が必要。
・本学図書館に適切な視聴覚教材や図書等が不足しているため、ニュースを録画したり、ビデオをレンタルしなくてはならない。
・地域における看護活動をイメージ化できる保健師活動に関するビデオ教材が不足している。
・技術演習に用いるモデルを順次修理していますが、まだ十分ではない。
・15グループによる文献検索・精読の授業である。医学中央雑誌を同時に使用できる数が4グループに限られているため、文献検索を行いたい時間が集中したときには、交代しながら文献検索するよう伝えている。
・指定テキストの到着が遅い。
・かなり充実していると思うが、自作教具なので、作るのに手間がかかり、すべて作りきれていない。

(自己評価)

17年度は、開学1年目であったことから授業形態、教材・教具を含む教育方法の実態

を示す資料が乏しい状況にあり、教育活動に関する実態調査の必要性が課題となっていた。18・19・20年度は、この課題を受け、各教員の自己評価に基づく教育活動に関する調査を行い、教員の協力を得てその実態を明らかにすることができた。20年度は、18・19年に比較し、整備されているという回答割合が、67.0%と高くなっており（平成19年度、48.0%）徐々に整備されつつある状況にある。一方、視聴覚教材、関連図書不足など、図書費に関わる教材不足の指摘が目立った。今後は、予算的な配慮を含めて、教育に必要な図書、視聴覚教材の充実を優先していく必要がある。また、LL教室の教材の旧式化などは、効果的な語学教育の実現を著しく阻害する可能性が高い。医療職者においては、今後、クライアントのみならずスタッフ間の英語によるコミュニケーション能力なども求められる。語学に関する教室の充実を優先して検討していく。また、インターネット環境、文献検索システムの整備は、エビデンスに基づく教材作成を促進する上で必要不可欠であり、同様に充実を図っていく必要がある。

特に文献検索システムに関しては、大学院の設置に伴い需要が高くなることを見込まれることに加え、本学のカリキュラムの特徴上、学生が、授業中に文献検索システムを利用する機会が多い。これらの授業に際し、学生の学習に不利益が生じないようにデータベースの利用権なども見直していく必要がある。

教育方法の実態に関する調査結果は、授業の内容との関連で単独の授業形態を選択している場合が多かった。授業の目的・目標に沿って多様な授業形態を用いることが重要であり、その科目の目標達成度との関係で授業形態の適切性を検討していく必要がある。また、時間の不足を理由とする科目もあった。授業形態を多様にする際に、その授業形態に応じた授業時間数を新たに算出した上で全体の授業時間を設定する必要がある。このような知識を共有することにより、授業時間数の不足による授業形態の単一化は、回避できる可能性が高い。こうした中で独創的な方法により、様々な授業形態を組み合わせ、効果を上げている授業も確認できた。

なお、20年度の調査により明らかになった教材・教具整備の課題については、21年度の当初予算に整備計画を立て、それを計上しているものもあるが、LL教室の整備等予算的に対応不能な内容も確認できた。語学教室の整備は、重要な課題にもかかわらず、進展しない現状が続いているため、22年度の実現に向けて、予算確保の段階から見直していく。

## （7）教育課程編成の趣旨とシラバスの整合性

看護学部は、統合カリキュラム編成の趣旨に沿ったシラバス作成のための配慮として、カリキュラム編成の結果抽出された授業の概要・学科目的をシラバス上に明記し、これに基づいて教育目標・内容・方法・評価等を各科目の担当教員が作成するという手続きをとっている。各科目の担当教員は、シラバスにおける授業の概要・科目目的と教育内容等の整合性を確認することにより、カリキュラム編成の趣旨との整合性を保つシラバスの作成適否を判断することが可能である。

以上を前提として大学評価基準に示されるシラバスの要件等に基づき、20年度の開講科目に関するシラバスに関して、各科目の担当教員より回答を求めその実態を調査した。

ア 統合カリキュラム編成に基づく授業の概要とシラバス全体の整合性

(ア) 教養教育科目 (全32科目)

調査に回答した24科目のうち、24科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

(イ) 専門基礎科目 (全20科目)

調査に回答した17科目のうち、17科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

(ウ) 専門科目 (全37科目)

調査に回答した34科目のうち、33科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。半分以上一致していないと回答した科目が1科目あった。

(エ) 保健医療専門職共通専門科目 (全5科目)

調査に回答した4科目のうち、3科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

以上の(ア)から(エ)の結果は、授業の概要とシラバス全体の整合性がほほとれていることを示す。また、内容を一致させることが困難であった1科目は、4年次後期の新規開講科目であり、シラバスの準備時期と開講時期に半年以上の期間があったことによる影響が大きい。

イ シラバスに記載した授業計画と実際の授業内容の一致

(ア) 教養教育科目 (全32科目)

調査に回答した24科目うち、24科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

(イ) 専門基礎科目 (全20科目)

調査に回答した17科目のうち、17科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

(ウ) 専門科目 (全37科目)

調査に回答した34科目のうち、32科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。また、2科目は半分以上一致していないと回答した。

(エ) 保健医療専門職共通専門科目 (全5科目)

調査に回答した3科目のうち、3科目は一致もしくはほぼ一致していると回答した。

以上の(ア)から(エ)の結果は、シラバスの計画と実際の授業内容は、ほぼ一致していることを示す。

ウ シラバスに提示される内容の適切性

(ア) 学科目的目標

調査に回答した77科目のうち73科目は記載していると回答した。また、4科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。

(イ) 授業の回数と各回の内容

調査に回答した77科目のうち、60科目は記載していると回答した。また、13科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。残る4科目は、記載していない、授業中の提示もしていないと回答した。

その理由について「学生の理解の程度に応じて講義の進行スピードを調整でなければならないし、場合によっては、講義で取りあげる論題自体を変更しなければならないから。」「シラバスにも書きましたが、授業は生き物なので、各回の内容を厳密に書くことはできない。半期全体での内容を記載し、それにあわせて、各回を計画している。」などの回答があった。

(ウ) 評価方法

調査に回答した77科目のうち、65科目は評価方法を記載していると回答した。また、12科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。

(エ) 評価基準

調査に回答した77科目のうち、32科目は評価基準を記載していると回答した。また、38科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。残る7科目は記載していない、授業中に提示もしていないと回答した。

記載していない、授業中に提示もしていないとした科目は、その理由について「教育目標・内容の精選途上にあるため、行動目標は設定しているが、学生に提示はしていない。」「レポートにはテーマや内容を限定せず、学習したことを記載するようにしているため、あえて評価基準を提示せず、自由に記述できるようにしている。」「大学全体の評価基準を利用のため」「科目責任者にまとめて実施依頼している」などと回答していた。

(オ) 教科書

調査に回答した77科目のうち、44科目は教科書を記載していると回答した。また、16科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。残る17科目は記載していないし、授業中に提示もしていないと回答した。

記載していない、授業中に提示もしていないとした科目は、その理由について「教科書は使用しないため」「実習のため」「学生に金銭的負担をかけたくないから」「毎回資料・プリントを配布している。」「必要に応じて参考文献を提示している」「既習内容と共に参考書の内容を活用することにより、目標を十分に達成できると判断した」「実習要項に記載・提示」「既習内容を活用してグループワークを行う演習科目である。」などと回答していた。

(カ) 参考書・参考文献

調査に回答した78科目のうち、38科目は参考書・参考文献を記載していると回答した。また、34科目は記載していないが授業中に提示していると回答した。残る6科目は記載していない、授業中に提示もしていないと回答した。

提示していないとした科目は、その理由について「各論の最終段階であるため」「学生の質問に応じる形で指示している」「様々な参考書を用いているが、日本でなかなか見つからないものが多い為」「テキストの各章ごとに参考文献が掲載されている。」「適当なものがない。（全てをあげると三、四冊になる）」などと回答していた。

#### (キ) 受講するにあたっての準備学習

調査に回答した78科目のうち、受講するにあたって準備学習に関して記載していると回答した科目は4科目であった。74科目は記載していないと回答した。記載しているとした科目は、その内容に「演習であるため参加にあたっての留意点を記載している」「PCを使って映画視聴し、自宅学習することを期待する。」「マスメディア（新聞、TV、雑誌等）の薬物・化学物質関連情報に注目する。」などと回答していた。

#### (ク) 履修条件

調査に回答した76科目のうち、履修条件を記載していると回答した科目は4科目であった。72科目は記載していないと回答した。記載している科目は、その内容について「他の英語Ⅰの科目との重複履修はできない。」「英語Ⅰを映画英語で学びたい学生が望ましい。」「数学Ⅲを学んでいることが望ましいが、未修の学生のために多少の準備をする」などと回答していた。

以上の（ア）から（ク）の結果は、シラバスの構成要素のうち、「目的・目標」「評価方法」「評価基準」については、多くの教員がその必要性を理解し記載しており、シラバスに示さない場合も授業中に提示するなどの対応をしていることを明らかにした。また、評価基準については、評価基準の必要性を前提として検討している科目がある一方、評価基準を公開することによる学習効果への懸念を示す科目もあり、評価基準の必要性などに関して確認し、提示する必要性が示唆された。

「教科書」に関しては、多くの科目が記載していないと回答した。本学の学科目のほとんどが、新たな構造に基づき展開されているため、内容が合致する図書が存在せず生じている可能性が高い。この項目の充実に関しては、今後、担当教員による著書が発刊される可能性もあることから一定期間を待って評価する必要がある。また、「準備学習」「履修条件」などについても記載していない科目が多かった。調査の方法として、記載している場合の内容のみを問い、記載していない理由を確認していないため、その理由を把握することはできなかった。来年度の調査においては、記載しない理由も併せて確認し、その適切性を検討する必要がある。

#### (自己評価)

本学のシラバスは、カリキュラムの整合性・一貫性を維持するために「授業の概要」欄を設け、カリキュラム編成時に決定した概要を示し、これにそって具体的な教育内容を展開する構造となっている。17年度は、特に教養教育科目が、この「授業の概要」欄を変更していたが、18年度、19年度、20年度は、変更せずに、一致あるいはほぼ一致する内容を提供していることが確認できた。これは、カリキュラムの教育内容に

関して、担当教員が精通してきており、内容が一貫できるようになったことを表す。

18年度は、専門科目に関しては、「授業の概要」と一致しない内容を提供している回答する科目が一部に見られたが、19年度、20年度にはほとんど一致して提供できるようになった。

また、シラバスとカリキュラムの整合性、シラバスと授業の整合性が向上してきたことは、これらの意義を本学教員が理解し、シラバス・授業展開に反映させている状況を示唆する。シラバスと授業の整合性は一部の科目で不十分であるとの申告があったが、開講時期が平成20年度であったため、次年度の記載内容を確認する必要がある。

準備学習等についての具体的な指示や評価基準、参考文献等は、重要な内容であるが現在のシラバスの作成スペース（A4版）を考慮すると記載量そのものに限界がある。特に参考文献等は、教育方法の工夫、検討により、シラバス作成時から授業提供時に変化が生じやすい。これを受け、20年度からバインダー形式により、最新の情報に差し替えたり、補足したりできるようにした。

シラバスの活用に向けては、冊子の分量の適切性も重要である。学部別のシラバス作成、電子化およびウェブ上での最新情報の更新などを検討していく必要があるが、これらは、予算等の理由から変更が見送られている。今後は、シラバスの量や形態などに関する教員の意見を調査し、22年度以降の改善に向け、予算的措置も含めて検討を継続する。

## （8）自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮（組織的対応）

### ア 自主学習への配慮

本学では、1単位を修得するためには15時間から30時間の自己学習時間を必要とすることを学生に指導している。履修計画作成の際には、カリキュラムアドバイザーが学生に個別指導を行う体制としている。

本学における自己学習の場としては、図書館（午前9時から午後8時開館）、センターホール及び学生ラウンジ（午前7時から午後11時開放）、演習室（申請により午前8時30分から午後8時開放）を設置している。

### イ 基礎学力不足の学生への配慮

本学では、GPAを用いてカリキュラムアドバイザーが学習指導を行っている。 Semester毎のGPA 2.0未満の学生は、2年次生が前期Semester1名、後期Semester2名、3年次生が前期Semester3名、後期Semester1名であった（表6-1参照）。該当学生に対してはカリキュラムアドバイザーが面接を行い、学習方法等の相談を行った。GPA 2.0未満が4期連続している学生に対しては、履修方法及び学修の評価に関する規程第6条に則り、カリキュラムアドバイザーを通して学習継続の意思を確認しつつ、学習方法等のアドバイスをしている。

### （自己評価）

完成年度を迎えた20年度は、カリキュラムアドバイザー制度が学生の学習支援に機能していることが確認できた。今後もSemester毎にカリキュラムアドバイザーシステム運営会議を開催し、個人情報保護の観点を考慮した上で事例等の情報の共有化を図る



ことを継続していく。

### (9) カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制

保健医療専門職者としての特性獲得に向け共通して必要となる内容を共有し、かつ各学部の専門性・独自性に基づき展開できる統合カリキュラムを編成している。

平成20年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則変更による看護基礎教育のカリキュラムの改正に伴い、大学の完成年度にあたる本年度にカリキュラムの見直し・評価を行った。学部合同教務委員会と学部教務委員会との連携を図り、新カリキュラムの指定規則との照合を行い、現行カリキュラムの見直し及び検討の結果、授業概要の表現を一部修正する必要はあったものの、新カリキュラムとの内容の整合性が認められ、現行カリキュラムを継続することとなった。

#### (自己評価)

完成年度後に向けて、カリキュラム編成の評価方法及び見直しの方法・体制に関しての検討を学部合同教務委員会及び学部教務委員会の連携を図りながら行った。本学の統合カリキュラムは、その特殊性からみて短期的評価が難しいため、現行のカリキュラムを継続して長期的に評価をしていく必要がある。

### (10) クラスの大きさ、編成方法と方針

本学は17年4月に新設された大学であり、20年度は完成年度にあたり1年次生から4年次生までが在籍している。1年次は教養教育科目31科目、専門基礎科目10科目、専門科目2科目、2年次は教養教育科目1科目、専門基礎科目10科目、専門科目11科目、3年次は専門科目19科目、4年次には専門科目9科目が新規開講されている。

教養教育科目においては、個人の主体的な選択を尊重し、人間としてより豊かに成長・発達する基盤を獲得することを目的としている。そのため1年次、2年次いずれの学年においても学生が自由に科目選択できるように複数学年での開講を方針としている。また、各学科目の目的・目標を達成するために、教養教育科目、専門基礎科目の演習（実験）・実習科目においては、学生数の調整のための履修希望調査の実施や、1科目における複数時間開講、1年次2年次の複数学年での開講等の工夫をし、分割クラス編成を行っている。しかし、教養教育科目、専門基礎科目についてはそのほとんどが看護学部と診療放射線学部の合同開講科目であり、学年進行による履修希望学生数の増加に伴う授業内容と学生数の不均衡が生じないように調整を行っている。また、教養教育科目は非常勤講師が多く、開講日時の調整が難しいため、教養教育科目・専門基礎科目支援体制により非常勤講師との連絡を密に行うとともに、専任教員の対応を柔軟に行っていくことで学生の履修希望に沿うように対応している。専門科目については、原則的に看護学部80名単位でのクラス編成としているが、演習・実習等ではその科目の目的・目標の効果的な達成のために、分割クラスでの編成を行い対応している。

(自己評価)

合同開講科目のクラス編成については、開学以来、科目の授業内容と学生人数の均衡を考慮したクラス編成及び、複数時間開講等の措置を講じてきた。その結果、履修学生数が適正数を超え、授業展開に困難が生じるといった状況は生じていない。非常勤講師については教養教育科目・専門基礎科目支援体制の担当教員との調整、専任教員については担当授業科目の複数開講などの柔軟な対応をしていくことにより、学生の主体的な科目選択、履修希望に沿うような措置がとられている。

#### (11) 教員一人当たりの授業時間数

20年度の授業科目は、教養教育科目32科目、専門基礎科目20科目、専門科目41科目が開講されている(表5-8)。

教員の授業時間数は、総授業時間数が専任教員(41人)18,386.0時間、非常勤講師(32人)1,021.0時間、計19,407.0時間であり、教員一人当たりの平均授業時間数は専任教員448.4時間、非常勤講師31.9時間である(表5-9)。

また、専任教員の授業時間数は最少時間38.0時間、最多時間数は1,536.0時間であり、職位別授業時間数は、総授業時間数が教授(15人)4,759.0時間、准教授(11人)4,759.0時間、講師(15人)8,050.0時間である。教員一人当たりの平均授業時間数は教授317.3時間、准教授507.0時間、講師536.7時間である(表5-10)。総授業時間のうちの実習時間数(平均時間数)については、教授137.5時間、准教授332.9時間、講師417.2時間である。

非常勤講師の占める授業時間数の割合は5.6%であり、そのほとんどが選択科目である。

表 5－8 看護学部授業科目における授業時間数および専任・非常勤の区分

表5-9 看護学部 専任・非常勤別教員一人あたりの平均授業時間数

専任・非常勤	教員数	総授業時間数	平均授業時間数
専任教員	41	18,386.0	448.4
非常勤講師	32	1,021.0	31.9

(\*1コマ90分2時間にて計算)

表5-10 看護学部 専任教員職位別教員一人あたりの平均授業時間数

職位	教員数	総授業時間数	平均授業時間数	平均実習時間数	最少/最多時間数
教授	15	4,759.0	317.3	137.5	38/688
准教授	11	5,577.0	507.0	332.9	105/909
講師	15	8,050.0	536.7	417.2	264/1,536

(\*1コマ90分2時間にて計算)

(自己評価)

20年度は、完成年度にあたり1～4年次の全学年次生が在籍し、9科目の新規開講科目を加えた全授業科目93科目が開講され、専任教員の授業担当時間が前年度と比較しさらに増加した。講師以上が実習指導にあたるという本学の教育の特徴を反映し、実習を主に担当する講師、准教授の時間数の増加傾向が認められた。

教員個々の授業時間数に関しては差が認められ、最も少ない教員は、38.0時間、最多の教員は1,536.0時間であった。特定の教員に過度に授業が集中することは、教員の研究活動への影響に加え、教育の質を維持するという観点からも回避する必要がある。このため本年度は、これまでの実態調査を踏まえて、科目における教員の適正配置及び各教員の授業時間の適正配分等を考慮した各授業科目の担当教員体制の見直しを行い、21年度から運用できるように基本的な考え方を整理した。

また、選択科目については非常勤講師がその6割を担当している。非常勤講師との調整を十分に図り、内容を充実させるだけでなく、学生が自己の関心興味に沿って自由に選択科目を選択できるよう時間割上の配慮を今後も継続していく。

## (12) 成績評価基準・卒業認定基準の策定状況及び学生への周知状況

成績評価基準は、学則第31条に基づき規定されている。学生の成績は、科目担当教員による試験(筆記・口頭・実技など)、レポート、授業への出席及び学習態度等から総合的に判断され、A(90点以上)、B(80点以上90点未満)、C(70点以上80点未満)、

D（60点以上70点未満）、F（60点未満）の5段階に評価される。このうち、A、B、C、Dを合格とし、Fを不合格とする成績評価基準が策定されている。

この成績評価基準は、学生便覧に明記されており、これを全学生に配布している。20年度は、前期 Semester 開始時に教務に関するガイダンスを開催し、教務委員が各学部、学年の状況に合わせて教育課程、履修登録、成績評価基準について説明した。

卒業認定基準は、学則第35条に基づき、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、126単位以上の単位を修得した者に卒業の認定を行う基準を策定している。この卒業認定基準は、学生便覧に明記されており、これを全学生に配布している。また、成績評価基準と同様に、前期 Semester 開始時に学年ごとの教務ガイダンスにおいて確認した。

（自己評価）

成績評価基準及び卒業認定基準は、本学学則に基づき策定されている。両基準は、学生便覧に明示されており、その配布を通して周知を図っている。また、前期 Semester 開始時の教務ガイダンスを通して、成績評価基準については成績評価の方法等とともに、は卒業要件を満たすための卒業認定基準について、教務委員から直接学生に説明している。

以上のことから、成績評価基準及び卒業認定基準は、組織として策定しており、学生への周知も徹底できていると判断する。

### （13）成績評価基準や卒業認定基準に従った、成績評価、単位認定、卒業認定の実施状況

成績評価は、学科担当教員による単位認定試験と平素の成績を総合し、「群馬県立県民健康科学大学履修方法及び学修の評価に関する規程」第4条の評価基準に基づき、A、B、C、DおよびFの5段階で評価する。単位は、このうち、A、B、C、Dの評価を得た者に与えられる。単位認定試験は、所定の授業時間数の3分の2に出席が満たない者には受験資格を認めない。これらの内容は、「群馬県立県民健康科学大学履修方法及び学修の評価に関する規程」に明記されている。

卒業認定は、所定の授業科目を履修し126単位以上の単位を修得した学生に対し、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。これらの内容は学則第29条別表および第35条に明記されている。

以上、成績評価、単位認定、卒業認定に関する規定の内容は、学生便覧にも明記し、学生に周知している。

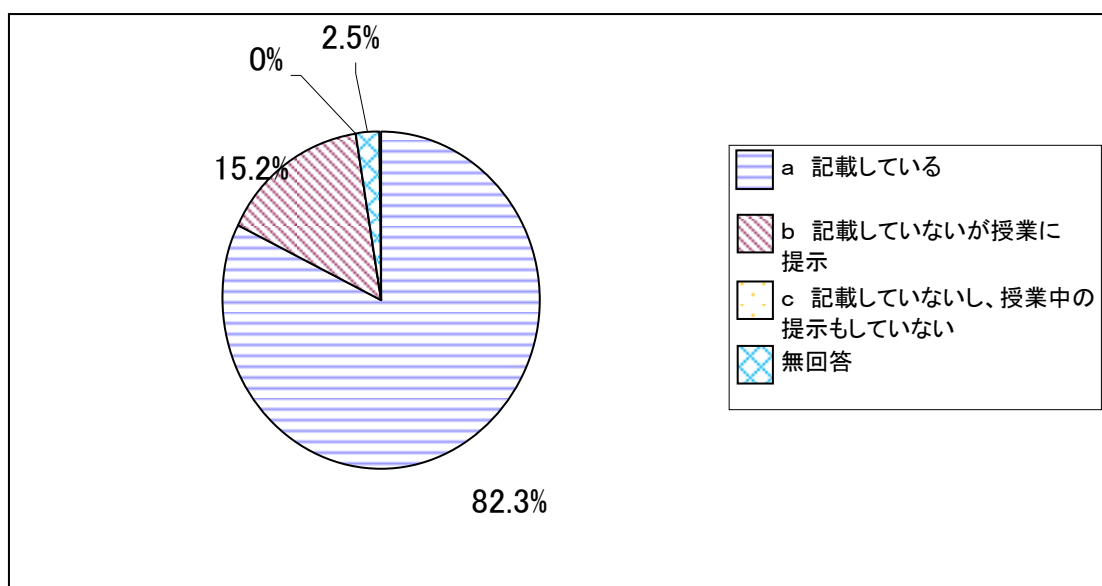
また、上記の成績評価でいう「平素の成績」とは、筆記試験、実技試験、レポート、出席状況など、授業の内容に応じた方法による評価に基づく。各授業科目の評価方法は、「教育活動に対する実態調査」（以下、実態調査とする）の結果によれば、授業計画（シラバス）に記載した科目が79科目中65科目（82.3%）であり、12科目は、授業計画（シラバス）に記載していないが授業中に学生に提示していた（図5-1）。

各授業科目の成績評価は、各 Semester 終了時に各科目担当教員による評価について教務委員会が内容を確認し、教授会の合意を以て、単位認定している。卒業認定も同様に、学生の履修科目及び修得単位数について教務委員会が確認し、教授会の合意を以て卒業認定している。すなわち、単位認定及び卒業認定の責任は教授会に存し、最終責任は卒業証

書及び学位授与の責任者である学長となる。

必修科目が不合格となった学生に対しては、4年間の修業年限内で再履修の機会が提供できるようにできる限り配慮した。具体的には、時間割変更による科目配置の工夫と、カリキュラムアドバイザーを介した担当教員との調整である。なお、不合格となった必修科目が複数あり、4年間の修業年限内での再履修が困難な学生が存在したが、この学生にはカリキュラムアドバイザーと教務委員長が個別に対応し、再履修計画を検討した。19年度に引き続き、再履修に伴い通常的时间割以外の方法で学生が再履修を計画する場合、その科目の担当教員から、科目名、再履修を認める学生について（学年・学籍番号・氏名）、再履修計画（学習の補完方法、時期、時間帯など）を、教務委員長に書面にて報告を受けている。そのため、教務委員会は学習の補完が適切に実施できているか、実態を把握している。

図5-1 評価方法をシラバスに記載しているか



（自己評価）

成績評価基準を定め、その基準を公開することにより、正当性を担保する措置を講じている。また、その成績評価基準に従って、成績評価、単位認定及び卒業認定を実施できていると判断した。

評価基準のシラバスへの記載状況は、授業計画（シラバス）に記載した科目が19年度の21.2%から40.5%へと増加を示した。しかし、授業計画（シラバス）に記載していない、授業中の提示もしていないと回答した科目も5.8%から8.9%へと増加していた。このように、現状では評価基準の公開が進展しつつある。しかし、評価基準の必要性を前提として検討している科目がある一方、評価基準を公開することによる学習効果への懸念を示す科目もあり、科目間のばらつきがある。今後は、評価基準をシラバスに記載して公開する必要性などに関して確認し、科目担当者に提示する必要がある。

学生からの成績に関する申し立て等について、19年度に設けた異議申し立て制度の目的、方法を学生便覧に明記し、学生に周知した。20年度は、年間を通じて意義申し立て

はなかったが、成績評価の透明性を確保し、学生が自己の評価を確認する機会として重要であることを確認した。

これらのことから、現在の基準公開による正当性担保の措置は適切であり、評価基準に従って、成績評価、単位認定を実施し、卒業認定していると判断した。

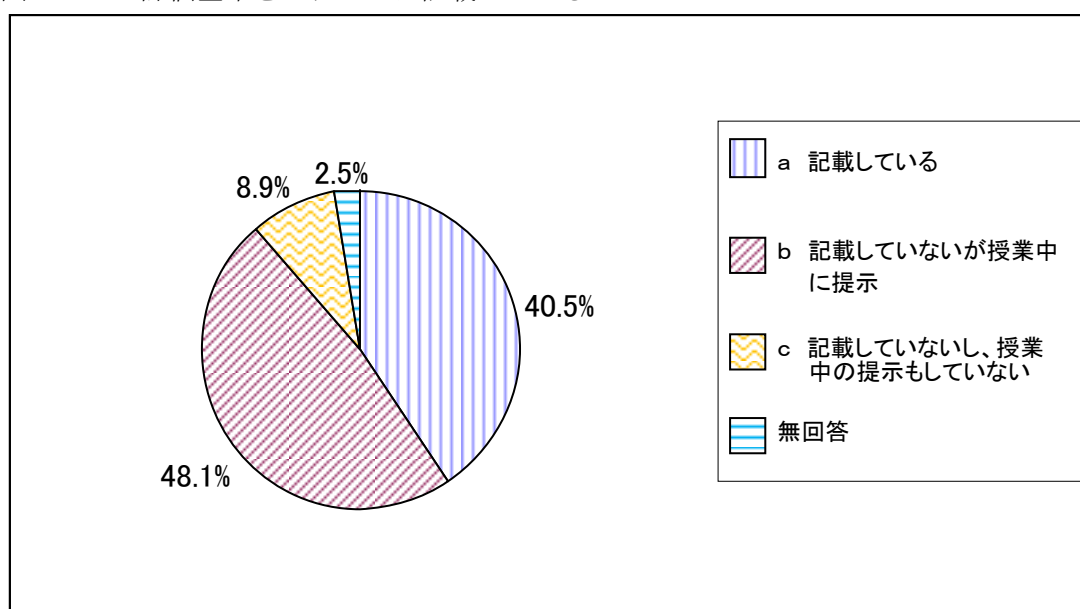
#### (14) 成績評価等の正当性を担保するための措置状況

学則に成績評価の基準を定め、その基準については、学生便覧、授業計画（シラバス）に明記し、正当性を担保している。

各授業科目の評価基準の記載状況は、実態調査の結果によれば、授業計画（シラバス）に記載した科目が79科目中32科目（40.8%）であり、授業計画（シラバス）に記載していないが授業中に学生に提示した科目が38科目（48.1%）であった。授業計画（シラバス）に記載せず授業中の提示もしていない科目は7科目（8.9%）、無回答2科目（2.5%）であった（図5-2）。評価基準を授業計画（シラバス）に記載せず、授業中の提示もしなかった理由は、「大学全体の評価基準を使用しているため」「科目責任者にまとめて実施依頼している」「教育目標・内容の精選途上にあるため、行動目標は設定しているが、学生に提示はしていない」「レポートにはテーマや内容を限定せず、学習したことを記載するようにしているため、あえて評価基準を提示せず、自由に記述できるようにしている」といった内容であった。

また、学生からの成績評価に関する申し立てへの組織だった対応として、成績に関する異議申し立て制度を19年度に設け、20年度からは、この制度の目的、方法について学生便覧に明記している。20年度は、前期後期ともにセメスターの申し立ては無かった。

図5-2 評価基準をシラバスに記載しているか



(自己評価)

成績評価の基準を定め、その基準を公開することにより、正当性を担保する措置を講じ

ている。評価基準のシラバスへの記載状況は、授業計画（シラバス）に記載した科目が19年度の21.2%から40.5%へと増加を示した。しかし、授業計画（シラバス）に記載していない、授業中の提示もしていないと回答した科目も5.8%から8.9%へと増加していた。また、公開しない理由の中に、評価基準公開に対する否定的意見はなく、いずれの科目も評価基準の公開を前提として検討を進めている。以上に基づき、現状では評価基準の公開が進展していると評価できる。

学生からの成績に関する申し立て等について、19年度に設けた異議申し立て制度の目的、方法を学生便覧に明記し、学生に周知した。20年度は、年間を通じて申し立てはなかったが、透明性を確保し評価を是正する機会として重要であるため、今後もその機能の適切性を確認していく必要がある。

これらを踏まえ、現在の基準公開による正当性担保の措置は適切であると判断した。

## (15) まとめ

### (優れた点)

- ・統合カリキュラム編成を行っており、教育理念・目的にそって、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、専門職共通専門科目がバランスよく配置されている。
- ・平成20年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則変更による看護基礎教育のカリキュラムの改正に伴い、本学カリキュラムの見直し・評価を行った結果、新カリキュラムとの内容の整合性が認められ、現行カリキュラムを継続できる。
- ・授業形態には、講義・演習・実習など多様な方法を採用している。
- ・GPA制度とカリキュラムアドバイザー制度を実施しており、教育課程の趣旨に添った計画的な履修が実現できる体制が整っている。また、自主学习、基礎学力不足等へ対応できる体制が整っている。
- ・20年度は、18年度から実施している「教育活動に関する実態調査」の調査項目をさらに見直して実施し、教育活動の現状を把握している。
- ・教員が自身の研究成果を授業に活用している割合は過半数を超えており、教員の教育と研究を相互に充実させようとする積極的な姿勢が認められる。
- ・学生からの評価に対する異議申し立てについて、組織的な対応方法を整備している。
- ・科目における教員の適正配置及び各教員の授業時間の適正配分等を考慮した各授業科目の担当教員体制の見直しを行い、21年度から運用できるように基本的な考え方を整理した。
- ・20年度からバインダー形式のシラバスを作成し、最新の情報に差し替えたり、補足したりできるように配慮している。

### (改善を要する点)

- ・教員が研究成果を活用していない授業は33%であった。学科目によっては、自身の研究成果を直接活用できない、授業内容及び学生のレディネスに一致していない場合もあるが、さらに活用を高めるためには資金面・組織面から教育に必要な研究を奨励していく必要がある。
- ・シラバスの記載内容について、準備学習の具体的な指示や評価基準、参考文献等は、重



要な内容であるが、シラバスのスペースを考慮すると記載量に限界がある。今後はシラバスの量や形態などに関する教員の意見を調査し、22年度以降の改善に向けて検討が必要である。

- ・教材・教具等の整備は、まだ十分に対応できていない状況である。特に、語学教室（LL教室）の整備は、重要な課題にもかかわらず進展していない現状が続いているため、22年度の実現に向けて検討していく必要がある。
- ・単位互換制度については、統合カリキュラムの性質上、慎重に導入を検討する必要がある。
- ・科目等履修生が全く存在しなかったため、問い合わせ内容及び情報提供の方法等を検討していく必要がある。

#### （自己評価の概要）

「教育活動に関する実態調査」等に基づき、下記の通り教育活動の現状を把握し評価した。

本学の教育課程は、教育理念・教育目的に基づき、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目を設定し、それにより、各科目間の有機的な連携を図っている。また、看護学部・診療放射線学部の枠を越えた学際性・総合性を考慮した編成としている。特に、専門科目は、教育目的に掲げられた人材の育成に直結する内容を多分に包含している。既習の内容を統合し、職業活動への移行を促進する独創的な科目も設定している。

履修科目の登録の上限設定はしていないが、GPA制度、カリキュラムアドバイザー制度の導入により組織的な履修指導を行っている。また、時間割における必修科目、選択科目の配置を工夫しており、過剰履修登録は生じておらず、自己学習時間も確保できている。さらに、学生の自主学習や基礎学力不足の学生へ個別に対応できるような体制を確立している。

教材・教具の不足等、整備状況に課題はあるが、教材・教具の工夫、複数の授業形態の組み合わせ等により学習指導方法の工夫がなされている。教員自身の研究成果を授業に反映させている割合をさらに高めるためには、教育内容のエビデンスとなりうる研究を奨励していく必要がある。教育課程編成の趣旨とシラバスの整合性は図られている。シラバスの充実に向けては、内容や形態などに関する教員の意見を調査し、さらに検討していく必要がある。

成績評価はGPA制度を導入し、評価基準に基づいて適正に行われている。また、成績評価方法については、学生便覧への明示、入学時の成績評価に関するガイダンスにより学生に周知している。評価方法には、単位認定試験に加え、レポート、出席状況を加味した多様な方法が用いられている。学生からの成績評価に関する異議申立等については、制度をつくり、組織だった対応方法を講じている。

## [診療放射線学部]

### <学士課程>

#### (1) 授業科目配置の妥当性及び教育課程の体系制の確保状況

診療放射線学部の教育課程は、「教養教育科目」「専門教育科目」から構成され、「専門教育科目」はさらに「専門基礎科目」「専門科目」「保健医療専門職共通専門科目」に大別される。本学部における平成20年度の教育課程は、表5-11、12、13、14に示すような開設状況にある。

「教養教育科目」は、診療放射線学が対象とする人間を様々な学問的立場から統合的に人間を理解し、学術に対する価値を見出すことに加え、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するために、「文化と生活」(6科目)、「個人と社会」(6科目)、「人間とコミュニケーション」(9科目)及び「環境と科学」(11科目)という中分類科目として開設した。本学部では教養教育科目に関する卒業要件単位数を18単位以上としている。

教養教育科目は1年次～2年次の履修対象であり、様々な科目の中から学生が自ら選択することが可能となるように、選択科目として開設した。特に、表5-11と12において1年次と2年次のいずれにおいても履修可能な科目数は、「文化と生活」(4科目)、「個人と社会」(3科目)、「人間とコミュニケーション」(4科目)、「環境と科学」(8科目)とし、多くの学生に履修の機会を提供することを目指した。診療放射線学部は、診療放射線技師あるいは診療放射線学分野に関連する部門に将来進む保健医療専門職を育成するため、高度な知識と技術、態度の修得を目指す学部である。本学の教育課程では、人間理解、理工学的知識、臨床医学的知識をバランスよく理解し、専門科目に展開される基盤を獲得するための専門基礎科目を配置している。1～2年次に履修可能な専門基礎科目は、「人間の発達と健康」(9科目)、「放射線科学現象と技術」(10科目)、「専門職的態度の基盤」(5科目)を開設した。特に学年が進行するに従い、より専門科目の配分が高くなるが、専門的知識や技術、態度を段階的に理解するためには、専門基礎科目を1年次や2年次に配置し、より専門科目への移行をスムーズに行うように配慮している。

専門科目は、診療放射線学の主要な領域を中心として、「診療放射線技術学」(9科目)「診療画像技術学」(15科目)「医療画像情報学」(6科目)「核医学検査技術学」(6科目)「放射線治療技術学」(7科目)「放射線管理計測学」(4科目)を開設した。また、保健医療専門職共通専門科目(5科目)も開設した。

3年次は、専門科目が中心となるが、1、2年次において教養教育科目、専門基礎科目の単位取得が不可であった場合、再履修の機会が得られるように、時間割を配慮した。(表5-13、14)

4年次は、診療放射線技術学研究(卒業研究)と臨床実習が中心となる学年である。臨床実習は前期に、診療画像技術学、核医学検査技術学、放射線治療技術学の3分野における病院実習を中心として行なう。また、保健医療チーム連携論(I、II)により保健医療専門職としての病院医療の中でのチーム医療を講義と実習をもとに展開した。診療放射線技

術学研究（卒業研究）については、前期（月曜日）と後期（火、水、木、金曜日）に、担当教員のもとで学生1人1課題の原則のもとで卒業研究に伴う実験と論文作成、及び発表を行なった。

「診療放射線技術学」領域は、実践を展開していく過程において、診療放射線技師としての役割、機能を理解するとともに、診療放射線技師としての態度、人格教育のための重要な科目とし、早期動機付け（Early Exposure）として、「診療放射線技術学概論」「診療放射線技術学導入実習」を1年次に開設し、2年次以降に開講される専門科目はすべて必修科目で、3年次に開講した「保健医療専門職共通科目」において必要とされる、保健医療チームの一員として協働するための基礎的態度の基礎を獲得することとした。

平行して、それぞれの専門領域の主要科目である「診療画像技術学」「医療画像情報学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「放射線管理計測学」を、2年次前期から3年次後期と系統立てて開講し、4年次前期の臨床実習において総合的臨床実践を理解できるように配置した。

#### （自己評価）

1年次～2年次の主たる履修科目である教養教育科目は、専門偏重に陥ることなく、学問的立場から統合的に人間を理解すること、学術に対する価値を見出すこと、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解することを中心として科目群が開講され、保健医療専門職として育成するための素養修得として位置づけされている。また、2年次以降の専門科目との連携として、専門基礎科目の開設や、早期動機付け科目として「診療放射線技術学概論」「診療放射線技術学導入実習」が1年次から専門科目として開設し、体系化が図られている。

本学の教育理念、教育目的は「対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤として科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指すとともに保健医療専門職としての診療放射線技師を育成すること」であり、「様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学び、その過程から豊かな人間性、変動する社会での専門職の役割、人間の理解と関心を深め、より質の高い実践を開発、提供できる人材の基盤を築く」ことである。理念、目的を達成するために、本学部における教養教育科目では、その修得課程において専門に偏重することを常に留意し、患者、社会及び組織を正しく認識するための素養を養うものとして配置された。これにより、学生は正当な基準での確な判断を行うための実践能力の基礎を養い、近年問題とされる医療分野における事故回避に繋がる感性を培うことになると考える。医療安全管理に係る内容は、患者や他職種とのコミュニケーション、正確な情報伝達による連携と放射線機器の管理、医療画像の品質管理、放射線の線量管理などの品質保証、品質管理であり、それぞれの専門科目の中で、専門的観点から教育されている。学生の立場から見た授業科目配置を、1週間の時間割配分として必修・選択の科目別で見ると、表5-15となる。選択科目や非常勤教員の担当する科目は、時間割日程の調整で問題があり、一部の曜日に偏りがみられるが、概ね必修と選択の均等化が図られており、妥当性が確認された。

4年次の臨床実習は、診療放射線技術学全般の教育から得た知識の医療現場において認

識する重要な位置づけにある。医療の中の3分野である診療画像技術学、核医学検査技術学及び放射線治療技術学について、臨床実習病院の協力のもと、臨床実習指導教員の監督のもとで偏りのない実習を行なうことができた。

表5-1-1 平成20年度における診療放射線学部の1年次の授業科目開設状況

	科目分類	前期						後期					
		必修			選択			必修			選択		
		科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数
教養教育科目	文化と生活	1	2	30	2	4	60	-	-	-	3	6	90
	個人と社会	-	-	-	2	4	60	-	-	-	4	8	120
	人間とコミュニケーション	1	2	60	2	4	120	-	-	-	3	6	180
	環境と科学	-	-	-	5	8	135	-	-	-	6	11	180
	小計	2	4	90	11	20	375	0	0	0	16	31	570
	専門基礎科目												
	人間の発達と健康	2	3	75	1	1	45	2	3	105	2	3	75
放射線科学現象と技術	-	-	-	-	-	-	2	4	60	-	-	-	
専門職的態度の基盤	-	-	-	1	1	30	-	-	-	1	1	15	
小計	2	3	75	2	2	75	4	7	165	3	4	90	
専門科目													
診療放射線技術	1	1	15	-	-	-	2	2	60	-	-	-	
診療画像技術	-	-	-	-	-	-	2	2	30	-	-	-	
小計	1	1	15	0	0	0	4	4	90	0	0	0	
合計	5	8	180	13	22	450	8	11	255	19	35	660	

表5-12 平成20年度における診療放射線学部の2年次の授業科目開設状況

教養教育科目	科目分類	前期						後期					
		必修			選択			必修			選択		
		科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数
	人間とコミュニケーション	-	-	-	1	2	60	-	-	-	3	6	180
	小計	0	0	0	1	2	60	0	0	0	3	6	180
専門教育科目	専門基礎科目												
	人間の発達と健康	-	-	-	-	-	-	2	4	60	-	-	-
	放射線科学現象と技術	4	8	120	2	3	75	2	4	60	-	-	-
	専門職的態度の基盤	-	-	-	2	4	60	1	1	30	-	-	-
	小計	4	8	120	4	7	135	5	9	150	0	0	0
	専門科目												
	診療放射線技術	1	1	15	-	-	-	1	1	15	-	-	-
	診療画像技術	2	4	60	-	-	-	4	8	120	-	-	-
	医療画像情報	1	2	30	-	-	-	1	2	30	-	-	-
	核医学検査技術	1	2	30	-	-	-	1	2	30	-	-	-
	放射線治療技術	1	2	30	-	-	-	1	2	30	-	-	-
	放射線管理計測	1	2	30	-	-	-	1	2	30	-	-	-
	小計	7	13	195	0	0	0	9	17	255	0	0	0
合計	11	21	315	5	9	195	14	26	405	3	6	180	

表5-13 平成20年度における診療放射線学部の3年次の授業科目開設状況

科目分類	前 期						後 期					
	必 修			選 択			必 修			選 択		
	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数
専門科目												
診療放射線技術	1	1	15	-	-	-	1	1	30	-	-	-
診療画像技術	3	6	90	-	-	-	3	3	135	-	-	-
医療画像情報	1	2	30	1	1	30	1	1	45	1	2	30
核医学検査技術	-	-	-	1	1	30	1	1	45	-	-	-
放射線治療技術	1	2	30	1	2	30	1	1	45	1	1	30
放射線管理計測	-	-	-	1	1	30	1	1	45	-	-	-
小計	6	11	165	4	5	120	8	8	345	2	3	60
保健医療専門職 共通専門科目	-	-	-	2	4	60	-	-	-	-	-	-
小計	0	0	0	2	4	60	0	0	0	0	0	0
合 計	6	11	165	6	9	180	8	8	345	2	3	60

表5-14 平成20年度における診療放射線学部の4年次の授業科目開設状況

	科目分類	前 期						後 期					
		必 修			選 択			必 修			選 択		
		科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数	科目数	単位数	時間数
専門教育科目	専門科目												
	診療放射線技術	1 (通年)	3	135	-	-	-	-	-	-	1	1	30
	診療画像技術	1	4	180	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	核医学検査技術	1	2	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線治療技術	1	2	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	4	11	435	-	-	-	-	-	-	1	1	30
	保健医療専門職 共通専門科目	2	3	75	-	-	-	-	-	-	1	2	30
	小計	2	3	75	-	-	-	-	-	-	1	2	30
	合計	6	14	510	-	-	-	-	-	-	2	3	60



表5-15 1週間当たりの必修と選択科目の時間割配分

前期セメスター						
曜日	学年	I 限 9:00～10:30	II 限 10:40～12:10	III 限 13:00～14:30	IV 限 14:40～16:10	V 限 16:20～17:50
月	1	必修		選択		選択
				選択	選択	
	2	必修	必修	選択		選択
	3	選択		必修	選択	-
4	必修					
火	1	-	必修	-	選択	-
	2	選択		選択	必修	選択
		選択	-			
	3	選択	必修	必修	選択	必修
	選択					
4	必修					
水	1	選択	選択	必修	-	-
	2	必修	必修	必修	-	-
	3	必修	選択	-	-	-
	4	必修				
木	1	選択	選択	必修	選択	
		選択	選択			
		選択	選択			
		選択	-			
	2	選択	選択	必修	選択	
		選択	選択			
		選択	選択			
		選択	-			
3	必修	選択	選択	-	-	
4	必修					
金	1	必修	必修	必修	-	-
	2	必修	必修	必修	必修	-
	3	-	-	-	-	-
	4	必修				

後期セメスター						
月	1	必修	選択	選択	必修	選択 (前半)
				選択		必修 (後半)
	2	必修	必修	必修	必修	必修

	3	-	選択	選択	-	-
	4	必修	選択	-	-	-
火	1	選択	選択	選択	選択	選択
		選択		選択	選択	
	2	必修	必修	選択	選択	必修
				選択	選択	
	3	必修				
4	必修					
水	1	選択		選択	選択	
		選択			選択	
		選択			-	
	2	選択		選択	選択	
		選択			選択	
		選択			選択	
		選択			選択	
	3	-	必修	-	-	-
4	必修					
木	1	選択	選択	選択	必修	
		選択	選択		必修	
		選択	選択		必修	
	2	必修	選択	必修	必修	必修
			選択			
3	必修					
4	必修					
金	1	選択	選択	必修	必修（前半）	必修
					必修（後半）	
	2	必修	必修	必修		
	3	必修				
4	必修					

## （２）授業内容と教育課程編成の趣旨との整合性

診療放射線学部は、県民のニーズに対応した保健医療専門職としての診療放射線技師を養成するために、保健学や医療技術学から独立した診療放射線学を教育するために、4年間の教育課程として「診療放射線学部」を設置した。

診療放射線学部では、①教育理念に基づく教育目的・教育目標の達成を目指し、診療放射線学の対象は人間であることを理解し、人間としての尊厳を維持しながら高度な専門的知識・技術を提供できる能力、②診断目的に適した画像を提供するための画像読影能力、③他の職種役割と機能を理解し、目標達成に向け連携する能力、④科学及び学術の重要

性を認識し、研究成果を活用した放射線技術の実践を開発する能力を意図した教育課程を提供することとした。

その教育課程の編成の趣旨は、

①従来の科目の積み上げカリキュラム編成方式では、成し得なかった診療放射線学の体系化した教育カリキュラム編成を行う。

②地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学び、豊かな人間性と変動する社会の中の個々の役割、自然と共生し独自の文化を育む人間に対する関心を深め、科学的根拠に基づく専門的知識・技術及び高い倫理的判断力、人間の尊厳を維持しながら、より質の高い放射線技術を提供する保健医療専門職としての基盤を築くことを教育目的とすることを掲げる。また、教育課程の趣旨として、

(ア)「教養教育科目」は、様々な学問的立場から統合的に人間を理解し、学術に対する価値を見いだすことと、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するための基盤を築く。

(イ)「専門基礎科目」は、人間理解、理工学的知識、臨床医学的知識のバランス良い基盤獲得と対象との相互行為（コミュニケーション）の展開における実践能力の基盤を築く。

(ウ)「専門科目」は、診療放射線学の主要な学問領域としての「診療放射線技術学」「診療画像技術学」「医療画像情報学」「核医学検査技術学」「放射線管理計測学」を系統立てて学ぶ。

(エ)「保健医療専門職共通専門科目」は、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能における共通性・相違性から、保健医療チームの一員としての診療放射線技師の役割や重要性を理解し、チームメンバーの立場の尊重と、協働するための基礎的基盤を学ぶ。とした。

(自己評価)

完成年度である平成20年度において、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目のすべてを開講した。基礎的基盤の形成が終了し、学問的立場から統合的に人間を理解し、学術に対する価値を見いだすことと、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するための基盤がどの程度築かれているのか、また今後、展開される専門科目において、専門基礎科目や「診療放射線技術学概論」「診療放射線技術学導入実習」などの初期導入効果や、成果等を、専門科目の授業展開において評価、確認していく段階である。

専門科目は、2年次前半から系統立てて教授され、3年次、4年次と展開された。特に、学内及び学外施設において実際の臨床で用いられる放射線機器（実機）を用いての実験・実習を行うことで、講義と演習で得られた知識・技術を具体的に運用する過程を学び、実験で得られた計測データの解析と展開において、放射線領域の専門性の理解と、その特徴、重要性を修得した。看護学部との共通科目である「保健医療専門職共通専門科目」の「保健医療国際連携論」、「専門職的態度の基盤」の「看護学概説」などの科目を開講し、保健医療チームの一員としての診療放射線技師の役割や重要性の理解、チームメンバーの立場の尊重と、協働するための基礎的基盤の獲得を図り、4年次に実施した臨床実習や、チーム医療連携論の基礎的知識と共通基盤が形成された。

### (3) 授業における研究活動成果の反映状況

診療放射線学部では、「教養教育科目」を「文化と社会」「個人と社会」「人間とコミュニケーション」「環境と科学」の4分野として開設し、普遍科目として、幅広く様々な領域から教授するため、非常勤講師を中心に各科目を開設した。

「群馬県民の文化と生活」では、群馬県という地域を教材として、人々の生活、継承から生まれる文化などを題材として、地域の特性や生活様式、人間の持つ文化的背景、生活様式の多様性などを尊重する意義を学習した。講師には、群馬県における俳句と文化、養蚕業の歴史、重度心身障害児の保健・医療・福祉、埋蔵文化財と歴史、仏師活動などの県内の第一人者を招聘し、オムニバス方式で開講し、総合的なコーディネートは、専任教員を配置した。また、「教養教育科目」の中でも特に必要とされる科目として、「情報科学」「英語」は、専任教員を配置した。また、「自然現象と科学Ⅰ（自然科学の基盤：数学）」、「自然現象と科学Ⅱ（自然現象の基盤：物理学）」を配置し、必修科目として理系科目の基礎を補強した。

専門科目への橋渡しである「専門基礎科目」については診療放射線学部の専任教員が担当し、専門研究活動の成果に裏付けられた教育がなされることを期待するものとなっている。

診療放射線学の主要な学問領域である「専門科目」は、「診療放射線技術学」「診療画像技術学」「医療画像情報学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「放射線管理計測学」が配置され、保健医療専門職としての知識と技術、態度の修得を目指す最終段階、診療放射線学の体系化をなす重要な柱であり、すべての科目を本学部の専任教員が担当した。特に、保健医療専門職としての知識と技術、態度の修得には、診療放射線学の臨床実践者として、研究・開発能力が重要とされるため、各教員ともに日々の教育・研究活動の成果をその授業に組み入れることによって教育効果の向上に努めている。

診療放射線学、放射線技術の進歩には新たな放射線機器の開発や放射線データの解析等を背景とし、専任教員の研究成果や放射線学分野、関連する周辺分野の発表論文などの新しい知見を授業に組み入れることが非常に重要となる。

高い知識、技術を有し、豊富な臨床実践経験を持つ専任教員の研究成果を継続し、関連する諸学会との接点を確保することにより、個々の教員が国内外で公表された多くの知見を取捨選択し、授業に反映している。

開学記念特別講演会の中では、診療放射線技術と深い関わりのあるコンピュータ支援画像診断の世界的動向について、シカゴ大学の土井邦雄教授による講演により、学生の視野を広め、教育に活用した。

4年次の卒業研究においては、実験や文献レビューを通じ、診療放射線技術の最新の研究を学びながら、各学生の卒業論文を完成させることができた。その結果は、関連学会の発表にも耐えうるものであり、2名の学生の発表については「新人研究奨励賞」を受賞することができた。

(自己評価)

「教養教育科目」については、普遍的な一般教養の下、人間理解、学問的知識の探求がなされていた。特に、「群馬県民の文化と生活」では、群馬県の地域に根ざした第一人者を

非常勤講師として採用したことから、科目の目的である「人間の文化的背景や生活様式の多様性を尊重する意義の学習」が可能になったと考えられる。

「専門科目」及び「専門基礎科目」の担当は、臨床経験、実践能力の高い専任教員を配置し、保健医療分野における経験と研究活動を重視した教員組織によって、系統的に専門科目が教育されており、診療放射線学の体系的、系統的な教育課程が構築されている。

専任教員の实践能力、経験と研究活動を授業に反映することによって、「専門基礎科目」「専門科目」の導入部分の講義が2年次生に対して修了した。

3年次後期に開講した学内実験では、最新のモバイルCTやMRIといった実機を用いた実験を行うことで、講義や演習で行った専門科目の知識を最新の診療技術に結びつける上で有用であった。

学内実験では、最新の機器が診療の制約を受けずに利用可能となり、専門科目の知識を高める為に有用であった。しかし、年間の利用料金等の制約があり、利用可能な日数が限定されているため、その日数の拡大が望まれる。

4年次の卒業研究においては、診療画像技術学12名、核医学検査技術学6名、放射線治療技術学6名、医療画像情報学4名、放射線管理計測学3名、専門基礎領域3名の学生を各分野の教員が指導した。その中で、14名の学生は関連学会の学術大会等において発表し、2名が「新人研究奨励賞」を受賞する栄誉を得た。

#### (4) 教育課程編成時における配慮（学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等への対応状況）

##### ① 他学部の授業科目の履修

本学においては、診療放射線学部と看護学部の2学部から構成され、両学部の卒業生の多くは保健医療分野という共通の分野において就業することが予想され、保健医療における協働やチーム医療を行う上で、共通授業の開設は重要であると考えられる。

両学部共通科目として「教養教育科目」、専門科目として「専門基礎科目」「専門科目」「保健医療専門職共通専門科目」の一部を診療放射線学部では履修を可能としている。また、平成20年度からは、保健医療専門職共通専門科目を看護学部との合同授業科目として、履修を可能とし、チーム医療連携や保健医療の組織編成、リーダーシップを学習した。

##### ② 他大学との単位互換

現在は他大学と単位互換制度は敷いていない。

##### ③ 他大学学部卒業入学生の既修得単位の認定

他大学学部卒業入学生については、学則第34条の規定（入学前の既修得単位等の認定）に基づき、他大学等で修得した単位について審査の上、60単位を上限として本学における授業科目を修得したものとして単位認定している。

平成17年度	教養教育科目	8科目 14単位	1名
平成18年度	〃	23科目 45単位	2名
平成19年度	〃	3科目 6単位	1名

平成20年度 該当者なし

#### ④ インターンシップによる単位認定

現在はインターンシップによる単位認定は実施していない。

診療放射線学部においては、キャリア形成支援室や学年担任、グループ担任等の支援により、学生の自主的希望による病院等医療機関における診療放射線業務の体験的活動の機会を認めている。学生は、夏季休暇や春季休暇期間を利用して、平成17年度以降、医療機関、研究機関等にて、見学実習を実施した。自主的な見学実習ではあるが、個々の学生は報告書を提出し、自らの経験を振り返る作業も行っている。この種の経験は将来の就業へのモチベーションを高めるものであるが、1年次から病院見学を希望する学生が増えてきている。また、学会発表会へ参加など、研究活動への関心も高く、日本放射線技術学会総会学術大会（横浜）には多くの学生の参加があった。

さらに、4年次学生は放射線技術分野の種々の研究会において研究発表を行った。

#### ⑤ 補充教育等の実施

学力不足の学生に対する補充教育は、組織的には実施していない。

（自己評価）

両学部で共通に履修可能な科目は、選択科目において多く配置されており、両学部の学生が共通で履修することによる教育効果が期待された。また、本学は少人数制やグループ学習を多用する教育方法の特色を採用しており、履修者が少ない科目においても十分な教育効果を目指している。

他大学からの既卒業生の取得単位については、必要と認められる科目の単位については、積極的に認めている。

他大学との単位の互換については、教養教育科目を中心に、県内の各大学との連携を検討することが今後の課題とされる。

休暇期間中の学生の自主的な病院見学等は、将来の就業や研究活動に対する具体的イメージを知る機会であり、学習へのモチベーションを高める効果が見られた。

学会発表会への参加は、診療放射線学の研究活動の現状と社会活動への参加の機会として、今後、診療放射線学研究を行う上で、重要な第一歩であると考えられる。

入学者等の理系科目等の学力不足や、入学後の学生の学力不振などに対しては、組織的な補充授業の必要性の有無を検討することが課題と思われる。

4年次の卒業研究においては、その成果の発表を通して地域と学生の連携、研究活動に向けた基礎、卒業後の研究に向かう姿勢を養うなどの意義があった。

### （5）単位の実質化への配慮状況

#### ① 授業時間外の学習時間の確保

1日の最大講義コマ数は5コマであり、平成20年度における1週間の時間割は表5-15に示すとおりである。非常勤教員の時間割配置の制限と、選択科目を履修する機会を可能な限り多く配置するために、1日内での必修科目と選択科目の配分が分散されて配置さ

れている。学生は、1週間の中で、選択科目を履修しない場合は、自由な時間帯が適度に配分されるため、講義や演習に必要な事前学習、事後学習を図書館やセンターホール等における自学自習に当てている。

## ②組織的な履修指導

個々の学生に対する履修指導はカリキュラムアドバイザーによって行っている。カリキュラムアドバイザーは学生9名以下の1グループに対して2名の専任教員によって構成される。履修指導の実施は、

- (ア) 学生全員に対する履修計画立案上の注意点の説明
- (イ) 個々の学生による履修計画の立案
- (ウ) カリキュラムアドバイザーと学生による履修計画の検討
- (エ) 大学への履修届けの提出

という段階を経て行われる。

上記の段階の中でカリキュラムアドバイザーは、教養教育科目や専門基礎科目の選択状況を単年度で確認するのみではなく、4年間の学習の流れを見据えた中で内容を確認し、授業履修計画の改善点等に対して指導している。また、カリキュラムアドバイザーは、 Semester単位、あるいは年度単位で算定されるGPAに基づき、履修計画や効果的な学習活動を支援している。

## ③履修科目の登録の上限設定

履修科目数の上限設定は行っていない。しかしながら、GPA制度とカリキュラムアドバイザーによる履修指導の中で、過剰な履修科目の登録をチェックし、効果的な学習活動を計画的に推進している。なお、平成20年度の学生の履修登録状況は表5-16のとおりである。

### (自己評価)

時間割編成上で、必修科目の過密化を抑制することによって、授業時間外の学習時間は十分に確保されている。学生は、自主的な履修計画作成によって学習時間配分をバランス良く配置しており、学生自習時間が確保されている。また、履修指導は複数の段階を経て行われており、カリキュラムアドバイザーが履修計画策定の相談を行い、十分に機能している。

時間割における必修科目と選択科目の配分(表5-15)及び平成20年度の履修結果(表5-16)から、教養教育科目の履修者の分散がみられ、個々の学生においても履修時間に余裕がみられ、自学自習の時間は十分に確保されていた。

表5-16 平成20年度診療放射線学部 履修登録状況(科目別履修人数)

前期セメスタ ー		月		火		水		木		金	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
I限	1年	36	-	-	-	-	27	-	34	36	-
	2年	-	-	-	14	36	-	-	5	36	-
	3年	38	3	-	12	34	-	34	-	-	-

	4年	68	0	34	-	68	-	34	-	34	-
II限	1年	36	-	36	-	-	35	-	36	36	-
	2年	36	-	-	14	36	-	-	9	36	-
	3年	1	-	34	-	-	24	14	15	3	-
	4年	-	-	34	-	68	-	34	-	34	-
III限	1年	-	31	-	-	36	-	36	-	-	-
	2年	-	1	-	36	36	-	36	-	36	-
	3年	34	-	34	-	-	-	-	4	2	-
	4年	-	-	34	-	68	-	34	-	34	-
IV限	1年	-	18	-	-	-	-	-	6	-	-
	2年	-	-	36	-	36	-	-	2	-	-
	3年	-	-	-	24	-	-	-	-	-	-
	4年	-	-	34	-	68	-	34	-	34	-
V限	1年	-	22	-	-	-	-	-	6		
	2年	-	-	2	-	-	-	-	2		
	3年	-	-	34	-	-	-	-	-		
	4年	-	-	34	-	68	-	34	-		
後期セメスタ ー		月		火		水		木		金	
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
I限	1年	36	-	-	7	-	3	-	19	-	11
	2年	36	-	36	-	-	-	36	-	36	-
	3年	-	-	34	-	-	-	34	-	34	-
	4年	-	34	-	34	-	34	-	34	-	34
II限	1年	-	-	-	11	-	3	-	36	-	4
	2年	36	-	36	-	-	-	-	4	36	-
	3年	-	-	-	10	34	-	-	-	34	-
	4年	-	34	-	34	-	34	-	34	-	34
III限	1年	-	32	-	34	-	2	12	-	36	-
	2年	36	-	-	2	-	-	36	-	36	-
	3年	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	4年	-	-	-	34	-	34	-	34	-	34
IV限	1年	36	-	-	1	1	5	36	-	62	-
	2年	36	-	-	-	-	-	36	-	36	-
	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4年	-	-	-	34	-	34	-	34	-	34
V限	1年	36	-	-	7	1	5	36	-	-	36
	2年	36	-	-	36	-	-	36	-	-	-
	3年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



	4年	-	-	-	34	-	34	-	34	-	34
--	----	---	---	---	----	---	----	---	----	---	----

## (6) 授業形態（講義、演習、実験、実習等）の組合せの妥当性及び学習指導法上の工夫の状況

### ①教養教育科目

語学系科目やコミュニケーション科目は、実際の発声やリスニング、実演、ロールプレイングなどの演習によって学習効果が期待される科目である。これらについては外国人教員による、演習形式の講義などが実施されている。なお、英語科目で使用されるLL教室は、短期大学開学当初からの設備であり、機能的にも十分とは言えず、近年、コンピュータを利用したCALLシステム等の機能拡張や普及は著しく、機器更新を要望している。

「群馬県民の文化と生活」、「芸術Ⅱ（造形芸術）」、「芸術Ⅲ（舞台芸術）」、「生活と科学Ⅱ（文学）」などの教養教育科目においては、実際に作品を鑑賞したり、創作したり、演じたりという形態での授業も組み合わせられて行われている。

「スポーツ科学Ⅱ（体力づくり）」は、履修希望者が多く、クラス増設を行い実技的授業の特性を損なわないよう配慮を行った。

「情報科学Ⅰ」は、情報理解や情報表現、情報発信など教育研究活動を行う上で、ITを基本とするコミュニケーションの基盤となる重要な科目として捉え、両学部共に必修科目である。利用するコンピュータが常に最新の状態で利用できるように、リース方式として平成17年度に機器更新を行った。また、学内情報ネットワークとの連携により、学生は、インターネットの利用、e-mailの利用が可能となっている。平成19年度は、利用状況の増加に対応するための外部回線の増強、平成20年度はセキュリティの強化を行った。

### ②専門基礎科目

専門基礎科目では、「人間の発達と健康 概論」「環境と健康 各論Ⅰ（内部環境を支える人体の構造と機能）」、「環境と健康 各論Ⅱ（代謝と栄養）」、「環境と健康 各論Ⅲ（薬理作用）」、「環境と健康 各論Ⅳ（病原体と免疫）」などにみられるように、より学習効果を高めるために、講義と実習を組み合わせた演習科目が開設されている。

### ③専門科目

診療放射線学部における専門科目である「診療放射線技術」では「診療放射線技術学導入実習」を設け、専門科目に本格的に進む前段階に、放射線診療の実践を理解するための授業を臨地実習として病院施設で実施している。授業は、その効果を上げるために8～9名程度の小グループ制として、さらに各グループには、臨床実践経験を持つ講師以上からなる本学専任教員と、実習施設に配置した臨床実習教員による教育体制を用いている。

3年次に行われる実験科目は、2年次以降、講義と演習によって修学してきた個々の専門分野に分かれて実機を用いた内容で行われる。特に、CTとMRIについては学内に実験期間中モバイル装置を導入することで、実機による実験を可能としている。CTについては、画像解析システムを導入することで画像の三次元構築技術の習得と応用を多角的に行っている。また、放射線治療においては放射線治療計画用コンピュータを複数台設置し、

演習と実験に供している。これにより、学生が具体的なイメージをつかむことが難しい放射線治療技術の理解を促している。

(自己評価)

科目の特性と目的に合致した授業形態として、講義、演習の組合せによって開設されていた。

また、少グループ制や、少人数制の演習形態に則し、履修状況に応じてクラス編成が図られている。「診療放射線技術学導入実習」は、将来診療放射線技師として関わる診療放射線学の実践を、具体的に体験することにより、学習に対するモチベーションを高める役割を果たしている。

3年次と4年次の実験においては、8グループに分割することで、4名から5名の小グループ編成で個々の実験が行える体制としているため、学生個々人の理解度に対応した指導が可能となった。

4年次の臨床実習は講義で得た放射線技術学の集大成といえる位置づけにあり、上記と同様の少人数のグループによる体制で臨んでいる。

## (7) 教育課程編成の趣旨とシラバスの整合性

### ①教養教育科目

「教養教育科目」は、診療放射線学が対象とする人間を様々な学問的立場から統合的に理解し、学術に対する価値を見出すことに加え、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するために、「文化と生活」(6科目)、「個人と社会」(6科目)、「人間とコミュニケーション」(9科目)及び「環境と科学」11科目」として開設した。

担当教員は幅広い領域から第一人者を非常勤講師として招聘している。シラバス及び教育内容は、カリキュラム編成における内容の諸要素(授業の概要)を示し、その記載に従って授業内容と方法を提示するように依頼している。また、学科目的、学科目標(評価基準)をそれぞれ明示している。

### ②専門基礎科目

「専門基礎科目」の多くは、「専門科目」を担当する学内専任教員によって教授されている。教育課程の編成の趣旨に合致したシラバスが作成され、学生に提示されている。学科の目的と目標についても評価基準として平成18年度から、シラバスに明示され、平成20年度も活用されている。

### ③専門科目

教養教育科目、専門基礎科目と同様に教育課程に沿ったシラバスが提示されている。

(自己評価)

診療放射線学部は、県民のニーズに対応した保健医療専門職としての診療放射線技師を養成するために、保健学や医療技術学から独立した診療放射線学を教育するための、診療放射線学カリキュラムを構築した。教育課程の趣旨としては、①「教養教育科目」は、様々

な学問的立場から統合的に人間を理解し、学術に対する価値を見いだすことと、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解するための基盤を築く。②「専門基礎科目」は、人間理解、理工学的知識、臨床医学的知識のバランス良い基盤獲得と対象との相互行為（コミュニケーション）の展開における実践能力の基盤を築く。③「専門科目」は、診療放射線学の主要な学問領域としての「診療放射線技術学」「診療画像技術学」「医療画像情報学」「核医学検査技術学」「放射線管理計測学」を系統立てて学ぶ。④「保健医療専門職共通専門科目」は、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能における共通性・相違性から、保健医療チームの一員としての診療放射線技師の役割や重要性を理解し、チームメンバーの立場の尊重と、協働するための基礎的基盤を学ぶ。

このように段階的、系統的に教育課程が設定されている。したがって、教育課程の趣旨を各担当教員に十分に周知し、その趣旨に添った教育内容及びシラバスの提示が重要となる。

#### （８）自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮（組織的対応）

自主学習に用いる時間帯が設定可能となるような時間割が作成されており、学生は Semester 前の履修計画作成の段階で、自主学習を計画的に行うことが配慮されている。

教育課程が専門分野に進むと、学生が自主学習を進めていく上で必要となる書籍や文献はより専門性が高いものとなり、そのため、特に希少で高額となる。多くの学生がこれらの書籍、文献等を容易に利用できるために、診療放射線学分野の図書館の蔵書を充実し、閲覧時間、閲覧場所を十分に確保することが必要となる。そのため、現在は、附属図書館内に、診療放射線学に関する書架を独立して配置するなどして対応している。

診療放射線学の専門科目の多くは、講義、演習、実験や実習の授業形態が取られ、様々なレポート作成が課せられ、学生の自主学習の機会も非常に多い。レポート作成のために、学内には講義室の他に、放射線演習室、演習室の各教室と、自由に利用可能なエリアとして、学生ホール、学生ラウンジを配置している。また、学生ラウンジでは、インターネットに常時接続可能な、コンピュータを設備し、自己学習を支援している。このエリアの収容能力は、200名程度であり、さらに、必要に応じて、情報科学室や演習室を個人やグループ単位で利用可能としている。

学力不足の学生に対する補充教育は、組織的には実施していない。

学生の自主的な活動として、放射線取扱主任者国家試験取得に向けたグループ学習などが展開されており、教員が正課の授業以外に対応している。

#### （自己評価）

学生の自主学習を行う上での時間的配慮は、時間割編成を含め、授業計画段階で充分に行われていた。学生の自主学習の場としての、学生ラウンジ、学生ホールが設置されている。大学完成年度を迎え、4学年すべての学生が存在する状況に至った。4年次生は臨床実習や学外実験等により、学外での修学の時間が多い。平成20年度における自主学習の場の確保については演習室等の運用により対応している。しかし、使用のためにあらかじめ予約を必要とする状況にある。

自主学習に必要な、専門書籍、文献は、附属図書館を中心に整備されている。今後、卒

業研究や大学院での研究の展開を考慮すると、研究室等での資料利用についても考慮する必要がある。

GPAから一部の学生に2年次以降の学力低下がみられる。その要因として、専門性が進んだことによっても考えられる。しかし、生活環境等、学修等以外の要因も考えられるため、学生相談室や学年担任等との連携によるサポートが重要である。

### (9) カリキュラム編成及び見直しの方法・検討

診療放射線学部は、学部の専門性、独自性に基づき教育展開するために統合カリキュラム編成法を用いてカリキュラム編成を行っている。統合カリキュラムでは、系統立てて年次毎に授業が配置されており、カリキュラム編成及び見直しを行うには、部分的な修正ではなく、4年分を総合的に評価、検討することとなる。平成20年度で完成年度を迎え、4年分の授業展開を完了した。今後、この4年間の実績に基づいた総合評価のもとでの検討を加えていく段階に入ったと考える。

(自己評価)

平成20年度をもって、4年の学部学生の授業展開が完了した。今後は、総合的なカリキュラム評価を行う準備段階として、評価体制をFD委員会、大学教育改革WG等の連携による検討を要する。カリキュラム編成及び見直しについては、カリキュラム評価が確立した後、学部教務委員会、合同教務委員会と連携し、その方法・体制を確立する。

### (10) クラスの大きさ、編成方法と方針

診療放射線学部の教養教育科目は、個人の主体的、自発的な学習を推進するため、1年次、2年次に配当され、看護学部と合同で開講される科目が多い。したがって、講義形式の授業は、80名～100名規模で開講される。演習、実験科目においても、同様に学生の主体的選択を尊重するが、少人数クラスを実現するため、学生数の調整、同一科目の複数開講等分割クラス配当を行って対応している。非常勤講師担当科目については、学内専任教員による支援体制を敷き、学生と非常勤講師間が密となるように支援している。

専門基礎科目や専門科目においては、診療放射線学部単独で開講される科目が多く、統合カリキュラムによって開講される段階が限定されているため、学生による選択の自由度は低い。開講される時間割の学年、時期による制限のため、講義科目は、1学年35名規模のクラスで開講される科目が多い。演習、実験科目については、少人数クラスによるきめ細かな教育を実現するため、4～5名、7～8グループ構成とした少人数制として、授業時間割を該当科目でローテーションすることによって実現している。

(自己評価)

教養教育科目においては、学生数の調整、同一科目の複数開講等分割クラス配当により、履修者の希望者数に対応して、均衡を考慮したクラス編成、履修学生数の適正化が実現した。非常勤講師が担当する科目については、学内専任教員による支援体制、時間割表の運用等によって、履修における学生への配慮がなされた。

専門基礎科目、専門科目では、少人数制、小グループ制による学習環境が工夫されていた。

### (11) 教員一人あたりの授業時間

平成20年度の授業科目は、教養教育科目33科目、専門基礎科目24科目、専門科目51科目が開講された(表5-11、5-12、5-13、5-14)。

教員の授業時間数は、総授業時間数が専任教員(19人)8,124時間、非常勤講師(27人)1,170時間、計9,294時間であり、教員一人当たりの平均授業時間数は専任教員1,425時間、非常勤講師43時間である。

また、専任教員の授業時間数は最少時間90時間、最多時間数は1,908時間であり、職位別授業時間数は、総授業時間数が教授(9人)3,738時間、准教授(3人)2,013時間、講師(7人)2,373時間、計8,124時間、教員一人当たりの平均授業時間数は教授415時間、准教授671時間、講師339時間である(表5-17、5-18)。

#### (自己評価)

20年度は、卒業年度を迎えた4年次学生の臨床実習と卒業研究が新規開講され、専任教員の授業担当時間が前年度と比較し大幅に増加した。臨床実習は卒業年度において最重要の科目であり、3年間で築き上げてきた知識を臨床の場で確認するものである。また、医療職として疾患を有する者に積極的に接することのできる機会である。ここで実効ある成果を挙げるために、4～5名の学生からなる小グループに講師以上の専任教員を1名配置した実習体制を組んだ。このことにより、授業時間数が大幅に増加した。

実習、実験及び卒業研究への関与の有無により、教員個々の授業時間数に差が認められ、最も少ない教員は、90時間、最多の教員は1,908時間であった。このことにより、作年度における最大/最小の時間数比は12.3であったが、本年度は21.2に拡大した。基礎系と臨床系の科目の相違によって生じる時間数比の拡大は必然的なものである。しかし、特定の教員に過度に授業が集中することは、教員の研究活動への影響に加え、教育の質を維持するという観点からも回避する必要がある。今後、このような観点からの検討を加える必要がある。

また、選択科目については非常勤講師が6割を担当している。非常勤講師との調整を十分に図り、内容を充実させるだけでなく、学生が自己の関心興味に沿って自由に選択科目を選択できるよう時間割上の配慮を行っているが、今後も継続していく。

表5-17 診療放射線学部 専任・非常勤別教員一人あたりの平均授業時間数

専任・非常勤	教員数	総授業時間数	平均授業時間数
専任教員	19	8,124	1,425
非常勤講師	27	1,170	43

(\*1コマ90分2時間にて計算)

表5-18 診療放射線学部 専任教員職位別教員一人あたりの平均授業時間数

職位	教員数	総授業 時間数	平均授業 時間数	最少／最多 時間数
教授	9	3,738	415	90／1,553
准教授	3	2,013	671	1,148／1,908
講師	7	2,373	339	120／1,908

(\* 1コマ90分2時間にて計算)

### (12) 成績評価基準・卒業認定基準の策定状況及び学生への周知状況

本学における成績評価基準は学則第31条に基づいて規定され、最終成績評価はAからDの4段階を合格とし、F評価は不合格とされる。さらに、大学履修方法及び学修の評価に関する規程で詳細に定められている。学生へは、学生便覧及びガイダンスにおいて周知を図っている。また、個々の科目においてはシラバスに成績評価法を個別に記載し、授業開始時にも教員から詳細な評価基準が示されている。

卒業認定基準は学則第35条に基づき、卒業要件として規定されており、本学に4年以上在籍し、所定の授業科目を126単位以上取得した学生に対し、教授会の議を経て、卒業の認定を行う。卒業認定基準についても、すべての学生に配布される学生便覧にて周知を図っている。

(自己評価)

成績評価基準及び卒業認定基準は学則、規程により組織的に策定されており、学生便覧、シラバス、学生ガイダンス、カリキュラムアドバイス等を通して、学生への周知は十分なものである。

### (13) 成績評価基準や卒業認定基準に従った、成績評価、単位認定、卒業認定の実施状況

学則第31条に基づく規定に従って科目担当教員より提出された成績及び単位については、教務委員会の審議を経て教授会で決定される。診療放射線学部の教授会は講師以上の専任教員をその構成員としている。したがって、成績及び単位の審議については診療放射線学部教員の中で透明性の高い形式で確認されることになる。

卒業認定は学則第35条に基づき、診療放射線学部の教授会の議によって決定される。また、平成19年度から設定した学生からの成績異議申し立て期間の制度は、本年度も継続実施した。この制度により、成績評価の正当性の確保、学生の保護に対応している。

(自己評価)

成績、単位及び卒業の認定については、教務委員会と教授会の審議を経て決定される。診療放射線学部講師以上の専任教員によって構成される診療放射線学部教授会の議を経て、適切な正当性、透明性が確保されている。学生からの異議申し立て期間も有効に機能し、平成20年度は1名の学生からの申し立てがあった。

#### (14) 成績評価等の正当性を担保するための措置状況

成績、単位及び卒業の認定については、学則及び規程に基準を明確に示している。審議についても正当性、透明性を図るため、教務委員会、教授会で厳格な審議が行われている。

学生からの成績評価等に関する問い合わせについては、異議申し立て期間を策定し、成績評価の最終決定は、異議申し立て期間を経て行なわれる。

個々の事例に対しては教務委員会による審議の後に、担当教員による対応を図っている。

(自己評価)

評価基準の公開及び審議の正確性は、十分に確保されている。学生からの問い合わせについては1例みられたが、これらは科目担当教員と学生との面接により解決した。

#### (15) まとめ

(優れた点)

- ・ 大学の教育理念と教育目的に沿った教育課程が策定されており、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目がバランスよく開設されている。
- ・ 診療放射線学に関わる保健医療専門職としての教育においては、高度な知識と、技術、態度を備えた実践能力が重要となる。そのために、講義、演習、実験及び実習などの多様な学習形式を採用している。
- ・ 学生が本学の教育目標に沿った学修を計画的に履修可能とするため、教員によるサポート体制として、カリキュラムアドバイザー制度が整備されている。
- ・ 学習活動の自己評価としての客観的指標として、学習の習熟度を尺度として評価するためのGPA制度が整備されている。
- ・ 看護学部学生との合同講義や共通履修科目の設定において、チームメンバーとしての意識向上や、学生間の協調的関係が形成できた。
- ・ 成績評価の透明性を高めるため、最終的確認として学生からの異議申し立て期間を設けた。
- ・ 学生による授業評価（アンケート形式）の実施により、教員にとって授業の質を双方向的にとらえる上で有効であった。

(改善を要する点)

- ・ 本学完成年度を迎えた現在、大学の教育理念と教育目的に沿った全科目の履修が完了した。教養教育科目では、「学問的立場から統合的に人間を理解すること、学術に対する価値を見出すこと、人間並びにその生活と健康に密接に影響する環境を理解すること」を学科学目標として掲げているが、その評価方法は具体化されていないため、平成21年度においては、評価方法の検討を必要とする。平成18年度自己点検評価においても、改善を要

する点として、把握手段の具体化を掲げたが、検討するに至っていない。

- 1 学科目において、該当分野において有効なテーマに関わる講義であったため、1 コマの講義が他大学で開講された特別講義をもってなされた事例があったが、教養教育科目における他大学との単位互換制度の具体的な整備は進んでいない。平成18年度自己点検評価においても、単位互換制度は学生に有効であり、改善を要する点として指摘したが、平成20年度においては具体的な検討は行われなかった。平成21年度においては、近隣他大学の単位互換制度の現状を把握し、本学部における単位互換制度の適応性について検討する必要がある。
- 学生による授業評価を実施しているが、1 学年35名前後と小規模であるため、学生と教員の間関係は緊密であり、その結果、学生が授業評価を尺度化することにためらいがあるように感じられる。したがって、授業評価への学生の参画意識が若干乏しいのが現状である。授業評価の必要性が、授業改善の問題点の抽出を行う教育方法の過程評価であり、教育の成果の評価とは異なるということを学生に十分に周知させた上で、今後の実施を計画していく必要がある。また、教員側はFD活動の一環としての学生による授業評価の目的を明確にする必要がある。

#### (自己評価の概要)

診療放射線学部の教育課程は、大学の教育理念・教育目的に基づき、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目が設定され、診療放射線学を系統立てた体系的に学習できるように構成されている。

各科目は、その教育内容に応じて、講義、演習、実験及び実習などの多用な授業形態から構成され、診療放射線学の臨床実践が理解しやすいように配慮されている。また、6本の主要な専門領域を主軸として、専門基礎科目や各専門科目間では、有機的な連携が図られている。

また、保健医療専門職として、自身の専門性を十分にふまえた上で、他領域の専門性を理解し、チームメンバーとして協働する能力を学習するための、合同授業、共通履修科目などが配置されている。

特に、教育理念に掲げられた「対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤として科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職」を育成するため、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、保健医療専門職共通専門科目が系統立てて、開設されている。

学生の履修は、教育課程に沿った履修計画の策定、GPA制度、カリキュラムアドバイザー制度の導入により組織的な履修指導が行われている。また、時間割における必修科目、選択科目の配置を工夫し、自主学習を含む、無理のない履修計画を学生が履行可能としている。そのため、過剰履修登録や偏った履修計画は生じておらず、自己学習時間も十分に確保されている。また、学生の自主学習を支援するための、書籍、文献等の整備、学習場所の確保がなされている。成績評価と合わせ、GPA制度を導入し、学修の客観的評価及び履修指導に活用している。

成績評価は、評価基準に基づいて適正に行われているが、具体的な成績評価方法については、学生便覧に明示することに加え、入学時に成績評価に関するガイダンスを実施し、



学生に周知している。

評価方法には、認定試験、レポート、演習課題の他、出席状況を加味した多様な方法が用いられている。また、具体的な方法は授業の内容や授業形態の特徴に基づき担当教員が決定し、授業計画（シラバス）に明記している。

成績評価の正当性、透明性と安全性を維持するため、学生による成績に対する異議申し立て期間を設けた。これにより、成績認定における重大な誤りの回避を図っている。

平成20年度に開講した臨床実習は、保健医療技術を専攻する学生にとっては最重要の科目である。そこで、診療放射線学部としては臨床の場に赴く学生数を4名から5名の小グループ化すると共に、引率教員も1名を配置する体制を整えた。また、実習先の病院との事前打合せも行ない、臨床の場で十分な学習成果が得られるよう配慮した。今後も、このような方針を維持することを目標とすべきと考える。

## 6 教育の成果について

### [看護学部]

#### (1) 学生に求められる学力、資質・能力及び人材像等についての方針の明確化の状況並びにその達成状況の検証・評価に関する取組状況

本学の教育理念、教育目的、卒業生の特性に基づき、看護学部は、教育目標7項目を定め、育成を目指す人材像を明示し、これを学生便覧に提示している。

平成20年度は、前年度の自己点検・評価に引き続き、各授業科目について、個々の担当教員がその目的・目標の達成状況を評価しているか、またその目的・目標の適切性を評価しているかを調査した。その結果、目的・目標の達成状況の評価は、回答のあった79科目のうち、51科目(64.6%)がその達成状況を分析し評価しており、19科目(24.0%)が達成状況を評価していないものの、把握しているということであった。達成状況を把握していない科目は1科目であり、その他は1科目であった。また、授業科目の目的・目標の適切性の評価は、79科目中60科目(76.6%)が実施していたが、7科目(8.9%)が実施しておらず、無回答・その他が12科目であった。

#### (自己評価)

開講している各授業科目について、担当教員に対する調査を行った結果、ほとんどの科目が目的・目標の達成状況を評価または把握しており、目的・目標の適切性の評価も76%以上とその実施状況は高かった。しかし、診療放射線学部との共通科目1科目については、「診療放射線学部教員との目的・目標の共有が困難である」との回答があった。このことについては、今回の自己評価を踏まえ、まずは目的・目標を再確認し、共有化を図るとともに、その適切性を評価する必要がある。他の科目については、個々の科目で実施している教育目標達成状況の評価について、一定の評価方法や基準を確立し、それを実行するための組織体制を整備していくことが重要である。

#### (2) 教育の成果・効果の状況(学生の学力・資質・能力、単位取得、進級、卒業の状況、資格取得の状況、卒業論文等の内容・水準等に基づく)

本学は、半期毎のセメスター制を採用している。20年度もセメスター終了時に授業科目の成績評価を行い、次期のセメスターの科目履修に繋げている。また、各セメスターの円滑な単位取得と学力の保証のために、GPA制度を導入している。GPA制度の導入は、学生の学習活動を自己評価するための客観的な資料を提供するだけでなく、教育の質を高め、卒業時の学力の保証をねらいとしており、各学生のセメスターの平均GPAが2.0未満の場合は、カリキュラムアドバイザーの指導を受ける体制を整えている。

これらの制度に関しては、学生の自立的な学習活動へ繋げるために、入学時にオリエンテーションを行い説明している。

各学年の20年度までの Semester 毎の GPA の範囲及び平均を、表6-1に示す（休学及び退学者を省く）。学年及び Semester 毎の若干の差はあるが、概ね3.0前後となっている。4年次後期 Semester までの累積 GPA 3.6以上の者は10名存在した。

各学年の GPA 2.0未滿の成績不振の学生数の経過は、表6-2のとおりである。GPA 2.0未滿の学生数は、1年次生が0名、2年次生が前期 Semester 1名、後期 Semester 2名、3年次生が前期 Semester 3名、後期 Semester 1名、4年次生は前期 Semester 1名、後期 Semester 1名であった。また、各学年の GPA 連続 2.0未滿の学生数は、3年次生が1名であった。この学生に対しては、カリキュラムアドバイザーと教務委員会が連携を図り、個別支援を行っているが、成績不振の状況が継続しており、引き続き支援が必要な状況である。

各学年の単位取得の状況を表6-3に示す。本学は卒業要件として126単位を規定している。1年入学時より、カリキュラムアドバイザーが履修指導として各学年にバランスよく単位を取得できるような履修計画を学生に指導してきた。取得単位数は、1年生が37～48単位、2年生が70～88単位、3年生は96～125単位、4年生は126～138単位となっている。

平成20年度は看護学部初めての卒業生75名を輩出した。看護師および保健師の国家試験合格率の状況を表6-4に示す。看護師の合格率は98.7%、保健師の合格率は97.3%であった。

4年次後期 Semester の履修科目には、既習の学習内容を統合し、研究成果を活用して実践を展開し、一連の過程を論文としてまとめる学科目「看護学研究Ⅱ（EBP）」を設定している。表6-5に休学者を除く75名の研究のテーマ一覧を示す。教育指導体制として看護学部専門領域の講師以上全員が担当し、個々の学生は自己の関心をもったテーマにあわせて指導教員を選択し研究指導を受けた。その結果、全員の学生が研究成果として滞りなく論文を提出した。この学科目の一般目標及びその行動目標に基づく評価は、A評価が99%という高い評価結果であった。

#### （自己評価）

平成20年度の各学年の前期および後期 Semester における GPA は、1年次生から4年次生まであわせて2.0未滿の成績不振者の学生数が前年度より減少した。しかし、連続して成績不振の状況が続いている学生が在籍する特定の学年があり、学年毎の相違が見られる。学年毎の成績評価は、次年度以降もその経過を追って評価するとともに、カリキュラムアドバイザーおよび教務委員会との連携のもと、学生の学力の保障という観点から個別の支援の強化と、より適切な対応方法を検討する必要がある。

本学は、他大学の卒業研究に該当する学科目「看護学研究Ⅱ（EBP）」を設定している。4年次全学生が学習成果としての論文を提出し、評価基準に沿った成績評価は、99%の学生がA評価であり、目標達成率が非常に高かった。このことは、学生が研究成果を活用する基礎的能力を身につけ、研究成果の活用と産出に対する価値を学習できたと評価する。

平成20年度は看護学部初めての卒業生を輩出した。75名が看護師および保健師の国家試験受験資格を得て受験した。その結果、看護師国家試験の合格率は98.7%、保健師国家試験の合格率は97.3%であり、高い合格率を得た。

表6-1. 学年別GPA

セメスター 学年	範囲 平均	1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	累積
4 年 生	範囲	2.3 ~3.8	2.2 ~3.8	2.1 ~3.8	2.4 ~3.2	1.8 ~3.9	*	2.8 ~4.0	1.6 ~4.0	2.6 ~3.8
	平均	3.1	3.0	2.7	3.2	3.1		3.9	3.9	3.2
3 年 生	範囲	1.9 ~3.8	1.6 ~3.8	1.7 ~3.7	1.9 ~3.9	1.1 ~3.8	*	—	—	—
	平均	2.9	3.0	2.7	3.2	3.1		—	—	—
2 年 生	範囲	2.0 ~3.8	2.0 ~3.4	1.7 ~3.9	0 ~3.9	—	—	—	—	—
	平均	2.8	2.7	3.0	3.1	—	—	—	—	—
1 年 生	範囲	2.1 ~3.7	2.3 ~4.0	—	—	—	—	—	—	—
	平均	2.8	3.1	—	—	—	—	—	—	—

注) 20年度は太線内に示す。

\*履修期間が21年度前期セメスターに及ぶ科目を含むためGPAを算出していない。

表6-2. 学年別GPA 2.0未満学生数(人)

セメスター 学年	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
4年生	0	0	0	0	2	*	1	1
3年生	2	2	8	1	3	*	—	—
2年生	0	2	1	2	—	—	—	—
1年生	0	0	—	—	—	—	—	—

注) 20年度は太線内に示す。

表6-3. 各学年単位取得の状況(単位)

学年		1年生	2年生	3年生	4年生
取得単位数	範囲	37~48	70~88	96~125	126~138
	平均	42	78	122	128

表6-4. 資格取得の状況

	受験者数	合格者数	合格率(%)
看護師	75	74	98.7
保健師	73	71	97.3

表6-5. 卒業論文のテーマ一覧

分野		テーマ
看護 技術学 教育 研究 分野	基礎看護 技術学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アロマセラピーを導入してクライアントと関わる看護師の行動に関する研究</li> <li>・ 下肢の浮腫に対するマッサージの効果について—成人期にあるがん患者に焦点を当てて—</li> <li>・ 病棟看護師が実際に果たしている役割に関する研究</li> <li>・ 全身麻酔手術後クライアントの口渇に対する1%レモン水を用いた含嗽の有効性</li> <li>・ 看護師の研究成果の活用経験に関する研究—研究成果の活用経験の有無とその具体的内容に焦点を当てて—</li> <li>・ 入院しているクライアントに対する「足浴」「マッサージ併用足浴」の主観的評価</li> <li>・ 経口摂取できないクライアントの口臭を軽減するための口腔ケアの方法—緑茶と歯ブラシを用いて—</li> </ul>
	応用看護 技術学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な教育的支援技術の検討—目標達成と目標未達成場面の比較を通して—</li> <li>・ 災害時看護師が活動する際の困難</li> <li>・ 終末期にあるクライアントへのケア提供時に看護師が抱いた「悲しみ」の感情を調節する方法—長期にわたり職業を継続してきた看護師に焦点をあてて—</li> <li>・ 誤嚥の可能性が高いクライアントの経口摂取を促すために有効な看護技術の検討—加齢に伴う機能低下により摂食・嚥下が困難であるクライアントへの食事援助場面に焦点をあてて—</li> <li>・ アロマオイルを用いたハンドマッサージのリラクゼーション効果</li> <li>・ 手術後患者におけるアロマ足浴を用いた気分転換活動の検討</li> </ul>
生涯 発達 看護学 教育 研究 分野	母胎期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カンガルーケアの効果を促進する因子の検討</li> <li>・ 出産体験に関するプロセスと出産体験を肯定的に捉えられるための支援</li> <li>・ 妊娠期から産褥期における母親の児に対する気持ち</li> </ul>
	乳 幼 児 期・学童 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気管支喘息を抱える学童期前期にいる子どもの自己管理向上に向けた効果的な教育的支援</li> <li>・ 採血を受ける幼児期後期の子どもを対象とした効果的なプレパレーションの検討</li> <li>・ 気管支喘息の子どもを抱える父親の主体的行動を促すための支援—両親同席での支援を通して—</li> <li>・ 幼児期の子どもが主体的に内服を行うための看護援助の検討</li> <li>・ 医療処置を受ける幼児期の子どもへのプレパレーションの効果</li> <li>・ 精神発達遅滞と視聴覚障害を併せもつ児のコミュニケーション能力の発達を促すための援助—“おはよう”と“バイバイ”を用いた継続的な援助を通して—</li> <li>・ 子どもの安全を保証するための看護師による日常生活援助における安全確保と実践</li> <li>・ 医療処置を必要とする子どもと家族への退院指導—キングの目標達成理論を用いた相互行為場面の分析を通して—</li> <li>・ 周手術期にある子どもの母親への看護—母親の体験からの検討—</li> <li>・ 入院中の幼児の食事が楽しくなる要因とそれを妨げる要因—食事の参加観察場面から—</li> <li>・ GCU入院中の乳児と母親へのタッチケアの活用—愛着形成促進に向けて—</li> </ul>
	思春期・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜勤明け看護師を対象としたヒーリングタッチによるリラクゼーション効果</li> </ul>

<p>青年期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疲労に伴う自覚症状の緩和に対する経絡リンパマッサージの効果</li> <li>・ 地域で生活する精神障害者のグループホーム利用に向けた支援に関する一考察</li> <li>・ カルガリーモデルを用いた入院患者と家族間の関係性の改善に関する研究</li> <li>・ 思春期の喘息患者に対する自己管理を高めるための患者教育の効果</li> <li>・ 学校における行動変容を目指した思春期喘息患者教育の効果－1 2 週間の変化－</li> <li>・ 保健授業におけるアレルギー教育の有効性</li> <li>・ 地域精神障害者を抱える家族に対する支援のあり方について－家族支援の現状と家族の思いについての調査から－</li> </ul>
<p>成人期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術室における新人看護師の技術習得</li> <li>・ 救急外来初療時における有効なアセスメント方法</li> <li>・ 終末期患者の家族への看護－家族の看護計画の参加を通して－</li> <li>・ 終末期がん患者の倦怠感緩和のための洗い・マッサージを加えた足浴の効果</li> <li>・ 成人期にある終末期患者の家族への心理的支援－交換日記を用いて家族の思い・気持ちの表出に向けて－</li> <li>・ 心疾患患者の手術室看護師による術前訪問－術前不安のアセスメントの視点の検討－</li> <li>・ がん性疼痛・倦怠感を抱えるクライアントに対する足浴・腰背部温罨法の効果－足浴・腰背部温罨法のリラクゼーション効果に焦点を当てて－</li> <li>・ 術後せん妄に対する視点の広がりへの有効性－せん妄スケール表を使用して－</li> <li>・ 下肢の浮腫をもつがん終末期患者へのマッサージを併用した足浴の効果</li> <li>・ 化学療法を受けるがん患者の心理</li> <li>・ 意識レベルの低下したクライアントへの背面解放座位による手浴の効果</li> <li>・ ICUに緊急入室となった患者の家族の心理を客観的な視点を持って理解することの有用性</li> <li>・ 慢性疾患を持つ成人期のクライアントに対する自己の看護実践の適切性と今後の課題－文献検討および看護師への面接による援助のカテゴリ化を通して－</li> <li>・ 術後回復期において ADL 拡大遅延のあるクライアントへの看護－キング目標達成理論を用いて－</li> </ul>
<p>老年期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子座位で過ごす高齢者における下肢浮腫の日内変動とそれに及ぼすフットケアの影響</li> <li>・ 転倒が原因で骨折した高齢者の足トラブルとフットケアニーズ</li> <li>・ 認知機能低下のある高齢者に関する食事動作のアセスメントの重要性</li> <li>・ 慢性的に摂食・嚥下機能が低下した高齢者に対する嚥下リハビリテーションの効果－摂食・嚥下機能のアセスメントを通して－</li> <li>・ 経管栄養中で口腔内乾燥のある患者に唾液腺マッサージを取り入れた口腔ケアの効果</li> <li>・ 高齢者のせん妄に対する生活リズム改善の試み</li> <li>・ 通所リハビリテーションを利用する高齢者の転倒に対する認識と防止対策</li> </ul>

地域健康看護学教育研究分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児不安を抱きやすい状況にある母親への家庭訪問による支援方法の検討</li> <li>・ 地域における高血圧を持つ高齢者を対象とした生活習慣改善のための支援－ヘルス・ビリーフ・モデルを用いた支援の検討－</li> <li>・ 新生児家庭訪問における育児不安を軽減する支援方法</li> <li>・ 医療的ケアが必要な児の保育所通所における支援態勢構築の経緯と生活課題－出生から卒園に至るまで－</li> <li>・ 筋委縮性側索硬化症療養者の非侵襲的陽圧換気療法の導入から維持困難期への移行における思い</li> <li>・ 運動を目的に自主グループに参加する地域住民の運動継続の理由に関する研究</li> <li>・ 地域における精神障害者家族のセルフ・ヘルプ・グループの主体性の発展を支援する保健師の援助</li> <li>・ 地域における在宅高齢者の筋力強化による転倒予防－セルフケア能力向上のための保健指導－</li> <li>・ 在宅における介護者の褥瘡に対する予防的知識の研究</li> <li>・ 男性保健師の特性を活かした保健師活動</li> <li>・ 入院中の心疾患患者に対する在宅で行う運動療法に関する知識</li> </ul>				
機能看護学教育研究分野	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">看護教育学</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床看護師の看護実践場面の特徴に関する研究－実習の行動目標からみた看護師行動の分析－</li> <li>・ 看護基礎教育課程で学ぶ原理・原則に基づく女性患者への看護－キング看護理論を活用した分析－</li> <li>・ ベッド－車椅子間移乗介助動作での身体的負担－3種の介助動作の違いによる主観的負担感の違い－</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">看護政策管理学</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他科の入院患者の受け入れを決定する際の看護師長の考え</li> <li>・ 清潔・排泄援助を行う時の男性看護師の患者に対する姿勢</li> <li>・ 行政機関で働く保健師が1年目に知覚した困難とその原因、対処行動</li> <li>・ 学生と看護師のデータ収集と分析の差異の明確化</li> <li>・ 社会人経験を有する新人看護師が経験した戸惑いと対処－先輩看護師との関わりを通して－</li> </ul> </td> </tr> </table>	看護教育学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床看護師の看護実践場面の特徴に関する研究－実習の行動目標からみた看護師行動の分析－</li> <li>・ 看護基礎教育課程で学ぶ原理・原則に基づく女性患者への看護－キング看護理論を活用した分析－</li> <li>・ ベッド－車椅子間移乗介助動作での身体的負担－3種の介助動作の違いによる主観的負担感の違い－</li> </ul>	看護政策管理学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他科の入院患者の受け入れを決定する際の看護師長の考え</li> <li>・ 清潔・排泄援助を行う時の男性看護師の患者に対する姿勢</li> <li>・ 行政機関で働く保健師が1年目に知覚した困難とその原因、対処行動</li> <li>・ 学生と看護師のデータ収集と分析の差異の明確化</li> <li>・ 社会人経験を有する新人看護師が経験した戸惑いと対処－先輩看護師との関わりを通して－</li> </ul>
看護教育学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床看護師の看護実践場面の特徴に関する研究－実習の行動目標からみた看護師行動の分析－</li> <li>・ 看護基礎教育課程で学ぶ原理・原則に基づく女性患者への看護－キング看護理論を活用した分析－</li> <li>・ ベッド－車椅子間移乗介助動作での身体的負担－3種の介助動作の違いによる主観的負担感の違い－</li> </ul>				
看護政策管理学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他科の入院患者の受け入れを決定する際の看護師長の考え</li> <li>・ 清潔・排泄援助を行う時の男性看護師の患者に対する姿勢</li> <li>・ 行政機関で働く保健師が1年目に知覚した困難とその原因、対処行動</li> <li>・ 学生と看護師のデータ収集と分析の差異の明確化</li> <li>・ 社会人経験を有する新人看護師が経験した戸惑いと対処－先輩看護師との関わりを通して－</li> </ul>				

### (3) 教育の効果に関する学生の評価状況 (学生の授業評価結果等に基づく)

現段階では、大学の意図する教育の効果を学生がどのように判断しているかについて組織的に把握する方法を講じていない。

学生による授業評価について、本学は、18年度から「教員の自律性を尊重し、各々の授業の質向上に向けて必要な情報を収集する」という考えに基づき、教員個々の判断により、学生による授業評価を実施した。評価結果は、個々の教員が把握し、解釈して活用している状況であり、統一した評価様式等は用いていない。そのため、大学として組織的に学生の授業評価結果に基づく教育の効果把握していない。

(自己評価)

現段階では、学生自身が「教育の効果があつた」と判断しているかどうかの情報の収集と活用について、大学が組織として把握できていない。

このような状況は、17年度から続いている。18年度からは、個々の教員の教授活動の質向上のための活動の一つとして、授業評価の実施状況を調査している。20年度の調査結果によれば、教員個々が、学生による授業評価に加え、同僚評価等、授業の質向上のために多様な方法を組み合わせて授業評価活動に取り組んでいる現状にある。しかし、学生による授業評価の際には、教員がそれぞれの目的に応じて選択した評価様式を使用しており、学部全体で統一した評価様式等を用いてはいない。そのため、一貫した視点から学生が判断した授業の質の程度や傾向を把握することはできていない。

大学の意図する教育の効果に対する学生の評価状況に関する自己点検評価を推進するためには、基礎資料となるデータの収集・蓄積が必要不可欠である。そのためには、第一に、「学生による授業評価」により明らかになった授業の質が、その資料として活用可能かどうか、すなわち、学生が評価した「授業の質」と「教育の効果」が合致するかどうかを検討する必要がある。その上で、どのようなデータを収集・蓄積するのかという検討を含め、学部毎に組織的に取り組む必要がある。これらは19年度の自己点検評価で既に明らかになっていた課題であるが、方向性が定まらないまま、課題として平成20年度まで持ち越された結果となった。今後、これらの課題の克服に向けて、早急に活動を開始する必要がある。

#### (4) 大学の養成しようとする人物像の観点からみた教育の成果・効果の状況 (就職進学等の実績や成果に基づく)

平成20年度に卒業認定を受けた学生75名のうち、看護職として就職した学生は61名、進学した学生は4名であった。就職の状況を表6-6に示す。本学は卒業生に期待する特性の1つに、群馬県において看護職としての役割機能を発揮する学生を養成することをあげているが、就職した学生のうち、県内に看護職として就職した学生は43名(61.4%)であった。看護職として就職した学生の半数以上が県内に就職したことから、県内における今後の活躍に期待したい。

次に、進学の状況を表6-7に示す。卒業認定を受けた学生のうち、進学した学生は4名であった。そのうち3名が大学助産師養成課程、1名が大学養護教諭第1種養成課程への進学であった。本学には助産師の国家試験受験資格を得られるカリキュラムと養護教諭1種の資格を得られるカリキュラムは準備していない。

表6-6. 平成20年度就職の状況 人(%)

	看護師	保健師	計
県内	* 39 (55.7)	4 (5.7)	43 (61.4)
県外	* 22 (31.4)	5 (7.1)	27 (38.6)
計	61 (87.1)	9 (12.8)	70 (100.0)

\* ( ) は就職した学生70名中の割合



表6－7．平成20年度進学の様況

課程	人数
助産師養成課程（大学専攻科）	3
養護教諭第1種養成課程（大学別科）	1
計	4

（自己評価）

県立大学の使命として、本学が卒業生を県内に輩出し、看護の質を向上させる役割が求められている。20年度は、看護師あるいは保健師として就職した卒業生の半数以上が県内に就職したという結果から、第一段階としてその使命を果たしたと言える。今後は卒業生の看護職者としての実際の活躍を追跡調査し、その成果と大学の理念、教育目標と教育内容と照合して判断する必要がある。

（5）まとめ

（優れた点）

- ・学生が身につける学力、資質・能力を養成しようとする人材像についての方針は、明らかにされており、それを学生便覧に明記している。
- ・休学者をのぞく全ての学生が、GPA 2.0 以上により進級した。
- ・4年次後期 Semester までの累積 GPA 3.6 以上の学生が 10 名存在した。
- ・他大学の卒業研究に該当する学科目「看護学研究Ⅱ（EBP）」を実施した結果は、4年次全学生が論文を提出し、目標到達度が非常に高かった。
- ・75名の卒業生を輩出した。
- ・看護師国家試験の合格率は98.7%、保健師国家試験の合格率は97.7%であり、高い合格率を得た。

（改善を要する点）

- ・大学の意図する教育に対し、効果があったと学生自身が判断しているかどうかは、現時点では把握できていない。今後、大学の意図する教育の効果に対する学生の評価を把握する手段を組織的に講じる必要がある。

（自己評価の概要）

本学は、学生が身につける学力、資質・能力を養成しようとする人材像についての方針を明らかにしており、それを学生便覧に明記している。教育の効果・成果に関する評価には卒業時あるいはそれ以降の資料が必要である。4年間の集大成である学科目「看護学研究Ⅱ（EBP）」の目標到達度が高く、4年次後期 Semester 終了時点での累積 GPA 3.6 以上の学生が 10 名存在すること、看護師及び保健師の資格取得状況が高いことから、教育の効果を確認できる。

教員の授業評価の実施状況を問う調査を実施した結果、教員個々が、学生による授業評

価も含めた授業の質向上のための活動に取り組んでいることを確認している。しかし、提供された教育に対し効果があったと学生が判断しているかどうかは、組織的には把握できていない。学生による授業評価結果等を全学的に把握する手段を組織的に講じることが今後の課題である。

## [診療放射線学部]

### (1) 学生に求められる学力、資質・能力及び人材像等についての方針の明確化の状況並びにその達成状況の検証・評価に関する取組状況

診療放射線学部を入学希望する学生は、総合大学等希望者と異なり、具体的な職業観をもって入学するケースが多い。診療放射線技師資格取得を目標にし、診療放射線学系大学を希望する学生の数は年々増加している。また、学生の修学意欲は高い。

大学の教育理念、教育目的、卒業生の特性に基づき、診療放射線学部は、教育目的として「様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学び、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深め、科学的根拠に裏付けられた専門的知識、技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い放射線技術を提供する保健医療専門職としての基盤を築く」と定め、求める学生像を明確化している。

また、教育目標では、

- (1) 科学的根拠に基づく放射線技術修得のための基礎能力を持つ人材
- (2) 人間の生涯とその生活及び健康状態に強い関心と深い理解を持つ人材
- (3) 地域に生活する人々の健康維持・促進に対する強い使命感と高い倫理性を持つ人材
- (4) あらゆる対象の福祉に貢献する診療放射線技師としての責務に自覚と行動力を持つ人材
- (5) 科学及び学術の価値と研究成果を活用した放射線技術の意義を見いだす人材
- (6) 国際的に通用する新たな診療放射線技術の実践を創造・開発する人材

として、養成する人材を明確化している。

平成20年度は、大学完成年度を迎え4年間の学部教育を終えた。また、自ら学んだ知識と技術、態度を臨床実践にて総合的に学ぶ臨床実習と、科学的思考方法とその過程を学ぶ診療放射線技術学研究（卒業研究）も無事終了することができた。これらの科目を終了することで、診療放射線技師に対し漠然としたイメージを抱いて入学した学生が、専門職に対しての具体的な職業観を得るなど、果たした役割は大きいと考える。

教育目的・目標の達成状況の検証・評価に関する取組は、各 Semester 終了時に実施している学生の単位修得状況の解析によって行った。この4年間継続的に、個々の Semester での GPA 評価を行ってきたが、学生毎の GPA の推移を検討すると、GPA の値にある閾値を設けてみることの有効性が伺われた。今後も、GPA がもつ有効性について検討を続けていくことが評価方法の確立に有用であると考えられる。

#### (自己評価)

診療放射線学部の教育目的、目標は、大学の教育理念、教育目的、教育目標から導き出され、さらに診療放射線学を主軸として求める学生像、人材を明確に提示している。また、これらは、学生便覧、シラバス等を通じ、教育課程の重要な項目として学生に提示してい

る。

学生は、各科目の学修を通し、より具体的な問題への対応の中で求められる人材像を自分たちのものとして知ることになる。そのことは、臨床実習の中でさらに強固なものとなった。平成20年度の学生全体の学修状況は、単位修得状況の確認の中で行われ、臨床実習と診療放射線技術学研究（卒業研究）への取組みの中で、学生がそれまでに習得した知識や理解度を把握することができた。

## （２）教育の成果・効果の状況（学生の学力・資質・能力、単位取得、進級、卒業の状況、資格取得の状況、卒業論文等の内容・水準等に基づく）

カリキュラムアドバイザー、学年担任、教務委員会などのシステムを介して、学生の学修に関わる問題を対応している。また、成績評価に加え、GPA制度を導入することで、学生と教員の間で客観的指標を用いた履修計画策定に活用している。GPAは各セメスター単位においても有効な判断指標であるが、継続的に追跡することで学生の学習意欲の推移を知る上で有効な指標と考える。そのため、教務委員会ではカリキュラムアドバイザーへの指導を実質のあるものとするための一つの資料として、個々の学生のGPAの推移データを活用している。

診療放射線学部における単位の取得状況について表6-8に示す。4年次の単位習得数は、平均136単位、最大151単位、最小128単位であり、その90%の学生は128単位から144単位の範囲にあり、適切な単位取得であった。

診療放射線技術学研究（卒業研究）は、学生自ら主体的に診療画像技術学、核医学検査技術学、医療画像情報学、放射線治療技術学、放射線管理計測学、関連基礎専門基礎領域の各分野から研究テーマを決定し、研究計画、研究方法を企画し、評価、検証のそれぞれの過程を経て、口述発表の後、研究論文としてその成果をまとめた。これらの論文は、グループ研究3、残り28名は個別テーマとして提出され、34編の学位論文として提出された。また、この中で17の研究テーマについては、放射線技術関連の外部の学会等において発表された。

### （自己評価）

各学生は、学修の履修計画や取得状況を、セメスター毎に認定される成績評価とGPAによって確認することができる。また、セメスター前の履修登録時には、カリキュラムアドバイザーが学生との個別指導において、成績評価やGPAの推移を指標に、無理のない履修計画をアドバイスしている。

また、GPAの推移により、学生の学習意欲を確認しながら、教育の成果、効果の指標としている。GPAの推移と、成績判定の結果等から、カリキュラムアドバイザーが個別に指導し、学生の資質や能力を見極めながら、柔軟かつ個別に相談・指導するシステムができています。

診療放射線学部の教育課程は、その特質上、より高学年次になると専門科目である必修科目の割合が多くなるため、単位未取得が大幅にある学生の場合、4年間のスムーズな履修計画が実現できない可能性もあるため、注意を払っている。

診療放射線技術学研究（卒業研究）のテーマ決定は、個々の学生の希望を尊重し、診療

放射線学において修学してきた各専門分野に分散した。学生は長期間の実験や解析、あるいは理論的考察による手法を展開することで、論文作成の手順の理解から発表までの自ら行なうことができた。また学外の放射線技術学関連の学会等で発表した論文も17編あり、その中で2編については、当該学会より「新人技術奨励賞」を授与される栄誉を得た。

平成20年度は、取得単位数が卒業要件に満たない学生はなく、4年次生全員が国家試験を受験、卒業に至った。また、国家試験受験者34名中、1名が不合格であった。

なお、進路上の悩みや精神的な問題を持つ学生における学修指導については、学生委員会や学生相談室との連携で、学生にとって不利益の生じないように組織的に支援した。

表6-8 診療放射線学部取得単位数

科目分類	1年次生			2年次生			3年次生			4年次生		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小
教養教育科目	2.2	2.6	1.7	2.5	2.8	2.2	2.6	3.4	2.4	2.6	3.8	2.0
専門基礎科目	1.2	1.4	1.0	3.1	3.3	2.5	3.1	3.4	3.0	3.3	3.7	3.0
専門科目	5	5	4	3.7	3.7	3.3	6.0	6.4	5.6	7.7	8.2	7.4

### (3) 教育の効果に関する学生の評価状況（学生の授業評価結果等に基づく）

学生による授業評価は、平成20年度においては2種類の評価表を用いた。その結果については各教員に集計結果を配布し、今後の授業の参考資料とした。また、実施した「学生による授業評価」以外の有効な教育評価方法については、今後のFD委員会での検討を待つこととした。

#### (自己評価)

「学生による授業評価」の結果は、教員の授業の質の向上や教育手法の改善など、必要な情報収集法として今後、有効に活用される。また、学生と教員の間で教育内容の評価と基準を共通認識し、教育効果の向上を期待するものとする。

診療放射線学部における「学生による授業評価」の内容等は、早急に検討し確立する必要がある。平成20年度は2種類の評価表を用いて実施した。

「学生による授業評価」は、教員による教育方法の評価の一方法であるが、学生の理解度や修得度を定量的、客観的に示すことは難しい。今後もさらに検討を加えていく必要がある。

### (4) 大学の養成しようとする人物像の観点からみた教育の成果・効果の状況（就職進学等の実績や成果に基づく）

診療放射線学部は、学部の教育目的、教育目標に養成しようとする人材、人物像を明示しており、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術と高い倫理的判断力を持ち、常に対象の人間としての尊厳を維持し、より質の高い放射線技術を提供する保健医療専門職の養成を目指している。

また、本学の教育課程において、必要な科目の単位取得において卒業要件を満たすこと

により、診療放射線技師国家試験の受験資格を得ることができ、合格することにより診療放射線技師としての活動が期待される。また、学士の学位を得ることにより、診療放射線学の深い探求と研究を目指し、大学院進学之机会を提供することができる。また、在学中に放射線取扱主任者試験等、診療放射線学に関連する専門資格を受験することも可能ある。

平成20年度は、本学の初めて卒業生を輩出し、国家試験の受験学生が34名、合格者33名であった（合格率97.1%）。全国における新卒者の合格率は87.9%、全体で74.4%の合格率であった。

また、就職については合格者の中で32名が決定し、残り1名は平成21年度より開校される本学大学院修士課程への進学が決定した。

（自己評価）

平成20年度は、大学開学後、初めての卒業生を輩出し、国家試験の受験と就職、進学の進路を得た。今後は、国家資格取得状況、就職状況、進学状況等の観点からの教育の成果・効果等を検討する必要がある。

## （5）まとめ

（優れた点）

- ・学部の教育目標、教育目的において、明確な人材像を明示することで、診療放射線学の方向性を学生に提示し、学修の意義を履修指導のなかで明確化した。
- ・カリキュラムアドバイザーによるGPAの推移等の解析結果に基づいた実効あるアドバイスができた。

（改善を要する点）

- ・大学開学後、4年の学部教育が終了し、4年間の分析を踏まえた学部の求める教育に対する効果の評価方法を確立することが求められたが、評価方法の具体化については、今後の課題として残っている。
- ・教員の資質向上における、学生による授業評価は明確に確立されていない。平成20年度は、「学生の授業評価」における方法と評価の検討を行った。教育方法の改善を目的とする「学生による授業評価」の内容等を早急に検討し、確立する必要がある。
- ・成績評価、GPA解析などの学生の学修の評価（学習の成果）、教育方法や授業内容などの教員の評価（教育課程）を明確に区別し、両者の特質をふまえた診療放射線学の教育方法の確立が必要である。

（自己評価の概要）

診療放射線学部の求める人材、人物像は学部の教育理念、教育目標をとして明確に提示している。また、学生に対しては、学生便覧などを通し、周知している。さらに、個々の講義においても学生の学力、資質の向上を目指している。

教育目標の達成状況については、教務委員会、カリキュラムアドバイザー、学年担任などを介して対応している。組織的なシステムの運用を今後も図ると共に、教育の成果、効果の評価方法等や、新たな問題についても対応していく必要がある。

卒業後の診療放射線技師国家資格の取得状況や、進学等の実績は、概ね良好の結果を得た。就職状況も100%で決定しており、学生の卒業後の対応は概ね十分なものといえる。しかし、今後、授業評価方法の検討と合わせて、授業の質的改善に向けた指導体制の組織的な確立が必要である。

## 7 学生支援等について

### (1) 入学時におけるガイダンスの実施状況

入学式の翌日から2日間にわたり、ガイダンス等を実施した。両学部共通の内容としては、①履修登録ガイダンス、②学生生活ガイダンス、③図書館利用ガイダンスを行った。

また、学部別に1年次、2年次、3年次、4年次に分けて、教員紹介、学年担任及びグループ担任紹介、キャリア形成支援室員紹介、カリキュラムアドバイザー紹介等を行った。さらに、学年別に学生とグループ担任との交流の機会を設定し、情報交換を図った。

#### (自己評価)

本年度は開学4年目であり、1年次から4年次までを学年別に2日間確保して学生ガイダンスを実施した。専任教員も3年間の経験を生かしてガイダンスに臨むことができ、学生とグループ担任とのこれからの1年間の交流のために効果的な情報交換ができた。

### (2) 学習相談、助言等の実施状況

本学では履修計画の円滑化と効果的な学習活動を支援するためにカリキュラムアドバイザー制度を導入している。カリキュラムアドバイザーは学生10名につき1～2名の講師以上の専任教員を設定している。

また、学生生活面でのアドバイザーとして、専任教員1～2名の学年担任に加え、グループ担任として1～2名の専任教員が学生8～10名につき担当する制度を設けている。これは学生が個々の相談内容に応じて、適切に複数の担当教員の中から希望する教員を選択して個別に相談できるよう配慮している。

さらに、平成18年度から専任教員はオフィスアワー(週1回、1時間以上)を設定し、学生生活全般の相談等に応じられる態勢を整えた。学生は教員研究室が講義室から近いこともあり、比較的自由に教員と交流している。

#### (自己評価)

完成年度を迎え、4学年が揃い学生数は増加したが、本学の特徴であるカリキュラムアドバイザー制、グループ担任制、オフィスアワーについては、大きな問題もなく、円滑に運営実施できている。学生の中には、担当教員とは異なる教員とも自由に相談や交流を行っており、この制度を活用しながらも、学生の自立性を尊重した学習相談、助言等の支援ができている。相談等における学生の個人情報の保護についても教員間での認識が共有されているため、遵守されている。

### (3) 学習支援に関する学生ニーズの把握状況

本学は学生の生活支援のためのグループ担任制度とは別に、カリキュラムアドバイザー制度を導入している。これは各セメスター開始時に履修について随時相談に乗り、学生の具体的な学習支援の相談に対応するシステムである。カリキュラムアドバイザーは講師以上の専任教員であり、学生のレディネスを理解しているため十分な相談に対応することが



可能である。また、グループ担任は学生生活に加えて学習全般の相談にも関わることがある。学生の相談内容に応じて両アドバイザーが対応することで、学生のニーズに適切に対応することができる態勢にある。カリキュラムアドバイザー制度は、両学部教員が参加するため、各年度開始時には、カリキュラムアドバイザーシステム運営部会を開催し、アドバイザー間で学科履修に関する学生のニーズを共有する機会を設けている。また、グループ担任間の情報の共有と調整のため、学生生活に関する学生支援システム運営部会を設置している。

今後、学生の学習支援に関するニーズを多面的にから把握していくと同時に、個人情報保護の観点から情報伝達と情報集約の流れを簡潔にしていく必要がある。

(自己評価)

カリキュラムアドバイザー制度により、学生の履修に関する助言は適切に実施されており、単位不足等の履修に関する問題は発生していない。そのため、学生の学習ニーズに個別に対応する態勢が整備されている。

#### **(4) 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（留学生、社会人学生、障害を持つ学生等）への学習支援の実施状況**

本学では現在、留学生及び障害を持つ学生は在籍していない。本学の社会人学生の入学は社会人特別選抜試験として一般学力試験と小論文、面接を行い総合判定の結果選抜している。また、条件として1年以上の県内在住者で23歳以上の者を対象に若干名の枠を設けている。本学において現在は、社会人学生に対し特別の配慮等の支援は行っていないが、カリキュラムアドバイザー、グループ担任による個別な対応を行っている。具体例として、既修得単位の認定時期に対する要望などは、カリキュラムアドバイザーを通して教務委員会が把握し、改善に向けて検討した。

(自己評価)

本学では現在、特別な支援を必要とする留学生、障害を持つ学生は在籍しておらず、そのための特別な学習支援のシステムは構築されていない。しかし、教務係に個別相談窓口を用意しており、募集要項に掲載している。社会人学生に関しては、カリキュラムアドバイザーを通して個別な対応を行っており、現時点で問題は生じていない。完成年度を迎え、社会人選抜で入学した学生が7人、その他の社会人学生を合わせると約10人となり、今後は履修上や大学生活に関する個別的なニーズに対応する必要がある。

#### **(5) 自主的学習環境（自習室、グループ討論室、情報機器室等）の整備状況及び利用状況**

本学では、開学に合わせて学習環境設備を整え、学生の自立的・主体的な学習を促進するよう配慮した。具体的には、附属図書館のサービス拡大(別記)に加えて、情報科学室の整備、第1～8までの演習室を整備した。学生ラウンジや情報科学室の利用など授業外でも自由に学習できる環境を用意している。特に学生ラウンジについては、パソコンを設置するとともに、平日は22時30分まで自由に使用できるため、個人、グループ共に利用

度が高い。また、試験期間中の学生の学習場所の確保のため、放課後の時間帯に講義室や演習室を開放し、積極的な使用を促している。

(自己評価)

本学は公立大学のため、予算の制約がある中で各種整備を行い、学習環境の改善を図っている。昨年度からは学生からの要望の強かった附属図書館等の施設の利用時間について、試験期間前後の大幅な時間延長や自主学習のための演習室の開放が実現できた。機器が老朽化している語学学習のためのLL教室については、整備の更新が滞っているため、緊急に対応する必要がある。

#### **(6) 学生のサークル活動、自治活動等の課外活動への支援状況**

保健医療系大学である本学は、国家試験資格取得のための単位修得があるため、一般大学に比較しカリキュラムが過密である。学生のサークル活動など、学生の自主活動ができる時間も限られている。また、小規模大学であり、サークル活動のための設備も十分であるとはいえない。

学生自治会行事としては、5月の球技大会(1日)と11月の学園祭(2日間)がある。今年度は4学年が揃い、球技大会の参加チーム数も増え、学生は団結し、楽しく伸び伸びとした活動を展開していた。サークル数は運動系、文化系を合わせて21団体となっている。学内団体としてのサークルは2名以上で結成し、教員による顧問就任の承諾を得て、学生自治会へ願い出る。事務局がグラウンドや体育館などの使用場所や時間を調整している。施設設備や道具等の不備については、学生自治会が事務局と相談して対応している。

平成20年度は、合同学生委員会と学生自治会役員との情報交換会を2月に実施し、意見交換を行った。施設の利用時間の延長や学食メニューなどの学生からの要望に対して、大学が対応して改善できる事項、学生側が検討する事項など相互に明らかにし、問題点を共有することができた。

(自己評価)

本学は、保健医療系大学の特徴として、学生の自由時間が少なく、自治会活動は小規模にならざるを得ない。しかし、学生は少ない自由時間を最大限活かして、多くのサークル活動を立ち上げ、また、球技大会や学園祭を積極的に企画・実施した。今年度は4学年まで揃い、昨年度に比べて運営等については円滑に進められた。

今年度の合同学生委員会と学生自治会役員との情報交換会においては、学生から大学への様々な要望や思いを自由に語ってもらい、一方で教員からのアドバイスも行うことができ、今年度も学生に好評であった。今後も学生からの要望に応じて、教育的立場からの積極的な関わりを続けることが望まれる。

#### **(7) 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のための、必要な相談・助言(保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等)体制の整備運営状況**

## ア 学生健康相談室

学生健康相談室は、学生生活の支援を充実するため、学生の健康問題を中心とする相談の窓口として設置した。構成員は、両学部の学生委員長、事務局管理部長、嘱託保健師、学校医(非常勤)、精神保健相談員(非常勤)及びその他必要により学長が認めた者で、室長は事務局管理部長を充てた。

運営状況については、学生健康相談室運営会議を3回開催し、①次年度の学生定期健康診断の日時、検診項目、検診方法、会場配置等の決定 ②学生健康相談室規程の改正(学外実習における学生の個人情報の取扱いに関する規定を新設) ③学生の感染症抗体価検査結果の報告 ④学生定期健康診断等の結果報告 ⑤平成21年度学校保健計画策定 ⑥学生健康相談室利用状況 ⑦新型インフルエンザの対策 ⑧大麻汚染への対応 ⑨学生の禁煙対策等について協議・検討を行った。

特に、前年(平成19年)の春先に猛威を振るった麻しん(はしか)対策に関しては、学生定期健康診断(4月22日実施)に合わせ、県衛生環境研究所から専門家を招き、全学生・教職員を対象とした「麻しん予防講演」を開催した。この講演において、麻しん予防には学生に対するワクチン接種だけでは不十分で、40代までの教職員に対する予防対策も必要であるとの指摘があったため、全教職員及び食堂や売店の関係者を含め、過去の罹患歴やワクチン接種歴を自己点検してもらったうえで、必要に応じ、各自でワクチン接種を受けるよう要請した。このほか、平成21年度本学入学試験合格者に対しては、麻しん等の抗体価検査結果が陰性であれば、入学までの間に各自でワクチン接種を受けるよう指示した。特に、高校3年生に対しては、国の制度で麻しんのワクチン接種が自己負担なしで受けられることの周知を図り、制度の積極的活用を呼びかけた。

また、近年、学生が病院等における学外実習を行うのに際し、該当学生が麻しんをはじめとする各種感染症に対する抗体を有しているかどうかについて、受け入れ病院側から情報提供を求められるようになったことから、学生の個人情報保護と学外実習の円滑な実施の両面を考慮し、大学が有する各人の抗体価検査結果に関するデータを、学外実習に限り、実習先病院に提供できるよう学生健康相談室規程の改正を行った。

さらに、こうした抗体に関する学生一人一人の認識を高めるため、夏休み前に全学生に調査票を配布し、陰性の項目があれば、夏休み中にワクチン接種等を受けるよう指示した。

平成20年度は、全国の大学で学生による大麻の所持や使用が問題となり、連日のようにマスコミで報道された。そのため、本学としても学生に対し、大麻使用が身体に及ぼす影響などを警告するポスターや新聞記事の掲出を行うとともに、両学部長による注意喚起の文書の掲示を行った。

学生相談に関しては、日常的に学生からの相談を学生健康相談室員が直接受けているほか、メールによる受け付けも可としており、学生にはオリエンテーションや掲示により周知を図っている。また、室員以外の教職員に対して相談があった場合には当該教職員が対応し、必要に応じ学生健康相談室へ連絡し協議することとしている。

精神保健相談員による相談は、原則として毎月3回実施することとしており、平成20年度は年間で35回(夏休み中の9月のみ2回、その他の月は3回)実施した。相談人数は延べ21人、相談件数は延べ60件であったが、対象学生の実数は5人であった。精神保健相談員不在の間は、健康相談全般に関し、常駐する嘱託保健師(毎日6時間、週30時

間)が対応しており、学生からの個別相談にきめ細かに応じている。平成20年度の健康相談件数は46件であり、その内訳は、精神的な相談が10件、医療機関紹介が18件、身体的な相談が18件であった。

このほか、本学は開学以来、敷地内全面禁煙とするなど、全学をあげて禁煙運動に取り組んでいる。平成20年度は、学生への啓蒙活動として学内ポスター掲示、学生及び教職員を対象とした喫煙の実態調査を行った。回収率は学生、教職員ともに70%以上であり、1年生の喫煙率が3.5%、2年生と3年生は10~12%台、4年生が最も高く19.8%であった。学生から学内の喫煙場所確保の要望があるものの、禁煙を強化する方向を維持している。また、全国ネットワークのある大学禁煙プロジェクトへの参加の是非について検討した。

平成21年1月には、新型インフルエンザへの対策と対応を検討し、啓蒙活動と実態調査を行い、手洗い等の啓蒙ポスターを掲示した。

#### イ キャリア形成支援室

本学では学部ごとに学生委員会の下部組織としてキャリア形成支援室を置き、生涯にわたるキャリア形成の基盤獲得を念頭に、入学時から卒業時まで就職活動や資格取得等を支援している。完成年度を迎え、学生からの個別相談は徐々に増えている。内容は、看護師・保健師資格取得に向けた勉強方法、助産師や養護教諭として働くための準備等である。支援室では4年生を対象に就職試験及び国家試験の受験に向けた準備をテーマに進路支援ガイダンスを実施した。また、平成21年1月末には第一期生4年生の就職・進学内定状況を調査するとともに、キャリア形成支援室の教員が個別相談体制を取った。さらに、3年生を対象に国家試験取得及び進学・就職のための具体的な進路支援ガイダンスを実施した。ガイダンス開催時には、支援室で作成したキャリア形成ガイドを配布した。

#### (自己評価)

平成19年に全国的に大流行した麻しん(はしか)への対策については、学生一人ひとりに自らの抗体検査結果に対する認識を持たせるとともに、必要に応じ、予防接種を受けることなどの予防対策が学内に浸透したこともあり、前年に続き本学学生からの発症を未然に防ぐことができた。また、学生が学外実習を行っている医療機関等から学生の麻しんをはじめとする各種抗体検査の結果提出を求められるケースが増してきていることに対しては、学生の個人情報保護と実習の円滑な実施の両面に配慮したうえで、学生健康相談室規程の改正を行うことにより的確に対処することができた。さらに、教職員に対する啓蒙や、次年度入学予定者に対し、入学までに予防接種を受けるよう指示したこと等により、将来的にも、学内における各種感染症の集団発生の未然防止に向けた体制を整備することができた。

また、全国の大学で問題となった学生の大麻所持・使用に関しては、学生に対し、大麻をはじめとする違法薬物の心身に及ぼす危険性に関する知識の周知を図るため、学部長名による警告文やポスターの掲示、警察による摘発関連の新聞記事の掲示などを行い、これら薬物とは絶対関わらないよう指導した。

学生からの相談に関しては、毎月3回実施している精神保健相談員による相談では実数

として5人が相談に訪れた。この人数は前年度に比べ2人増加しているが、今後とも真に相談が必要な学生の早期発見に努めることとし、学生と接する機会の多い学年担任やグループ担任の教員及び学生からの情報にも留意して早期対応体制を整備していきたい。

嘱託保健師による健康相談件数は46件で、前年度より19件減少した。特に、精神的な相談が28件から10件に減少しているが、その理由としては、大学完成年度を迎え全学年が揃ったことにより、上級生による下級生へのアドバイスの体制ができあがってきたこと、教員による学年担任制やグループ担任制が有効に機能してきたことなどが考えられる。いずれにしても、上述のように、真に相談を必要とする学生を見落とすことのないよう気軽に相談できる体制の定着と学生への周知に努めていきたい。

喫煙に関しては、学内全面禁煙の措置は学生に浸透してきているものの、なお、学内で吸い殻が時折発見されることから、さらなる徹底が必要と考えている。

キャリア形成支援室については、診療放射線学部では就職活動等を早期から始めることで、学生の進路への関心やより良い職場を確保できる準備を続けている。また、看護学部においても、特に保健師として県、市町村等の行政機関への就職は年々厳しくなる傾向にあるため、早期から情報提供が必要であると考え、学年別に応じたガイダンスを実施した。

#### (8) 生活支援等に関する学生のニーズ把握の状況

本学では、学生が安心して学生生活を送れることを目指し、合同学生委員会・学部学生委員会、学生支援システム運営部会(学部学生委員長・学年担任・グループ担任により構成)を設け、事務局とともに生活支援等に対するニーズに組織的に対応できる態勢をとっている。

平成20年度は、以下の項目について審議している。

- ・奨学生の推薦及び授業料の減免に関すること
- ・学生の生活指導の方針に関すること
- ・学生活動(学生自治会・サークル活動・保険等)に関すること
- ・学生の就職・進学指導、国家試験対策に関すること
- ・学生の健康管理に関すること
- ・後援会に関すること

平成20年度の活動は、①経済的理由による修学困難者への支援(日本学生支援機構への奨学生の推薦、授業料の減免) ②学生自治会活動の支援 ③学生自治会役員との情報交換会 ④後援会運営の支援であった。

#### (自己評価)

本学では学生の生活全般について支援するために、合同学生委員会・学部学生委員会、学生支援システム運営部会(学部学生委員長・学年担任・グループ担任により構成)を設け、事務局とともに組織的に対応できる態勢をとっている。今年度も合同学生委員会を主として開催した。4学年が揃い、3年生は先輩として1、2年生に関わっている。そういう観点からも合同学生委員会と学生自治会役員とで情報交換会をもつことは意味があった。学生からの意見や要望への対応については、本学が県立で小規模大学ということもあり、予算的な制約を受ける困難な面もある。今後も長期的な展望で対策を考えていく必要がある。

また、今後、より細やかな支援を行うためには、学生の個人情報に関する点等を考慮しつつ、各学部の学生委員会、学年担任・グループ担任を中心とした学生支援システム運営部会を開催し、対応していく必要がある。

### (9) 学生の経済面の援助（奨学金（給付・貸与）、授業料免除等）の実施状況

本学では大学規程（日本学生支援機構奨学生推薦選考内規、授業料の減免等に関する取扱基準）により、合同学生委員会で奨学生を推薦し、授業料の減免等を審査している。今年度は、奨学生推薦では両学部で第一種10名、第二種11名（併用を含む延べ人数）の学生が奨学金を受給した。また、入学後の家計急変のため修学が困難となった学生1名からの平成20年度後期授業料減免申請について、学長から審査を付託され、申請に基づいた救済ができるよう審査結果を学長に報告した。

#### （自己評価）

奨学金制度については、第一種（無利息）はその条件（学力、経済状況）が第二種（利息付）に比べて厳しいこともあり、希望する学生すべてが受給することはできなかった。しかし、第二種は希望する学生全員が受給することができた。

奨学金は、事情により年度途中の受給も可能であることもあり、経済的困難にある学生にとって、学業継続の大きな助けになっている。また、今年度も学年途中で授業料免除の申請があり、救済することができた。今後とも奨学金はもとより、授業料免除の対象がある場合は早期から配慮して学生の修学継続を支援していきたい。

### (10) まとめ

#### （優れた点）

- ・奨学金は、学生生活を経済的困難から救済するための支援として、極めて有効に機能している。また、1年次におけるカリキュラムアドバイザー制度とグループ担任制度は学生個々に多面的な配慮を提供することを可能としている。
- ・今年度も学生自治会役員との情報交換会を企画し、20年度役員及び21年度就任予定の役員が一同に集まり、合同学生委員会の教員と親しく情報交換ができた。今後も定期的に開催する予定である。

#### （改善を要する点）

- ・本学には現在障害を持つ学生は在籍していない。今後、留学生を含めて特別な支援を必要とする学生を受け入れるためには、支援体制を含めた検討が必要である。また、最近の特徴として精神面でのサポートを必要とする学生が増えていることを踏まえ、学生健康相談室のカウンセラーの相談日数の増加等を検討することが必要である。

#### （自己評価の概要）

本学の学生が、学生生活を健康で有意義に送るための支援や指導を適切に行うための態勢はとられている。特に履修のためのカリキュラムアドバイザー制度はその機能を十分に発揮している。また、教職員による学生に対する個別相談等により、経済困難に伴う学業継続に関する問題等は比較的迅速に解決できている。

学生から伺えた要望の中の学食や売店の設備等に対する不満足については、多方面から事務局と検討したい。

学生のメンタル面のサポートは今後さらに重要度が高くなると予測できるため、さらなる支援強化が必要である。自主的学習環境においては、質・量両面からより一層の整備が望まれる。

## 8 施設・設備について

### (1) 施設の現状

ア 校地総面積43,716㎡の敷地内に、建物（北棟、南棟、西棟）、体育館、車庫、運動場200メートルトラック1面、テニスコート2面と約400台の駐車場と自転車置き場等からなる。建物の区分と面積は下表のとおりである。

イ 平成20年度末における建物の利用状況は表8-1のとおりであるが、平成21年4月からの大学院開設に向け、演習室及び院生室を新設するため、北棟3階の一部及び南棟中講義室の改修工事を行った。

表8-1 建物の利用状況（大学院開設に向けた改修工事完了後の状況）

区分			面積（㎡）
北棟	1階	学長室、事務室、食堂、学生ラウンジ、放射線実験室（3）、講義室、基礎実験室、物理・放射線計測実験室、暗室、その他	7,300.39
	2階	大会議室、応接室、共同研究室、研究室（10）、看護実習室、講義室、演習室（9）、学部長室（2）、準備室、その他	
	3階	共同研究室、研究室（18）、情報科学室、LL教室、看護実習室、講義室（3）、演習室（2）、院生室、印刷室、準備室、その他	
南棟		図書館、大講義室、演習室、院生室、その他	1,829.28
西棟	1階	学生ラウンジ、多目的ホール、放射線演習室（3）、超音波演習室、演習室（2）、その他	3,181.19
	2階	研究室（8）、講義室（2）、演習室（6）、その他	
	3階	研究室（27）、学生相談室、会議室、印刷室、その他	
体育館			803.14
その他		サークル棟、車庫、自転車置き場等	555.00

※（ ）内数字は室数

### (2) 用地の取得

本学の北側に道路を隔てて群馬県衛生環境研究所が設置されているが、そのさらに北側の土地2,977㎡が、平成18年度に大学用地として同研究所から移管された。同窓会館建設用地としての構想はあるが、具体的利用計画はまだ決まっていない。

（自己評価）



現有施設は4年制大学として充実した教育研究活動を行うためには十分とはいえない状況にある。

この点については、平成21年度に大学院が開設されるのを機に、本学としては現在のテニスコート付近に大学院棟の新設を希望したが、県の財政状況等の事情により実現に至らなかった。そのため、大学院は既存の教室の中で比較的利用頻度の少ない教室を改修し、演習室や院生室として使用することで対処することとなった。

また、大学院新設に伴い教員が1名増加したことから、教員研究室にも不足が生じ、平成21年度早々に、既存の共同研究室の間仕切りを変更し、新たな研究室を設置する必要が生じた。こうしたことから、施設・設備に関しては、これまで以上に、その充実に努める必要がある。

### (3) 施設と使用状況

#### ア 講義室・演習室等

平成20年度における各講義室等の利用状況は、表8-2のとおりである。

講義室間で使用頻度に差があるが、特に問題なく運営されている。

表8-2 平成20年度における各講義室の1週間の平均使用コマ数

講義室	1講義室	2講義室	3講義室	4講義室	5講義室	6講義室	L7教室	21講義室	22講義室	情報科学室	体育館	多目的ホール	中講義室	基礎実験室	エリア 放射線実験	各演習室
前期 Semester	15	8	0	15	7	9	9	18	19	8	2	6	0	6	3	2~3
後期 Semester	14	0	0	10	8	5	7	17	13	10	1	9	0	2	20	3~4

※1時限(90分)を1コマとした。

※3講義室は、平成20年3月に閉校となった医療短期大学専攻科が利用していたため平成20年度は、学部による利用は行われなかった。(平成20年度末に、平成21年度開設の大学院の演習室として改修済み。)

※中講義室は、大学院用に改修されることとなっていたため、定期的な利用はなかった。

#### イ 情報科学室および学内ネットワーク

情報科学室には、コンピュータ47台(学生用45台、教員用1台、予備1台)、学生用コンピュータ2台にディスプレイ1台が割り当てられている。プリンターについてはネットワークプリンター5台(カラー1台、モノクロ4台)が設置されている。

学内ネットワーク環境は、ユーザ管理・認証サーバー、ログ監視用サーバー、ウェブメールサーバー等7台を設置している。

この他に学生が利用できるコンピュータと周辺機器の設置場所及び台数は下表のとおりである。これらのコンピュータは、情報科学室の情報処理機器更新(平成18年1月更新)

に伴い、旧情報処理機器（コンピュータおよび周辺機器は平成10年3月導入）を移設したものである。

平成20年度は西棟学生ラウンジのコンピュータ端末を更新した。コンピュータ端末の更新に伴い、設置されていたスキャナーが使用不能となったので撤去した。また、コンピュータ端末2台とネットワークプリンター1台を北棟3階のキャリア形成情報室に新たに設置した。

表8-3 コンピュータ及び周辺機器の設置状況（情報科学室を除く）

設置場所	コンピュータ台数	プリンター	スキャナー
西棟学生ラウンジ	10	1	0
図書館	9	2	0
キャリア形成情報室	2	1	0

#### ウ LL教室

現在外国語教育に使用されていない。設置されている視聴覚機器台数は46台であるが、これらの機器は平成5年の医療短期大学開設時に設置されたものであり、老朽化が著しく更新が必要となっている。

#### エ 実習室・実験室

実験室・実習室は、看護学部関係が6室、診療放射線学部関係が7室となっている。利用形態としては、講義の中での単発的な利用に留まっている。

表8-4 看護学部関係の実験室・実習室等

実習・実験室	看護実習室 (第1～4)	和室	調理室
室数	4	1	1

表8-5 診療放射線学部関係の実験室・実習室等

実習・実験室	基礎 実験室	放射線管 理・計測室	X線実験室	写真科学室	放射線機器 工学室
室数	1	1	3	1	1

#### (自己評価)

平成20年度には、大学完成年を迎えて授業数も増え、それに伴い講義室、演習室、実験室等の使用頻度も増加したが、現在の教室等を調整して効率的に使用することができたことから、教育に大きな支障は生じていない。しかし、一部授業において、従来、定期試験実施の際に使用していた中講義室が大学院用に改修されたことから使用ができなくなり、

同規模の試験室を確保するのに苦心するなど、定期試験実施時において、比較的大きな教室が不足傾向にある。

また、コンピュータ関係では、西棟学生ラウンジの端末を更新し、学生に利用しやすい環境を整備することができた。

なお、平成21年度に新設される大学院に関しては、専用の演習室を確保できたことから、当面、支障が生じるおそれはないものと考えている。

#### (4) 情報機器及び情報ネットワークの整備と運用状況

##### ア コンピュータとネットワーク

学生が自由に使えるコンピュータは、情報科学室45台、学生ラウンジ、図書館等21台の計66台が設置されている。

情報科学室の使用可能時間帯は、授業がある日は8:30~20:00、授業がない日は年末年始を除き9:00~17:00である。学生ラウンジについては8:30~22:30である。

学内の情報ネットワーク環境については、現状では大学の備品として整備されたコンピュータ、及び教員から接続が申請され、情報システム部会により承認を受けたコンピュータしか接続できないが、学生が自由に使えるコンピュータの台数が十分に確保できない現状においては、学生が個人で所有するコンピュータのインターネット接続環境の整備が必要であると考えられる。この問題に対し、NTT 東日本が提供する公共無線 LAN サービス「フレッツ・スポット」のアクセスポイントを、センターホール、学生ラウンジの学内2カ所に設置し、平成19年5月より運用している。本サービスは商用サービスであり、個人のコンピュータを直接インターネットに接続する形態になっているため、ファイル共有やネットワークプリンター等の学内限定のサービスについては利用できないが、学内におけるインターネット接続環境の提供が可能となった。

さらに平成20年度は、老朽化した北棟ネットワーク回線の更新と併せて、学内ネットワークの利便性およびセキュリティの向上を図った。従来は端末ごとに個別に IP アドレス等のネットワーク接続設定が必要であったが、平成20年度に更新した新たな学内情報ネットワーク（以下、「新ネットワーク」という。）においては、DHCP により自動設定する仕組みに変更した。DHCP の導入により、情報通信機器の接続が容易になる反面、そのままと学外から持ち込まれたコンピュータ端末でも簡単に接続できてしまうため、コンピュータウィルスの感染や情報の漏洩等、セキュリティリスクが懸念される。そこで、新ネットワークでは仮想専用ネットワーク技術（VLAN）により、学内情報ネットワークを部屋単位の仮想ネットワークに分割し、仮想ネットワーク間の相互通信を制限することにより、セキュリティ上の問題が発生した場合でも、影響範囲を最小限に抑制する仕組みとした。これにより、講義室等において学生が個人で所有するコンピュータ端末を自由に接続できる仕組みを安全に提供することができる。併せて、近年発売されているノートブック型コンピュータ端末に無線ネットワーク機能が標準搭載されていることに鑑み、西棟学生ラウンジ、北棟センターホール、及び図書館に無線 LAN 基地局を設置した。教員研究室や実験演習室等、教員が管理責任を負う部屋については、あらかじめ登録されたコンピュータ端末しか接続できない仕組みとすることで、学生等

が個人所有のコンピュータ端末等を不用意に接続することを未然に防ぐ仕組みとしている。また、その他のセキュリティ機能としては、学内ネットワークから学外のインターネットへのアクセスを World Wide Web のみに制限するとともに、学内から学外への Web アクセスを中継する proxy サーバーへの接続に利用者認証機能を付加することで、学内ネットワークの不正利用及び学外からのセキュリティリスクを可能な限り防ぐ仕組みとしている。新ネットワークは、当初、平成20年10月運用開始を予定していたが、仕様策定及び導入工事等の遅れにより、平成20年12月末に運用を開始した。

学外へのインターネット接続については、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワーク（SINET）を介して接続している。SINET への接続については、広域インターネット回線（通信帯域：約100Mbps）を経由し、群馬大学内に設置された SINET のノードに接続している。学内の情報サービスについては、全学生にアカウント及びパスワードを発行し、ログイン認証により学内ネットの利用が可能となっている。また、メールアドレスを発行して学内及び学外の端末ウェブサーバーの利用による電子メールの送受信が可能である。

イ 各施設・設備の運用に関する規程や利用方法等の学生への周知状況

各施設・設備の利用における方法の周知は、入学時のオリエンテーションで説明している。また、情報ネットワーク利用規程、情報科学室管理要領、大学施設利用規程を学生便覧に掲載し、周知している。さらに本学ホームページの学内向け「桃の木キャンパスネットについて」内に学内情報ネット、学術情報ネットワーク利用規程、情報科学室管理要領、情報科学室の利用方法、個人用ファイルサーバーの利用方法、個人用ホームページの利用方法、ウェブメールの利用方法、パスワード利用方法、学生ラウンジに設置されている情報機器の利用方法を掲載している。また、看護学部及び診療放射線学部の1年生前期の必修科目に指定されている情報科学に関する演習科目においても、本学のコンピュータネットワーク利用方法及びコンピュータリテラシについて周知徹底を図っている。

（自己評価）

学生が利用可能な情報機器及び情報サービスについては、西棟学生ラウンジの共用コンピュータ端末が、設置台数は減ったものの、最新機種に更新されたことで利便性が向上した。また、北棟3階のキャリア形成情報室に新たに共用コンピュータ端末2台及びネットワークプリンター1台を設置したことで、就職・進学活動における情報収集の利便性が向上した。

また、平成19年度から計画を進めていた学内情報ネットワークの更新が完了したことにより、セキュリティ対策の強化と情報機器のネットワーク接続環境の整備が一段落した。

一方で、新ネットワークの運用開始が、当初予定していた平成20年10月から平成20年12月にずれ込んだ。新ネットワークの具体的な仕様検討は、平成20年度予算確定後、平成20年度初頭から進めていたが、最終的な仕様の決定及び入札が、夏季休暇期間である8月末までずれ込んだことが挙げられる。新ネットワークの仕様策定は、学術・情報委員会情報システム部会が中心となって進めたが、情報システム部会は教員のみで構成されており、前期の授業期間が終了する7月末まで、仕様検討に十分な時間を割くことが

できなかった。他にも、平成19年度の自己点検・評価報告書において問題点としてあげた、学内外ホームページのコンテンツ整備の負担について、平成20年度においても解決に至っていないなど、学内情報環境の運営に関して、未だ改善の余地があると考えられる。

本学が完成年度を迎えるに当たり、学内の情報リテラシー教育のための環境整備及び学内情報通信基盤の整備についてはほぼ完了した。平成21年度以降は、学内情報サービス及び学内情報通信環境の整備に加え、学内情報通信環境の維持、管理の体制及び運営について改善を進め、学内情報サービスの利便性及び安全性及び効率性のより一層の向上を図る必要がある。

#### (5) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育上必要な資料の系統的整備・活用状況

表8-6に示すように、本大学附属図書館は、毎年教育研究に必要な図書および電子ジャーナルの選定と購入をし、これらの図書資料が系統的に整理されている。学生や教職員からの図書購入希望は常時受け、教職員にはメール等での購入希望調査を実施し、さらに図書館員が収集した新刊情報等を含めたカタログによる選定も行い蔵書の整備に努めている。一方、洋雑誌、和雑誌の購入希望調査を実施し電子ジャーナルの充実も図った。さらに、館内図書等の迅速な検索を可能とする、OPAC公開システム「JOPAC」を平成20年度から導入し、より利便性を高めることができた。

またDVD, CD-ROM, VHSなどの視聴覚メディアの購入希望調査も増やし、資料を系統的に整えている。これにより本学附属図書館は教育研究を高度に支援する実践的なシステムとして機能している。平成21年3月現在、視聴覚資料は1,590タイトル所蔵し、実習の事前学習等に利用されている。さらに、平成21年4月より本学大学院が開設されるため、大学院の学生のための蔵書として新たに285冊の購入を行った。現在のところ紙媒体の雑誌は、和雑誌120誌、洋雑誌46誌を購読し、電子ジャーナルは1,295誌が閲覧できるようになった。

図書館の活用促進のため、図書検索システムの操作説明会の開催をはじめ、新規導入の電子ジャーナルや新聞データベース閲覧システムの操作説明会、あるいは公開講座において、研究や業務改善に役立つ文献検索の方法と入手方法を学ぶ、専門職のための文献検索入門を開催するなど、積極的な活動を平成20年度も継続して行ってきた。

図書館利用の利便性向上のために、図書館職員、本学事務職員の多大なる協力により学生の試験期間中の開館時間を毎年少しずつ延長し、平成20年度は午後10時まで、土曜日は午後8時まで開館延長もしくは臨時開館することとした。図書館利用状況の推移を表8-7に示す。平成19年度は前年度に比べて入館者及び貸出人数が減少しているが、これは平成18年度に短期大学看護学科及び診療放射線学科が、平成19年度に専攻科が閉校したため、利用状況に影響したもので、本学の1年生から4年生の全学年がそろった平成20年度は利用が順調に伸びている。

また、表8-8のとおり、本図書館は地域に開かれた図書館として県内の医療従事者や医療福祉系の学生、一般県民等学外利用者が多い。平成20年度の学外利用者数は3,085人、学外貸出冊数は3,702冊であった。

表 8-6 図書蔵書数の推移

(冊)

	4～17年度	18年度	19年度	20年度	合計
和書	44,187	1,865	1,755	1,746	49,553
洋書	4,311	40	41	45	4,437
合計	48,498	1,905	1,796	1,791	53,990

表 8-7 図書館利用状況の推移

(人、冊)

	17年度	18年度	19年度	20年度
入館者	74,782	66,068	55,282	64,756
貸出人数	8,126	7,945	7,053	7,608
総貸出数	15,285	15,825	14,491	14,280

表 8-8 学外者図書館利用状況

(人、冊)

	17年度	18年度	19年度	20年度
学外登録者	449	376	330	217
学外入館者	1,815	1,833	1,981	3,085
学外貸出人数	1,405	1,492	1,662	1,717
学外貸出冊数	3,318	3,451	3,734	3,702

表 8-9 電子ジャーナル利用件数

(件)

電子ジャーナル利用件数	18年度	19年度	20年度
メディカルオンライン	4,231	3,562	4,585
CINAHL with full text	1,948	1,303	644

表 8-10 検索データベース利用件数

(件)

検索データベース利用件数	18年度	19年度	20年度
医中誌 web 版	53,101	50,769	71,533
CiNii (NII 論文情報ナビゲータ)	3,602	4,158	3,703

(自己評価)

本大学附属図書館は教育研究を支援するための図書、雑誌等の資料が紙媒体、電子媒体を問わず年度ごとに選定、購入され系統的に整理され、学生、教職員のみならず多くの学外者にも有効に利用されている。平成20年度はさらに学生の試験期間中の開館時間の延長、CD-ROM、DVD-ROM等の電子媒体の利用促進や、新しい図書検索システムの導入、電子ジャーナル、図書検索システム、新聞データベース閲覧システムの操作説明会の開催など精力的に図書館利用における利便性向上のための改善を行った。

## (6) 地域住民等学外者の施設・設備利用

本学は地域に開かれた大学として、附属図書館のみならず、キャンパス内の各施設を一般開放しており、地域住民や関係職能団体等の勉強会や講習会に利用されている。

表 8-11 平成 20 年度の学外団体による本学施設の利用状況

使用施設	利用日数	利用者数
講義室、演習室、 多目的ホール	16日	3,780人
体育館、グラウンド、 テニスコート	76日	940人
合 計	92日	4,720人

(自己評価)

教育・研究に支障にない範囲で、地域に開かれた大学として学外者の利用を積極的に支援した。平成 20 年度は、前年度に比べ、日数で 12 日、利用者数で 700 人増加するなど利用が拡大した。

## (7) まとめ

(優れた点)

- ・高度医療画像検査機器（X線CT、MRI装置）、核医学装置、放射線治療装置等は、モバイル装置や実習病院設置機器で対応しているため、購入及び維持経費等の財政的負担が軽減されている。
- ・近年、重要度を増している学内情報ネットワークのセキュリティに関しては、平成 19 年度から 2 か年をかけて更新を行った結果、従来に比べ、格段に向上させることができた。
- ・地域に開かれた大学を目指した取り組みは、着実に地域住民や関係者に浸透してきており、年々図書館や大学施設の利用が増えている。

(改善を要する点)

従来の LL 教室からマルチメディア教材の活用可能な CALL (Computer Assisted Language Laboratories) への整備が必要であると考えているが、県情報政策課の指摘もあり、CALL 以外の選択肢についても検討する必要がある。

また、学内外向けの本学ホームページに関しては、明確な管理運営規程が整備されていないため、学術情報委員会情報システム部会員に多大な負担がかかっている。そのため、早急に体制を整備する必要がある。

(自己評価の概要)

施設・設備の改善は大きな予算措置を伴うものであり、平成 20 年秋以降の世界的規模の経済危機の状況下にあつて、県財政も急激に悪化していることから、県立の教育機関に

おける施設整備は、耐震性の強化など安全面の取組が優先された。このため、本学においても建物の新設や高額の検査機器等の購入に関する予算獲得は困難な状況にある。このような状況下において、現状の施設・設備で効率のよい教育・研究を進めるために努力するのはもちろんであるが、こうしたことでカバーしきれないものについては、しっかりとその必要性を県財政当局等に説明し、予算措置を要請していきたい。

なお、懸案となっているCALLの整備や、ホームページの系統的な管理運営に必要なシステムの導入等については、本学としての情報化構想の全体像を策定した上で、それぞれの部門整備の優先順位を決め、審査関係者に提示していくこととしたい。



## 9 教育の質の向上及び改善のためのシステムについて

### [看護学部]

#### (1) 教育の状況に関する点検・評価、及びその結果に基づく改善・向上を図るための体制の整備・運営状況

##### ア 教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制

全学的な教育に関する組織活動として、合同委員会、学部委員会などの委員長をメンバーとした自己評価委員会を設置し、各委員会による組織の自己点検、評価を総括的にとりまとめ、年に1回「自己点検・評価報告書」を発行することによって、教育活動の実態やデータを蓄積している。

##### イ 教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況

平成17年度より、自己点検・評価報告書の編集を「自己点検・評価報告書作成部会」を設置し、各委員会等からの資料、データを収集、蓄積し、管理している。

平成20年度の各委員会等からの提出された資料では、「教育の質の向上及び改善の為のシステムについて」学部毎に項目を分けて点検を行った。

##### (自己評価)

自己評価委員会の活動、自己点検・評価報告書作成部会の活動によって、平成17年度から「自己点検・評価報告書」を、毎年1回、定期的に発行してきた。平成19年度資料は、平成18年度報告書の評価結果に基づき、資料、データの確認、追加がなされた。

平成20年度は、大学設置後4年目となり完成年度を迎えた。4年間の教育活動について、学生の質や教育の成果を評価することと併せて、教育の質、教育体制など4年間の教育活動を連続性、関連性の視点から捉え、カリキュラムの評価を含む総括的評価を実施する必要がある。その評価を踏まえ、組織的な改善のためのシステムをさらに推進させていくことが期待される。

#### (2) 学生の意見の聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）の実施状況及びその結果の「教育の状況に関する自己点検・評価」内容への反映状況

##### ア 学生生活関係アンケート

学生生活に関しては、生活全般と学修を分離させるため、学生委員会を中心に毎年アンケート調査を行っている。アンケート結果を教員が共有するとともに、学年担任やグループ担任など個々の教員も進路指導、学生生活全般、アルバイト、喫煙、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学生相談などの活動を通して、随時学生の意見の聴取、学生生活状況の把握を行っている。

なお、平成20年度はアンケート実施方法の見直しを行っていた関係で、学生生活全般に関するアンケートは実施せず、喫煙に関するアンケートのみを行った。

#### イ 学生による授業評価

前年度に引き続き、授業評価については個々の教員の自発性を尊重し、『授業評価に適切な測定用具の選定』『授業評価の実施・評価用紙の回収』『結果の公表』『授業の改善』の一連のプロセスを教員個人の責任に委ねた。それらの実施状況を把握するために、本学部にも所属する専任の教員を対象にアンケート調査を実施した。なお、平成19年度から記名による回答を実施している。その結果は、次の通りである。

#### [教員へのアンケート結果]

a 回答者数：35名（回収率71.4%）

b 回答者の内訳

- ・ 担当領域：専門：25名／ 専門基礎：0名／ 教養：2名／  
不明：8名
- ・ 職位：教授：5名／ 准教授：8名／ 講師：11名／ 助手：3名
- ・ 不明：8名
- ・ 責任科目：あり：18名／ なし：17名
- ・ 担当科目の授業形態（複数回答）：講義：26名／ 演習：28名／  
実験：0名／ 実習：27名

c 【授業過程の評価】

授業過程の評価は、学生と教員の相互行為そのものに焦点を当て、測定した結果を当該行動の目標や当該事象のより高い価値との関連で解釈し、測定時の価値の決定を行うことを目的とする。

- ・ 授業過程評価の実施：①授業過程評価を行っている：30名  
②行っていない：2名  
③無回答：2名
- ・ 授業過程の評価方法（複数回答）  
：①自己評価：14名 ②教員による同僚評価：13名  
③学生による評価：13名
- ・ 授業過程評価の手段（複数回答）  
：①標準化された尺度：7名 ②自作の質問紙：11名  
③感想票などの自由記述：26名  
④授業の録音・ビデオ撮影など：3名 ⑤その他：2名
- ・ 授業過程評価の時期（複数回答）  
：①毎回の授業後：24名 ②授業の最終回：12名  
③適宜（单元ごとなど）：1名 ③その他：2名
- ・ 授業過程評価の結果の活用（複数回答）

- ①次回の授業に活用している：26名
  - ②次年度の授業に活用している：22名
- ・ 授業過程評価結果の学生への開示：①授業評価実施の度に実施：2名
  - ②適宜行っている：22名
  - ③特に行っていない：0名
- d 【授業成果の評価（成果に基づく評価）】
 

授業成果の評価は、授業終了時に当該授業の目的・目標が到達できたか学習成果の価値を決定することを目的とする。

  - ・ 授業成果の評価の実施：①授業成果の評価を行っている：28名
    - ②行っていない：5名 ③無回答：2名
  - ・ 授業成果の評価方法：①自己評価：15名 ②教員による同僚評価：8名
    - ③学生による評価：16名 ④その他：2名
  - ・ 授業成果の評価の手段：①標準化された尺度：1名 ②自作の評価票：4名
    - ③感想票などの自由記述：14名
    - ④学生の学習成果（試験・レポートなど）：23名
    - ⑤その他：2名
  - ・ 授業成果の評価の時期：①毎回の授業後：6名 ②授業の最終回：8名
    - ③適宜（単元ごとなど）：10名 ④その他：3名
  - ・ 授業成果の評価結果の活用：①次回の授業に活用している：14名
    - ②次年度の授業に活用している：24名
  - ・ 授業成果の評価結果の学生への開示：①授業評価実施の度に実施：2名
    - ②適宜行っている：17名
    - ③特に行っていない：10名

回収率は、71.4%と昨年の69.0%と比較し、2.4ポイント上昇した。調査結果は、本学の授業を担当する教員が、何らかの方法を用いて、もしくは様々な方法を組み合わせて授業過程・成果の評価を行い、授業の改善を試みていることを示す。評価方法としては、自己評価、学生による授業過程評価が最も多く、加えて同僚による評価を取り入れている教員も多数存在した。学生による授業過程評価を実施している教員の割合は、昨年の72.4%から37.1%（回答した教員35名中13名）と35.3ポイント下降した。この結果が何に起因するのか、今後検討する必要がある。

さらに、非常勤講師が多く担当する教養科目に関しては、今年度も授業評価を実施できなかった。非常勤講師に関しては、教員の任意に任せることは困難であり、大学側が何らかの方針を示して、対応していく必要がある。

#### ウ 各授業における学生からの意見・感想等の収集 (自己評価)

本学は、FDを推進するためのFD委員会を各学部を設置した上で、合同FD委員会を配置し、全学的・学部別にFD活動が推進できる体制を組んでいる。看護学部においては、17年度、学生による授業過程評価の必要性に対する認識の相違や、FD委員会

が選定した測定用具を統一して用いることに対する疑問が強く、組織的な授業過程評価活動を実施できなかった。その結果、授業過程評価活動は各教員の主体的判断にゆだねる方針とし、各教員の授業評価活動の実態を18年度からアンケート調査により把握することとした。その結果19年度も、教員が何らかの方法を用いて、また様々な方法を組み合わせて授業評価を行っていることが明らかになった。しかし、学生による授業過程評価を実施している教員の割合は、昨年と比較し下降していることから、この結果が何に起因するのか、検討する必要がある。また、教員の自立的学習、FDプログラムの提供という両側面から教授活動の改善に向けた活動を継続していく必要がある。

### **(3) 学外関係者（卒業（修了）生、就職先等の関係者等）の意見の「教育の状況に関する自己点検・評価」内容への反映状況**

(自己評価)

本学の第一期生が卒業する平成21年度以降に、病院関係者等就職先の関係者に意見を聴取する方法を検討する。

### **(4) 評価結果を教育の質向上・改善に結び付けるシステムの整備状況及び教育課程の見直しや教員組織の構成への評価結果の反映状況**

(自己評価)

本学の第一期生が卒業する21年度以降に検討する。

### **(5) 個々の教員による、評価結果を踏まえた教育の質向上への取組状況（授業内容、教材、教授技術等の継続的改善）**

前述した通り、看護学部は、専任の教員を対象とした授業評価活動に関するアンケート調査を実施した。また同時に授業評価以外に教授活動の質向上のために実施している活動について、前年度の教員の記述を選択肢として回答を依頼した。その結果、ほとんどの教員が授業過程、授業成果の評価結果を次回あるいは次年度の授業の改善に活用していると回答した。その結果は以下の通りである。

- ・ 授業評価以外に教授活動の質向上のために実施している活動
- ① 関連する領域の最新の知識を得る：30名
- ② 他教員の授業を観察／見学する：20名
- ③ 多様な教授方略を組み合わせる：18名
- ④ 教育内容に研究成果を取り入れる：19名
- ⑤ 試験・レポートなどの結果を早期にフィードバックする：17名
- ⑥ その他：1名

(自己評価)

学生による授業過程評価は、重要な評価指標であるが、教育評価の一側面であり、その結果を教育学的な観点から解釈する必要がある。これに対し、教員同士による授業評価及

び授業前後のセッション等の相互評価の取り組みは、授業の質向上に向けて非常に有効である。本学はオムニバス形式の授業が多いため、授業担当教員が集まり、教育目標の共有や教育方法の検討を日常的に実施し、授業前後のセッションを持ち、授業評価している。これら日常の教授活動は、新設大学におけるFDの重要な側面として高く評価できる。今後、相互評価等の教員の取り組みを自己点検・評価の重要な部分として調査していく必要がある。また、全学的な情報を収集することも重要であるが、授業評価の第一義的な目的は授業の質向上であり、評価結果を授業の改善に結びつけるためには、授業を担当する教員が、授業評価の意義を理解した上で実施する必要がある。

さらに「生活と研究」「看護学研究Ⅰ（問題解決過程）」「看護学研究Ⅱ（EBP）」など複数の教員が担当する授業を担当外の教員にも公開し、教育活動を共有しており、これらもまた日常的な教育活動がFDとして意味を持つことを示す。20年度には、看護における安全管理教育について、教員が展開している授業内容を紹介する研修会を開催した。他の教員が展開する授業内容を理解することにより、各教員が自己の授業を見直す機会になったと考える。このような企画が教員の意識にどのような変化をもたらしたかを検証する必要がある。

#### （6）FDの実施状況及び学生・教職員のニーズの反映状況

FD委員会が中心となり、17年度当初、全教員を対象としてファカルティ・ディベロップメントプログラムに希望する内容の調査を実施した。その結果、「大学教育と教授法」「学生による授業評価と授業改善」「大学教育が目指すもの」に関する内容の研修を希望する教員が多いことを確認した。また、研修会開催のたびに教員の希望を調査し、講師の要請や予算などの制約条件を考慮しながら希望に添うよう研修会を実施してきた。19年度は、FD組織的活動の義務化に向けた基盤づくり、及びこれまで課題とした評価活動の活性化を考慮し、全教員を対象に以下の研修会を実施し好評を得た。20年度は、本学における安全管理教育の実際について教員が自己の授業展開を紹介した。

・20年12月

「本看護学部における安全管理教育の展開」

共同研究『安全管理教育研究プロジェクト』の概要及び成果の紹介

看護技術学教授 村上みち子

安全管理に関する教育内容事例

生涯発達看護学各論Ⅰ（母胎期）：行田智子

地域健康看護学各論Ⅵ（労働環境）：榎木悦子

保健医療チーム連携論（看護管理）：鶴田早苗

参加者：看護学部・診療放射線学部教職員を含め38名

（自己評価）

看護学部は、FD委員会が中心となり企画したイベント等、18年度に引き続き学生や教職員のニーズを反映した組織的な活動を実施している。

診療放射線学部は、「特色ある教育プログラムの採択」という学部の共通目標を掲げ、これの達成に向けて教授活動を改善するという活動を実施している。

両活動とも重要であり、また、各学部の特徴を反映している。今後、両活動の成果について合同FD委員会を通して共有、活用し、FDが日常の教授活動に常態化されていくことにより、全学的なFDが推進できる可能性が高い。

### (7) FDによる教育の質向上及び授業の改善状況

個々の教員のFD活動が明らかになり、さまざまな取り組みがなされており、特に学生による授業評価結果や、同僚評価により授業の質は改善されていることが明らかになった。しかし、組織的なFDが教育の質向上及び授業の改善に結びついているかを分析するためのデータや資料が蓄積される傾向はみられるが十分ではない。

看護学部の専任教員のうち、ほぼ全員が修士の学位をもち、さらに博士の学位取得者がほぼ3分の1以上を占める。また、職業を継続しながら博士課程履修中の教員も複数いる。これらは、看護学部の専任教員が、教員職業活動を遂行する上で、自律的、継続的に問題解決に取り組み、教育・研究能力を備え、より高めていくよう努めていることを示す。

また、このような教員集団の特徴を踏まえ、FD活動は、個々の教員の諸活動を制約したり、介入して方向付けたりするよりも、個別の教育ニーズに対応し、自発的活動を促し、教育・研究環境を整えることを重視する必要がある。

#### (自己評価)

年度末に、FD委員会の活動結果に対する評価に関して教員からの意見聴取を行い基礎資料として蓄積する必要がある。また、FDプログラムへの参加状況は任意であるが、教員のFDプログラムへの期待は高く参加者も多い。今後は、回数を増やすとともにその効果を評価していく必要がある。

### (8) 教育支援者や教育補助者に対する研修等による資質向上のための取組状況

教育支援者1名を配置しているが、主として教務の業務に従事している。本学においては単位認定に関わる講義、臨地実習等の教育は教授、准教授、講師（非常勤講師を含む）が担当し、助手は教育支援や教育補助を担当している。助手は研究や学会活動を行い、研修等による教育能力向上に努めている。

#### (自己評価)

本学における助手の役割は教育支援・補助であり、教育能力向上への取り組みは、研究・研修等の活動を通じて十分である。

### (9) まとめ

#### (優れた点)

- ・18年度の自己点検評価結果に基づき教育理念・目的、大学全体の教育活動に関しては、データを収集する体制が整えられてきている。
- ・授業評価活動に取り組む教員の割合が69%まで上昇し、FD活動の成果が現れてきている。
- ・両学部ともFD委員会を通して組織的なFD活動を推進している。

- ・看護学部ではFDプログラムの実施等を通し、組織的なFD活動の基盤が確立してきている。
- ・教務委員会主催のワンポイント研修会や授業前後のセッションによる授業改善や教材研究など、日常の教授活動におけるFD活動が定着しつつある。

(改善を要する点)

- ・非常勤講師が担当する授業の授業評価、専任教員の授業評価活動の実際に対する客観的データがなく、今後、収集する必要がある。(合同FD委員長)
- ・授業評価活動の動向を継続的に把握するとともに、教員の教授活動改善に向け支援するためのFDプログラムを企画する必要がある。

(自己評価の概要)

看護学部は、個々の教員が自発的な教育活動改善に努力している状況が明らかとなった。しかし、その具体的な改善方法の実態について十分に調査されていないため、学生による授業評価とともにデータとして収集していく必要がある。また、これらの活動を活性化していくための前提として、授業評価活動の必要性、大学における自己点検評価・FDの意義の確認等を目的とした研修会を行った。その効果を分析するための資料を収集していく必要がある。本学看護学部としての特徴や傾向を分析し、その特徴を踏まえたFD活動を展開していく必要がある。

## [診療放射線学部]

### (1) 教育の状況に関する点検・評価、及びその結果に基づく改善・向上を図るための体制の整備・運営状況

#### ア 教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制

全学的な教育に関する組織活動として、合同委員会、学部委員会などの委員長をメンバーとした自己評価委員会を設置し、各委員会による自己点検、評価を総括的にとりまとめ、年に1回「自己点検・評価報告書」を発行することによって、教育活動の実態やデータを蓄積している。

#### イ 教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況

平成17年度より、自己点検・評価報告書の編集を「自己点検・評価報告書作成部会」を設置し、各委員会等からの資料、データを収集、蓄積し、管理している。

平成20年度の各委員会等からの提出された資料では、「教育の質の向上及び改善の為のシステムについて」不足している項目が確認され、学部毎に項目を分けて点検を行った。

#### (自己評価)

自己評価委員会の活動、自己点検・評価報告書作成部会の活動によって、平成17年度から「自己点検・評価報告書」を、毎年1回、定期的に発行してきた。平成20年度資料は、平成19年度報告書の評価結果に基づき、資料、データの確認、追加がなされた。

今後、学生の質や教育の成果を評価することと併せて、教育の質、教育体制などを組織的な改善のためのシステムをさらに推進させていくことが期待される。

### (2) 学生の意見の聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）の実施状況及びその結果の「教育の状況に関する自己点検・評価」内容への反映状況

#### ア 学生生活関係アンケート

学生生活に関しては、生活全般と学修を分離させるため、学生委員会を中心に毎年アンケート調査を行っている。アンケート結果を教員が共有するとともに、進路指導、学生生活全般、アルバイト、喫煙、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学生相談などの活動を通して、随時学生の意見の聴取、学生生活状況の把握を行っている。

なお、平成20年度は、アンケート実施方法の見直しを行っていた関係で、学生生活全般に関するアンケートは実施せず、喫煙に関するアンケートのみを行った。

#### イ 学生による授業評価

FD委員会を中心に組織的に開学当初から実施している。実施については次のPDCA (Plan, Do, Check, Act) サイクルが確立している。

- (1) 計画：セメスター開始前に、実施方法、スケジュール、授業評価表などについて検討する。



- (2) 実践：①FD委員会は教員に対して実施要領及び授業評価表を配布する。  
 →②各教員は授業時に学生に対して授業評価表を配布する。  
 →③学生は授業評価表記入後、学内に設置する回収箱に提出する。  
 →④事務局が回収し、授業評価表を各教員に返却する。
- (3) 評価：FD委員会は教員に対して実施後アンケート調査を行い、実施科目など実態を把握する。
- (4) 改善：アンケート調査結果を基に改善点を検討し、次期セメスターの計画に反映させる。

学生による授業評価の意義及び目的は教授会で説明し、実施に際しては個々の教員の自律性を尊重している。

#### (ア) 実施時期

平成19年度までは各セメスター終盤の約1ヶ月を実施時期としていたが、すでに期末試験に入っている科目もあるなど問題があった。そこで平成20年度は、各セメスターの科目登録終了後からセメスター最終日までの全期間に拡大し、その期間中、教員が都合の良い日に実施することとした。

- ・前期セメスター：平成20年4月28日～7月31日
- ・後期セメスター：平成20年10月20日～平成21年2月13日

#### (イ) 授業評価表

FD委員会が配布した授業評価表は無記名式で、数個の質問項目を5段階で評価する欄と自由記述欄からなる。平成19年度までは講義科目を前提とした講義技術を問う評価表であったが、平成20年度から4年次の授業が開講され演習・実習の授業形式が増加することに鑑み、新たに学生自身の目標達成を問う評価表も作成した。教員はこれら2種類の評価表から目的に合ったものを選択できるほか、独自に作成したものを使用してもよいことにした。FD委員会が配布した評価表の質問項目を示す。

##### 授業評価表 (A) …講義技術を問うタイプ

- ①授業の要点がわかりやすく展開されていた。
- ②シラバス等で示された目標が達成できた。
- ③最新の情報や研究成果が授業に取り入れられていた。
- ④わかりやすく工夫した教材が使われた。
- ⑤黒板やパワーポイントなどの文字・図は分かり易かった。
- ⑥先生は学生の反応を確認しつつ授業した。
- ⑦先生の声の大きさや話す早さは適切であった。

##### 授業評価表 (B) …学生の目標達成を問うタイプ

- ①教員はこの科目の達成目標を明確に示しましたか。
- ②教員は学生がその目標を達成するために努めましたか。
- ③あなたはその目標達成のために努力しましたか。
- ④あなたはその目標を達成でき、十分な力がついたと思いますか。
- ⑤この科目はあなたの今後の学生生活や社会生活に役立つと思いますか。
- ⑥この科目あるいはその関連分野が好きになりましたか。

### (ウ) 実施結果

本学部教員が科目責任者でかつ本学部生を対象とした授業科目を評価対象とした。平成19年度は62科目中32科目の実施で実施率は51.6%であったが、平成20年度の実施率は昨年を5.8ポイント上回る57.4%であった。

表9-1

科目分類	開講科目数 a	実施科目数 b	実施率 b/a×100 (%)
教養教育科目	5	2	40.0
専門基礎科目	14	11	78.6
専門科目	47	25	53.2
保健医療専門職 共通専門科目	2	1	50.0
合計	68	39	57.4

教員の実施率は、平成19年度は20名中16名で80%であったが、平成20年度は昨年を9.5ポイント上回る約90%であった。

表9-2

職位	教員数 a	実施者数 b	実施率 b/a×100 (%)
教授	9	9	100.0
准教授	4	3	75.0
講師	6	5	83.3
合計	19	17	89.5

### (エ) 実施後アンケート調査結果

各 Semester 終了後、教員に対してアンケート調査を実施した。回答者数は、前期 Semester 終了後が9名（回収率47.4%）、後期 Semester 終了後は14名（回収率73.7%）であった。

延べ23名の回答結果を次にまとめる。

#### a 授業評価表の回収率

実施39科目中33科目について回答があった。

平均回収率は35.3%（平成19年度は46.3%）、平均回収数は10.3枚（平成19年度は13.6枚）であった。昨年と比較して回収率が減少した理由として、授業評価の意義が学生に十分伝わっていないことが考えられる。分析の結果、特定の学年が、極端に回収率が低い傾向にあることが判明した。今後、特にその学年に対しては改めて授業評価の意義を説明する必要があると考える。

#### b 使用した授業評価表

- ・FD委員会が配布した授業評価表（A）：22（66.7%）
- ・FD委員会が配布した授業評価表（B）：7（21.2%）
- ・自分で作成した授業評価表：3（9.1%）

- ・不明 : 1 ( 3. 0%)
- c 学生による授業評価の有効性
  - ・有効だった : 11 (52. 4%)
  - ・有効でなかった : 8 (38. 1%)
  - ・どちらともいえない : 2 ( 9. 5%)

「有効だった」は半数程度でしかなかった。有効でなかった理由は、主に「回収数が少なすぎて参考にならない」というものであった。ほとんどの教員は「学生による授業評価」の必要性は認めており教員実施率は高い。前述したように学生に対して再度説明が必要である。

#### ウ 各授業における学生からの意見・感想等の収集

各学生からの意見・感想等の収集は、各担当教員の自主的判断に任せており、平成20年度は、組織的な収集は行っていない。各教員は、独自の授業アンケートや意見・感想を授業中、授業終了後などに聴取したり「学生による授業評価」の自由記載の部分を活用したりしている。

学生からの意見・感想等の収集のためには学生と対話するための組織作りが必要と考える。

#### (自己評価)

本学では、FD活動を強く推進するために、学部内のFD委員会と学部外の合同FD委員会を配置し、全学的、学部別にFD活動が推進できる体制に組み込まれている。

学生生活に関する意見・感想等は、合同学生委員会にて実施する学生生活アンケートや学生相談などで、広く聴取されていた。

教育に関する「学生による授業評価アンケート」も同様に実施されていた。

各授業における学生からの意見・感想等の収集は、各教員がそれぞれ自律的に実施し、授業方法の改善等に活用しているが、組織的な収集は行っていない。今後は、組織的なFD活動を行い、意見・感想等の収集を行う必要がある。

### (3) 学外関係者(卒業(修了)生, 就職先等の関係者等)の意見の「教育の状況に関する自己点検・評価」内容への反映状況

平成20年度中は、大学設置後4年目で、卒業生を輩出していなかったため、卒業生、就職先等の関係者からの意見聴取は実施していない。なお、本学の評議員には、外部有識者もおり、積極的に学外関係者の意見を聴取している。

#### (自己評価)

平成20年度は、卒業生、就職先等の関係者からの意見聴取は実施していないが、初めての卒業生を輩出し、21年度から就職者、進学者が本学の卒業生として社会で活躍し始める。卒業生の意見を聴取し「教育の状況に関する自己点検・評価」内容へ反映することが期待される。

#### **(4) 評価結果を教育の質向上・改善に結び付けるシステムの整備状況及び教育課程の見直しや教員組織の構成への評価結果の反映状況**

教育の質向上、改善に向け、学部FD委員会、教育改革WGなどを中心とした組織を設置している。また、大学全般に係る将来構想や委員会に属さない重要事項を検討するために企画運営委員会、学部総務委員会を設置しており、自己点検・評価の結果を反映させている。教育カリキュラム、教員組織の編成等は、完成年度後に検討することとなる。

(自己評価)

委員会組織や運営・管理を行う組織は用意されているが、平成20年度の時点では、組織的な見直し等は行っていない。しかし、平成21年度には学部FD委員会の構成メンバーとして教授を1名追加することになっており、今後、さらに組織的なFD活動が推進されるものと期待される。

#### **(5) 個々の教員による、評価結果を踏まえた教育の質向上への取組状況（授業内容、教材、教授技術等の継続的改善）**

教員に対する「学生による授業評価」実施後アンケート調査において、「学生による授業評価」の結果を今後の授業に反映させる際どのような点を重視するかについて聞いたところ、「パワーポイントの字の大きさの改良」、「講義と演習の時間配分の検討」など13の具体的な改善点が寄せられた。多くの教員は、返却された評価表を自身の教育の展開、教育の質向上に活用している。

(自己評価)

「学生による授業評価」は教員の自律性にまかされた活動であるが、約90%の教員は実施しており、個々の教員は評価結果を踏まえて教育の質向上に役立てている。しかし、「学生による授業評価」の教員実施率が未だ100%でないこと、そして実施後アンケート調査以外に個々の教員の教育の質向上への取組状況を把握するための手段を講じていない。今後、FD委員会が組織的に深く関与し個々の教員による教育の質向上への取組状況について実態を把握する必要がある。

#### **(6) FDの実施状況及び学生・教職員のニーズの反映状況**

##### **(ア) 教員ニーズを反映した研修会の実施**

平成19年度に教員を対象として「希望するFDプログラム」についてアンケート調査を実施した。その結果、「学生による授業評価と授業改善」「大学教育が目指すもの」「診療放射線学部教育が目指すもの」「カリキュラムの編成法」に関するFDプログラムを希望する教員が多いことがわかった。平成20年度はこのニーズを反映した研修会を実施した。

「学生による授業評価と授業改善」に関しては、看護学部FD委員会の主催により平成20年3月（平成19年度中）、学外から講師を招いて研修会を実施した。

「大学教育が目指すもの」「診療放射線学部教育が目指すもの」に関しては、平成20年4月、「文部科学省が推進する大学教育改革プログラム」をテーマにFD研修会を開催

した。参加者数は本学部教員11名（参加率50%）、看護学部教員、職員15名、計26名であった。他大学の教育取組事例について紹介し、本学部における新しい教育取組案についてディスカッションした。

「カリキュラムの編成法」に関しては、平成20年5月、「カリキュラムの評価」をテーマにFD研修会を実施した。参加者数は本学部教員8名（参加率36%）、職員1名の計9名であったが、完成年度を迎えカリキュラム評価が重要との認識から活発な議論がなされた。

この他、平成21年3月、「授業改善に役立つ機器の紹介」をテーマにFD研修会を実施した。参加者数は本学部教員10名（参加率46%）、看護学部教員、職員各1名、計12名であった。

以上のように平成20年度は教員ニーズを反映させながら計3回のFD研修会を開催した。

#### （イ） 文部科学省G P事業への応募に際しての学部FD活動

本学部では、平成18年度、19年度に引き続き平成20年度もG P事業へ応募した。応募の実務は学部教授会に設置した教育改革ワーキンググループにより、FD委員会と協力し、学部教員への応募内容や採択結果の説明をFD活動の一環として実施した。

平成20年度は、「質の高い大学教育推進プログラム」と「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」の計2件の応募であったが、完成年度を迎えたばかりで、教育実績面で不利なこともあり、残念ながら不採択であった。

「質の高い大学教育推進プログラム」への応募内容は、本学部の教育課程の特色を訴えたものであり学部全体の教育目標を再認識する有効な機会となった。また、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」への応募内容は、学生自ら企画する放射線関連学会・研究会の展開をテーマとするものであり、本学における卒業研究開始とマッチする内容であったことから教員に対しては学生の卒業研究指導に刺激を与える絶好の機会となった。

G P事業の選考委員会は、これらの事業への積極的な応募やフォーラムなどへの参加そのものが有意義なFD活動であると繰り返し述べている。教育改革ワーキンググループのメンバーは学部長を含めて計8名で構成しており、これは学部教員の35%がG P事業に直接関与することを意味し、また、教授会における定期的な説明により、学部全体の組織的なFD活動となっている。

#### （ウ） 日本診療放射線学教育学会の運営

平成19年7月に設立された日本診療放射線学教育学会は本学に事務局を置き、本学部長が会長、本学部FD委員長が副会長を務める。また、理事など学会役員12名のうち8名、学会評議員36名のうち21名が本学部教員である。この学会の目的は診療放射線技師養成教育における教育技法、教育評価、教育制度、FD、継続教育、新人教育などを研究対象とし、教育者間の研究・教育に関する発表、情報交換、協議を中心とした活動を通じて診療放射線学教育者の教育力向上及び診療放射線学教育への還元を図ることである。

平成20年8月には本学を会場として第2回日本診療放射線学教育学会学術集会を開催

した。実行委員長は本学部FD委員長が務め、OSCE（客観的臨床能力試験）に関する特別講演を企画した他、各教育施設における教育の取組事例など13件が報告された。本学部教員は多数参加し、他大学教員とのディスカッションにより自己研鑽に励むよい機会となった。本学部の多数の教員がこのような場に参加し他大学教員と議論して教育能力の向上に努めることは、FD活動の一環だと考えている。

平成20年12月には、本邦初となる診療放射線学教育学に関する学術論文のみ6編を収載した学会機関誌「診療放射線学教育学」を創刊した。編集委員長は本学部FD委員長が務め、編集委員は全員が本学部教員である。

（自己評価）

平成20年度は、FD委員会主催の3回の研修会、教育改革ワーキンググループによる文部科学省GPへの2件の応募、学部教員を中心とする日本診療放射線学教育学会の運営と多岐にわたりFD活動を展開した。

#### （7）FDによる教育の質向上及び授業の改善状況

平成20年度は、積極的にFD委員会を中心に教員のFDを展開してきた。

各教員は「学生による授業評価」の結果を活用し、教育の質向上に役立っていることがわかった。しかし、「学生による授業評価」は自主的な実施であり、教員実施率は年々高まっているが100%ではない。また、意見収集を行わない教員もおり、FD委員会による完全な教育の質の実態把握にはなっていない。現在、FD委員会は評価表を個別に比較検討しておらず、教員個人に対して直接評価表を返却し、教員個々の責任において授業改善に役立ててもらっている。今後の展開として、FD委員会は評価表データを収集し分析するなど、より深い組織的活動を実施し、教育の質向上に向けて取り組む必要がある。

（自己評価）

平成20年度は、FD委員会を中心に質向上、授業改善を中心に積極的に活動を行った。組織的な教育の質保証、授業改善を向上させる対策を検討し、組織としての活動を深める必要がある。

#### （8）教育支援者や教育補助者に対する研修等による資質向上のための取組状況

教育支援者1名を配置しているが、主として教務の業務に従事している。本学においては単位認定に関わる講義、臨地実習等の教育は教授、准教授、講師（非常勤講師を含む）が担当し、助手は教育支援や教育補助を担当している。助手は研究や学会活動を行い、研修等による教育能力向上に努めている。

（自己評価）

本学における助手の役割は教育支援・補助であり、教育能力向上への取り組みは、研究・研修等の活動を通じて十分である。

## (9) まとめ

### (優れた点)

- ・自己評価委員会が設置され、全学的な自己点検・評価活動の基盤となっていた。
- ・自己点検・評価報告書の編集によって、定期的な自己評価活動が実施されていた。
- ・自己点検・評価報告書によって、資料、データ等が系統立てて収集、整理されていた。
- ・学生生活アンケート、学生による授業評価等、学生の意見が聴取され、活用されていた。
- ・教育の質向上のためにシステムの整備や教員へのフィードバックが、組織的な活動基盤として整備されていた。
- ・FD委員会を中心に教育の質向上、教育改革等のFD活動が活発に展開されていた。
- ・FD委員会、教育改革WGなどを中心に教員のFDの向上が図られていた。

### (改善を要する点)

- ・学生による授業評価は、教員の90%が実施していたが未だ100%ではない。また、授業改善の実態は完全に把握できていない。FD委員会が中心となり授業評価表の分析・検討のほか、次のステージとして「教員同士の授業参観」「教員による授業評価」を組織的に行うことを検討する必要がある。
- ・平成21年3月には第1期生が卒業した。今後、卒業生、就職先等の関係者からの意見聴取を具体的にどのように行うのか検討する必要がある。
- ・現在の教育カリキュラム、教員組織を検討し、これらの編成について検討する組織が必要である。

## 10 研究活動の状況について

### (1) 大学の研究実施体制及び支援・推進体制の整備・運営状況

看護学部及び診療放射線学部における研究は、本学要綱に基づき学内研究費による共同研究、若手研究、個人研究及び外部研究資金獲得による各種研究を展開している。それらの研究の実施及び支援・推進は主に学術・情報委員会の下部組織である研究部会が担っている。平成20年度は本学の研究に関する各要綱に従い研究計画書提出、配分研究費の管理と使用、研究結果及び研究費執行状況が報告された。研究成果の公表は学術雑誌や本学紀要等における公表に加えて、学内競争的資金により実施された共同研究費と若手研究に関する「群馬県立県民健康科学大学共同研究・若手研究発表会」を前年度から継続して開催し、学内外に対する研究成果公表を積極的に行った。

(自己評価)

平成20年度は、研究費に関する要綱を研究の基盤として適切に運用することができ、本学の研究実施体制及び支援・推進体制の整備・運営状況は良好である。今後は、平成21年の大学院開設による研究活動の活発化に関する効率的な研究費執行及び支援・推進が必要である。

### (2) 研究活動に関する施策の策定・実施状況

本学学部において、研究活動に関する施策の策定は行っていない。研究活動は教員個人や研究課題に沿って組織された本学及び他大学研究者間との共同研究活動を実施している。

(自己評価)

要綱に従い収集された学内個人研究計画書、実施状況、結果、成果等の記録が集積されている。今後は評価のためにこれらの資料の利用について検討が必要である。

### (3) 研究の質向上のための研究活動状況の検証実施状況及び問題点等を改善するためのシステムの整備・運営状況

#### ア 研究費の効率的運用

研究費は適切な使用を目的に執行状況報告を年2回実施し、節区分の拡大及び流用措置による計画的かつ効率的な予算運用が行われた。

イ 本学教員を対象とした各種の研究助成に関する情報提供、説明会を実施した。学内教員の科学研究費申請を促進するために、前年度に引き続き「競争的研究費獲得のための研修会」を開催し、平成20年度科学研究費採択の教員3名による講演を実施した。

#### ウ 共同研究費

20年度共同研究の学内公募を行い、看護学部 6件、診療放射線学部 6件を採択



した。(表10-1)

エ 若手研究

20年度若手研究の学内公募を行い、看護学部 2件、診療放射線学部 3件を採択した。(表10-2)

(自己評価)

平成20年度は研究の質向上を目的に、前年度企画開催の「群馬県立県民健康科学大学共同研究・若手研究発表会」を継続して実施した。このような共同研究・若手研究成果報告の場は、特に、看護学及び診療放射線学領域に共通する研究テーマに関する問題意識の啓発や新規的研究への発展の可能性を含み、教員個々の研究の質向上における貢献として重要である。

表10-1 平成20年度 共同研究課題

	研 究 課 題
看 護 学 部	保健医療系大学における安全管理教育に関する研究
看 護 学 部	高齢者のフットケアに向けたニーズ調査
看 護 学 部	妊娠期からの親発達支援における子育てキャンパスサロンの有用性
看 護 学 部	看護学生を対象としたストレスマネジメントに関する教育プログラムの開発
看 護 学 部	チュートリアル方式による教育的支援技術教育プログラムの開発
看 護 学 部	学生から看護師への移行を支援する基礎教育・継続教育連携プログラムの開発
診 療 放 射 線 学 部	C T三次元画像を利用した教育システムの構築
診 療 放 射 線 学 部	赤外線を用いた教育用模擬マルチスライスC Tの構築
診 療 放 射 線 学 部	聴覚障害者のための医療検査（大腸、胃）DVDの作成
診 療 放 射 線 学 部	アルツハイマー型認知症の早期発見支援を目的としたスクリーニング・システムの評価
診 療 放 射 線 学 部	診療放射線学研究における臨床情報の倫理的取り扱いに関する研究
診 療 放 射 線 学 部	心筋S P E C Tにおける定量性の向上に関する研究

表10-2 平成20年度 若手公募研究課題

	研究課題
看護学部	手術室看護師の手順シミュレーション教材の開発
看護学部	わが国の安全管理に関する看護学研究の動向－看護政策管理学領域の研究に焦点をあてて
診療放射線学部	マンモグラフィ検診における温度変化と被ばく線量に関する基礎的研究
診療放射線学部	頭部MRI 拡散強調画像における表示階調の正規化に関する研究
診療放射線学部	Radiochromic Film を用いた Tomotherapy ビームにおける線量分布検証

**(4) 研究の成果（研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等）から見た、研究活動の状況**

ア 学会活動への参加状況

平成20年度教員学会活動は、群馬県立県民健康科学大学紀要（2009年3月第4巻、研究業績P125-145）にまとめた。学会、研究会、シンポジウムにおける発表件数は看護学部、国内 63件、海外 9件、診療放射線学部、国内 106件、海外 6件であった。（表10-3）

イ 学生による学会活動

平成20年度は看護学部及び診療放射線学部学生による学会での研究発表実績はなかった。

ウ 成果物の公表

平成20年度紀要第4巻を発刊した。内容は、寄稿1編、原著論文では看護学部3編、診療放射線学部4編、及び看護学部からの報告2編、資料編であった。

平成20年度公表した著書、原著論文、総説・報告等

看護学部：著書 3、原著論文 16、総説・報告等 41

診療放射線学部：著書 14、原著論文 10、総説・報告等 30

エ 競争的研究資金への応募及び採択実績

平成20年度の科学研究費補助金への応募は、看護学部12件、診療放射線学部5件の計17件であり、そのうち採択された研究課題は看護学部7件、診療放射線学部1件であった。（表10-4）

平成20年度の翌21年度科学研究費補助金への応募（平成20年11月）は看護学部12件、診療放射線学部7件の応募件数であった。

(自己評価)

平成20年度成果物の公表実績は増加しており、本学における研究活動は積極的に取り組まれている状況にあると考えられた。海外における学会活動は、海外旅費の予算化（平成19年度）及び20年度科学研究費補助金の獲得とともに増加している。学部学生の研究に関する学習を学会発表と繋げて支援するための取り組みが必要である。

表10-3 20年度 学会・研究会・シンポジウムでの発表状況

学 部	国内 (件数)	海外 (件数)
看 護 学 部	63	9
診療放射線学部	106	6

**(5) 研究の成果（外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等）から見た、研究の質の確保状況**

共同研究、若手研究結果は審査委員会において評価を実施されるが、その評価結果を研究の質確保とどのように利用していくのかについては検討されていない。20年度は従来の競争的研究資金の獲得に加えて、外部からの受託研究の1件を受け入れた。(表10-5) (表10-6)

(自己評価)

20年度科学研究費補助金は19年度に比べて採択件数は1.1倍、研究費は1.2倍とほぼ横ばいであった。本学の科学研究費補助金は前年度より引き続き関東甲信越地方の規模が類似する医療系県立大学と肩を並べる水準にあり、本学の研究の量と質は、平均的な位置と評価できた。

表10-4 平成20年度 科学研究費補助金研究

事業名	継続・新規	研究課題
基盤研究（C）	継続	喉頭がん手術患者の食道発声獲得に向けた支援プログラムの開発と評価
基盤研究（C）	継続	癒し技法としての「手あて」を用いたリラクゼーションに関する研究
基盤研究（C）	継続	看護系大学における安全管理技術教育プログラムの開発
基盤研究（C）	新規	診療放射線技師学校卒業生の進路に対応した基礎教育及び安全管理教育に関する研究
基盤研究（C）	新規	病院に就業する中途採用看護師を対象とした院内教育プログラムモデルの開発
基盤研究（C）	新規	ワーク・ライフ・バランスを考慮した潜在看護職の雇用形態のモデル化と検証
基盤研究（C）	新規	終末期がん患者を看取った壮・中年期遺族の心理支援プログラム
基盤研究（C）	新規	がん化学療法患者の味覚障害および生活への影響軽減に向けた看護プログラムの開発
基盤研究（C）	新規	アトピー性皮膚炎の乳幼児をもつ母親に対する行動変容プログラムの効果の検証
基盤研究（C）	新規	認知症ケアにおける非言語的コミュニケーション技能の開発に関する研究
基盤研究（C）	新規	二次医療圏における地域完結型ケア、回復期病院が中継する生活の場への療養行程モデル
萌芽研究	継続	地域支援型心臓リハビリテーションの有効性評価とガイドラインの作成
若手研究（B）	継続	MR I 画像生成シミュレーションによる放射線検査技術教育システムの開発
若手研究（スタートアップ）	継続	乳がん手術患者のボディイメージとその意味からみる回復の過程に関する研究

表10-5 平成20年度 研究費の財源

(単位：千円)

区 分	件 数	配分・交付研究費
教員研究費（県予算）	74	48,100
科学研究費補助金	14	15,472 (300)
受託研究費	1	100
総 額		63,672

( ) 内は分担金で内数

表10-6 平成20年度 科学研究費補助金

(単位：千円)

研究種目	採択件数	交付金額
基盤研究(C)	11(8)	12,150(9,750)
萌芽研究	1(0)	390
若手研究(B)	1(0)	1,690
若手研究(スタートアップ <sup>°</sup> )	1(0)	832
合計	14(8)	15,062(9,750)

研究分担金は除く。( )内は新規採択分

## (6) まとめ

### (優れた点)

競争的研究資金への応募、科学研究費補助金の獲得及び研究成果の公表への取り組みは積極的であり、研究活動は内実を伴い促進の状況にある。

### (改善を要する点)

教員の研究の質向上のために、研究活動に関する資料の評価方法の検討が必要である。本学の規模を鑑みて、資料の評価・利用の必要性を検討し、実現可能性をつめていきたい。学生の研究活動を支援するための継続的な取り組みが必要である。

### (自己評価の概要)

研究基盤体制の整備による研究活動の展開・促進、研究成果物の発行及び研究発表会などの組織的・継続的な取り組みが図られた。研究活動の進展に伴い、本学に必要な研究資料の評価利用方法の検討が必要である。

## 11 国際交流について

### (1) 大学の目的達成にふさわしい在学生の海外留学・研修方針の策定・周知状況

国際交流委員会は、「高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成する」という本学の目的の一つを具体化するため、学生の国際交流に関する考え方を検討し、「異文化に触れ、外国語を用いて学習し、交友関係を培うという国際交流の経験は、学生の将来の進路決定及び自己の発達に貢献する」という方針を定めている。また、その方針に沿って、完成年度までは短期海外研修を隔年に実施する計画とした。平成20年度は研修実施年度に該当したため、新年度学生オリエンテーションの際に、研修目的、日程、プログラム概要を記したリーフレットを全学生に配布し説明し、またポスター掲示により参加を呼びかけた。参加希望者に対しては、研修説明会を3回実施し、その中で平成18年度参加学生の協力を得て体験談を含めた具体的説明を行った。

本学は、学則に基づく「群馬県立県民健康科学大学外国留学規程」に、一定期間の留学に対して60単位までの範囲で留学先の大学で修得した単位を本学の単位として認めることを規定している。また、その内容を履修の手引きに記載し、学生に周知している。

#### (自己評価)

大学の目的達成に向け、平成17年度に策定した学生の国際交流の方針に沿った海外研修を計画し、全学生を対象とした新年度学生オリエンテーション及びポスター掲示等により、8名の参加者を得ることができた。これは、海外研修の方針を学生に周知できた結果と評価する。今後は、短期海外研修の実施年度か否かにかかわらず、大学生の国際交流に関する考え方を学生に周知していく必要がある。

### (2) 大学の目的達成にふさわしい教員の在外研究・研修方針の策定・周知状況

国際交流委員会は、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究する」という本学の目的を具体化するため、教員の在外研究を奨励し、独立行政法人日本学術振興会等から発信された海外との学術交流に関する情報及び研究者に向けた奨学金に関する情報をEメールにより適宜提供した。しかし、平成20年度はこれらの制度を活用した教員はいなかった。

#### (自己評価)

独立行政法人日本学術振興会等から発信された海外との学術交流に関する情報及び研究者に向けた奨学金に関する情報を活用した教員が存在しなかったことは、制度を活用する時期、期間・国等の条件が適合しなかった可能性が高い。今後も、教員への適宜情報提供及び学術交流への啓発を行っていく必要がある。

### (3) 計画に基づいた教員の在外研究・研修の実施状況

本学教員は、各人の研究・研修計画及び大学の行事に基づき海外出張していた。平成20年度は、看護学部教員11名、診療放射線学部教員2名、延べ13名が海外研究発表、海外研修を行っていた(表11-1)。

表11-1 平成20年度海外研究・研修一覧

出張先	区分	学部	人数(人)
アメリカ合衆国	科学研究	看護	1
シンガポール	科学研究	看護	2
台湾	科学研究	診療放射線	1
アメリカ合衆国	個人研究	看護	6
スペイン	個人研究	看護	1
南アフリカ共和国	個人研究	診療放射線	1
アメリカ合衆国	SPU 短期海外研修	看護	1

(自己評価)

平成20年度は、主に教員の個人研究、科学研究を通じた学術的な国際交流が行われた。また、大学間交流協定を通じた教員間の交流が行われた。今後も、海外の研究者と築いた学術交流のネットワークをさらに広げられるよう、教育・研究を中心とした交流を継続していく必要がある。

### (4) 大学の目的達成にふさわしい海外からの研究者の招致方針の策定・周知の状況

本学は、大学の目的の一つに「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究する」を掲げている。平成20年度は大学完成年度に該当するため、平成19年度内に海外からの研究者を招聘して講演会等を開催できるよう教員に対する希望調査を行い、国際交流委員会の検討を経て、わが国で唯一の診療放射線学部を持つ大学の企画としてふさわしい診療放射線学の研究者を招聘することを決定していた。平成20年4月までに広報活動を行い、短期大学卒業生、大学近隣地域の医療施設及び市民に向け、ポスター、リーフレットを配布し、大学ホームページや新聞等により情報を提供した。

(自己評価)

広報に関して、「第一線で活躍する研究者が講演する」「海外在住の研究者であり、直接講演を聴けるチャンスが少ない」等、参加者にアピールしたい特徴が明確であったため、これらの点を強調した効果的な広報を行うことが出来た。大学ホームページ、大学職員からの口コミ情報の効果が認められたが、このような特徴を十分アピールできたことに起因する可能性が高い。広報活動に必要なポスターやチラシの作成は、事務局および教員が業者と綿密に折衝したため、企画者の希望を最大限反映したものに出来た。早期に企画を決定することは、効果的な広報を行うことに加え、円滑に準備を進めるためにも重要であつ



た。

### (5) 計画に基づいた海外の研究者招致の状況

講演内容や日程調整等に関する講演者との交渉は、講演者と交流のある教員を窓口として行った。このことにより、講演者に企画意図や本学の状況を理解して講演に臨んで頂くことができた。

平成20年5月19日、本学大講義室において、「第4回群馬県立県民健康科学大学開学記念特別講演会」を開催し、シカゴ大学カートロスマン放射線像研究所、土井邦雄博士による講演及び参加者との討議を実施した。講演は3部構成であり、第1部は「医用画像とコンピュータ—コンピュータ支援診断(CAD)の始まり—」であり、第2部は「学術研究のより良い進め方と考え方」、第3部は「感情能力(Emotional Intelligence)の基礎概念とその重要性」であった。176名の参加者を得た(学内教職員を除く。)

(自己評価)

今回の特別講演会は、早期に講演テーマと講演者が決定した。そのため、企画意図にそって、計画的に開催準備を進めることが出来た。また、講演内容や日程調整等に関する講演者との交渉は、講演者と日頃から交流のある教員を窓口として行った。このことにより、講演者に企画意図や本学の状況を理解して講演に臨んで頂くことができた。早期に企画を決定することは、円滑に準備を進めるためにも重要であった。

診療放射線学部学生139名(全員参加)、看護学部学生11名、一般参加者26名と、多くの方々の参加を得た。特別講演会は、学術的な国際交流、地域住民や保健医療専門職者への情報発信という大学の機能を果たすことに加え、学生の視野拡大、学術的な関心喚起、卒業研究への動機付けの機会となっていた。

### (6) 海外の大学との交流協定の締結状況及び活用状況

(実施状況)

アメリカ合衆国のシアトル・パシフィック大学との大学間交流協定に基づき、平成20年8月9日から18日までの10日間、シアトル・パシフィック大学海外短期研修が実現した。参加者は、看護学部1年生2名、2年生4名、3年生2名、計8名であり、看護学部教員1名が学生を引率した。研修プログラムは、ホームステイを中心に、シアトル・パシフィック大学及び大学に隣接するACE語学学校において実施した。シアトル・パシフィック大学は、保健学部の学部長をリーダーとして、コーディネーター1名、講義担当者2名、施設訪問担当者1名の5名体制であった。また、卒業生の1名が通訳、兼緊急時支援を担当した。

学生は、ACE語学学校において、本学の学生のみ英語クラスと他国からきた学生と合同の会話クラスの2つを受講した。また、他国からきた学生との交流球技大会を行った。シアトル・パシフィック大学では本学学生のみを対象とした特別講義「アメリカにおけるヘルスケアシステム」、「アメリカの看護教育」を受けた。さらに、大学関係施設である「スウェーデッシュ・メディカルセンター」、「チルドレンズ・ホスピタル及び地域医療センター」を見学した。加えて、公共交通機関を利用した市内探索を行ったり、自主的な市内見

学ツアーに参加したり、他国の学生と合同の研修修了式に出席した。夏季休暇中であるため、大学の学生間の交流は困難であったが、ホームステイを中心とした研修では、ホストファミリーを含むシアトル市内の一般住民との交流及び語学学校で知り合った様々な国から来た学生との交流が活発に行われた。

(自己評価)

研修について参加学生からの評価を受けた結果、実施に関しては、「いろいろな経験、勉強ができて充実した研修だった」「アメリカのヘルスケアシステムや看護教育についての講義や施設見学ができたことは、看護職を目指す自分にとって貴重な経験となった」「いろいろな人種や国の人と友達になれて嬉しかった」「視野が広がった」などの肯定的な意見があった。しかし、事前オリエンテーションについて、「ホストファミリーについて」「タイムスケジュール」「バスの乗り方」の情報が不足し困ったという意見が複数あった。研修期間については「短い」という者が6名、「適当」という者が1名存在した。研修の満足度については、8名全員が「満足している」という回答であった。

上記の研修実施に対する学生の意見、学習成果として表された学生の報告書の内容の充実からは、研修の目的「ホームステイ及び語学研修などにより、異文化における生活を体験し、また人々との交流を図り、幅広いものの見方・考え方を養うとともに、講義・施設見学を通して米国の保健医療システムに対する理解を深める」が達成できたと評価した。しかし、参加者は看護学部学生のみであり、学部を超えての学生交流は実現しなかった。診療放射線学部の学生にとっても魅力あるプログラムの充実が今後の課題である。

オリエンテーションに対する「情報不足」という問題については、学生の要望に即した受け入れ家族を探索する時間を考慮し、早期にプログラムコーディネーターに情報提供するとともに、受け入れ家族に関する情報を要求する必要がある。バスの乗り方に関しては、現地で学習できればよいことであるが、このことに限らず、研修に参加した学生の意見をもとに事前オリエンテーションの内容を検討することは重要である。

今回、県当局の意向により出発10日前に引率教員が1名になった。急遽、計画を一部変更せざるを得なくなったことは遺憾であるが、これを機に実施における危機管理体制を検討できた。第2回研修プログラムの成功は、平成18年度の研修の評価に基づくシアトル・パシフィック大学、ACE語学学校及び通訳担当者との事前打ち合わせを、直前まで丁寧に行ったことの効果でもある。今後も、残された課題を一つひとつ検討し、充実した研修にしていく必要がある。

## (7) 留学生の受入方針の策定状況

現在、本学は、外国人留学生の受け入れに関する規程及びアドミッション・ポリシーを作成していない。

(自己評価)

本学は、両学部の国家試験受験資格との関連において、現在では外国人留学生の受け入れに関する規程及びアドミッション・ポリシーを作成していない。このことについては、国際社会の状況を見極めながら、外国人留学生の受け入れを検討していくことが必要であ

る。

## (8) まとめ

(優れた点)

- ・ 教員の国際交流については、科学研究、個人研究を通じた海外研究発表、大学間交流協定に基づく海外研修に伴い、学術的な国際交流が実施されていた。また、海外の研究者と築いた学術交流のネットワークを活用して1名の研究者を招聘し、講演会を実施することができた。これは、大学の目的に沿った活動の成果である。
- ・ 開学記念特別講演会は、学術的な国際交流、地域住民や保健医療専門職者への情報発信という大学の機能を果たすことに加え、学生の視野拡大、学術的な関心喚起の機会となっていた。

(改善を要する点)

- ・ 教員の国際交流については、研究を中心とした個々の教員の交流を継続するとともに、海外の研究者と築いた学術交流のネットワークをさらに広げていく必要がある。
- ・ 国際交流に関しては、予算を確保することが困難な状況にあるため、独立行政法人日本学術振興会等から発信された海外との学術交流に関する情報及び研究者に向けた奨学金に関する情報等を活用していく必要がある。

(自己評価の概要)

本学の国際交流は、大学の目的「高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成する」、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究する」に基づき、組織的活動を展開した。5つの観点により点検・評価した結果、目的達成に向けて計画を実現し、概ね良好であることを確認した。今回、自己点検・評価により明らかになった課題を改善できるよう、今後も組織的に取り組んでいく必要がある。

## 12 社会との連携について

### (1) 公開講座の計画・実施方針の策定状況及び周知状況

平成20年度公開講座は、企画運営委員会において基本方針を定め、下部組織である地域連携推進部会が企画した。今年度は大学開学完成年度を迎え、一般県民、教育関係者及び保健・医療・福祉関係者等に対する本学の教育・研究内容の一層の周知を目的とし、下記のとおり企画・実施した。

- ・ 第1回：専門職のための画像処理入門「消化管管腔内外の画像情報抽出－3次元画像処理－」（診療放射線技師・看護職者の初心者対象）
- ・ 第2回：専門職のための文献検索入門「研究や業務改善に役立つ文献検索の方法と入手法を学ぶ」（看護職者・診療放射線技師対象）
  - （文献検索演習）・ 医中誌Webを使って文献を探す
    - ・ OPACを使って文献のありかを調べる
    - ・ 自宅でもできる文献検索の裏ワザ！？
    - ・ 欲しい文献を手に入れる
    - ・ 図書館の利用方法
- ・ 第3回：「中高年のためのパソコン学」（一般県民対象）
  - ①インターネットの世界へようこそ（2回シリーズ）
    - （演習）・ コンピュータを触る
      - ・ ホームページの閲覧
      - ・ 情報の検索
      - ・ 電子メールの利用
  - ②初めての年賀状づくり（2回シリーズ）
    - （演習）・ 文字を書く
      - ・ 文字を飾る
      - ・ 絵や写真を組み込む
- ・ 第4回：「研究成果を活用した問題解決法－EBNから看護実践を検討する－」（看護職者対象）
  - ①日頃の看護実践で生じる多様な問題の解決方法
  - ②グループディスカッション
- ・ 第5回：「認知症を知る・防ぐ－誰でもできる生活の工夫－」（一般県民対象）
  - ①認知症の初期症状とその対策
  - ②画像で見る認知症
  - ③認知症を予防するための生活習慣

公開講座開催の周知は、群馬県教育委員会に後援を依頼し、教育機関、その他関係機関及び報道機関（新聞社）への通知、地域の自治会回覧板、ダイレクトメール、大学のホー

ムページ等により行った。

(自己評価)

開学4年目の公開講座は、「大学開学記念」シリーズを継続しながら、完成年度として、本学及び本学における研究の紹介を目的とし企画したが、適切な方針及び計画であった。公開講座の周知は、群馬県教育委員会の後援を依頼し、さらに地域の自治会、関係機関等からのリーフレット配布の協力が得られ、効果的に達成された。

## (2) 計画に基づいた公開講座の実施状況

地域連携推進部会が公開講座を立案し、計画に沿った運営を行った。公開講座当日の適切な運営を徹底するために、事前準備及び当日の役割に関する分担表を作成し、公開講座を開催した。

(自己評価)

平成20年度に実施した5回の公開講座は、地域連携推進部会が中心となって運営を進め、計画に基づき適切に実施できた。

## (3) 公開講座参加者の確保状況及び公開講座実施担当者・サービス享受者等の満足度から見た成果の達成状況

公開講座への参加者数は、表12-1に示すとおり、各講座でほぼ予定した募集人数となり、概ね目標を達成できた。第1回、第2回の公開講座は、専門職（看護師、診療放射線技師）を対象に開催した。第3回公開講座「中高年のためのパソコン学」については予定募集人数を大幅に上回り、中高年層のパソコン利用についての関心が高まっていることを反映していた。第4回公開講座は、主として臨床現場において中心的立場にいる看護職者が参加し、日頃の看護業務において生じる問題についてグループ毎に有意義な討論が行われた。また、第5回公開講座については、今話題となっている認知症の基礎知識、予防対策の理解を深めることを目的として、「誰でもできる生活の工夫」について一般県民を対象に実施し、多くの参加者を得た。

公開講座の成果を評価するために、参加者に対して、「参加動機」、「情報入手方法」、「講座内容に対する意見・感想」、「今後の希望」に関するアンケートを実施した。各公開講座のアンケートの回収率は80～90%であった。アンケート結果から、「参加動機」では、本学への関心やテーマへの興味・関心が多かった。「情報入手方法」としては、リーフレットや大学のホームページ及び本学教員が主な入手先となっていた。「講座内容に対する意見・感想」では、いずれの講座についても、主に本学の教育や研究内容を知る機会となったことや新たな知識獲得の機会となったこと等に関する内容であった。「今後の希望」では、看護師や診療放射線技師等の専門職に関するテーマをはじめとして、保健・医療・福祉関係全般に関する意見が多くみられた。

(自己評価)

各公開講座への参加者数は、第1回「専門職のための画像処理入門」及び第2回「専門職の

ための文献検索入門」はともに看護師・診療放射線技師の専門職者を対象に講座を開催したが、概ね予定募集人数の参加が得られた。第3回「中高年のパソコン学」は、平成18年度から引き続き実施している講座であるが、本年度も予定募集人数を大幅に上回り、各講座の参加者を抽選により決定した。第4回は看護職者を対象に看護学研究の成果活用のための講座であったが、予定募集人数の参加が得られた。公開講座の周知を早めに行うことにより、希望者が参加しやすいように工夫を行った。第5回は一般県民を対象とした「認知症を知る・防ぐ」として、認知症の基礎知識及び予防対策に関する内容の企画であり、予定募集人数の目標を概ね達成できた。

本年度の公開講座は、大学開学から4年目を迎え、本学の教育・研究内容を周知することを目的とした企画は、参加者のアンケート結果からも概ね目標は達成できた。

表12-1 平成20年度 公開講座の開催状況

	講座名・テーマ・講師	開催日時・募集対象	参加者数
1	第1回公開講座 「専門職のための画像処理入門」 ○消化管管腔内外の画像情報抽出 診療放射線学部 教授 小倉敏裕	〔開催日時〕 6月24日(火) 19:00～21:00 〔募集対象〕 診療放射線技師 看護職者 初心者(3次元画像 処理の初心者)	9人
2	第2回公開講座 「専門職のための文献検索入門」 ○研究や業務改善に役立つ文献検索の方法と入手方法を学ぶ 〔文献検索演習〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医中誌 Web を使って文献を探す</li> <li>・OPAC を使って文献のありかを探す</li> <li>・自宅でもできる文献検索の裏技!?</li> <li>・欲しい文献を手に入れる</li> </ul> 看護学部 講師 狩野太郎 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の利用方法</li> </ul> 附属図書館 司書 井田真理子	〔開催日時〕 8月5日(火) 19:00～21:00 〔募集対象〕 看護職者 診療放射線技師	50人

	講座名・テーマ・講師	開催日時・募集対象	参加者数
3	<p>第3回公開講座</p> <p>「中高年のためのパソコン学」</p> <p>○インターネットの世界へようこそ</p> <p>〔演習〕 ・コンピュータを触る ・ホームページの閲覧 ・情報の検索 ・電子メールの利用</p> <p>診療放射線学部 講師 堀 謙太 チューター 診療放射線学部教員</p> <p>○初めての年賀状づくり</p> <p>〔演習〕 ・文字を書く ・文字を飾る ・絵や写真を組み込む</p> <p>診療放射線学部 講師 星野 修平 チューター 診療放射線学部教員</p>	<p>〔開催日時〕</p> <p>9月 4日 (木) 43人 9月 5日 (金) 43人 9月11日 (木) 43人 9月12日 (金) 43人 13:30～16:30</p> <p>〔募集対象〕</p> <p>一般県民 超”初心者(パソコンを触ったことがない方)</p>	
4	<p>第4回公開講座</p> <p>「研究成果を活用した問題解決法」 —EBNから看護実践を検討する—</p> <p>○日頃の看護実践で生じる多様な問題解決方法</p> <p>看護学部 教授 松田 安弘</p> <p>○グループディスカッション</p> <p>看護学部教員</p>	<p>〔開催日時〕</p> <p>9月19日 (金) 9:30～16:30</p> <p>〔募集対象〕</p> <p>看護職者</p>	30人
5	<p>第5回公開講座</p> <p>「認知症を知る・防ぐ」 —誰でもできる生活の工夫—</p> <p>○コーディネーター</p> <p>看護学部 教授 林 陸郎</p> <p>○認知症の初期症状とその対応</p> <p>看護学部 教授 小川妙子</p> <p>○画像で見る認知症</p> <p>診療放射線学部 教授 柏倉健一</p> <p>○認知症を予防するための生活習慣</p> <p>看護学部 准教授 清水千代子</p>	<p>〔開催日時〕</p> <p>11月15日 (土) 13:00～16:00</p> <p>〔募集対象〕</p> <p>一般県民</p>	247人

#### (4) 公開講座の改善のためのシステムの整備・運営状況

公開講座については、前述のように企画運営委員会及びその下部組織である地域連携推進部会が担当した。改善事項等に関しては、地域連携推進部会において検討し、その内容を企画運営委員会に提案し決定できるシステムである。

平成20年度においては、地域連携推進部会が参加者の利便性を考慮して、公開講座の申込み方法を葉書、FAX、電話、ホームページ上での申し込みができるシステムとし、充実を図った。また、公開講座参加者にアンケートを実施し、その結果を今後の公開講座の企画・運営の改善のために活用した。

(自己評価)

公開講座への参加申込の利便性を考慮した。参加者アンケートに基づく企画・運営の改善等、企画運営委員会及び地域連携推進部会の役割に基づいた活動により、改善のためのシステムは適切に機能した。

### (5) 教員の学外活動及び地域貢献活動の計画・実施方針の策定・周知状況

平成20年度の教員による学外活動・地域貢献活動は、「出前なんでも講座」、「教員個人が実施する地域貢献活動」であった。

「出前なんでも講座」は群馬県広報課が企画している事業であり、本学教員が実施できる講座テーマがメニューリストとして一般県民に周知され、希望する団体からの依頼に基づき実施している事業である。メニューリスト作成に当たっては、教員に対して講座テーマの募集を行った。

「教員個人が実施する地域貢献活動」は、各教員が職能団体、関係機関、一般県民等からの依頼により実施する講演会、研修会、研究指導等や教員が主催する研修会、種々の委員会活動等である。

(自己評価)

「出前なんでも講座」については、多くの教員がメニューリストに参加してもらえよう募集を行い、教員の学外活動・地域貢献活動への積極的な参加を促すことができた。

### (6) 計画に基づいた学外活動及び地域貢献活動の実施状況

ア 「出前なんでも講座」の実施状況は、表12-2に示すとおりである。メニューリストに教員及び教員グループが33のテーマを掲載した。その結果、35団体から依頼があり20回の講座を実施した。

イ 教員個人の地域貢献活動は、各教員の判断により職能団体が主催する研修会等の講師を中心として39人の教員が延べ251のテーマで実施した。

(自己評価)

「出前なんでも講座」は、平成19年度と比較すると実施回数が減少した。これは依頼団体と教員とのスケジュールが合わないために、やむを得ず実施できない場合があったためである。原則として依頼団体に対しては可能な限り実施できるよう今後とも努力する必要がある。また、「教員個人が実施する地域貢献活動」については、各教員が平成19年度を上回る積極的な活動を展開しており、本学の地域貢献活動としての役割を果たした。

### (7) 学外・地域貢献活動参加者の確保状況及び活動の実施担当者・サービス



## 享受者等の満足度から見た活動成果の達成状況

「出前なんでも講座」は、対象集団の規模により参加者数に12～850人の幅がみられ、1回の平均は約83人であった。講座内容については、実施後の依頼団体からの報告書によると、全ての講座について対象者の満足度は「大変満足」又は「満足」となっており、高い評価が得られた。

また、「教員個人が実施する地域貢献活動」については、職能団体からの依頼による研修会講師や委員会、研究会等がほとんどを占めており、参加者は対象集団の規模により6～300人の幅があり、1回の平均は約80人であった。

(自己評価)

地域貢献活動への参加者は、「出前なんでも講座」は1回当たり平均約83人、「教員個人が実施する地域貢献活動」は1回当たり平均約80人であり、いずれも適切な人数が確保できていると考えられる。活動内容に関しては、「出前なんでも講座」では、依頼団体の報告書から参加者の満足度が高く、地域貢献活動の役割を果たした。

## (8) 学外・地域貢献活動改善のためのシステムの整備・運営状況

企画運営委員会の下部組織である地域連携推進部会が中心となり、本学主催による公開講座の計画的な運営を目指して、平成19年度と同様に年間の公開講座計画を一覧表として作成し、対象者及び教職員・学生へのPR活動を充実させた。

また、平成19年度と同様に教員の地域貢献活動状況を「平成20年度地域貢献活動報告書」としてまとめ発行した。報告書発行により各年度の活動が一覧でき、次年度の計画や活動改善に役立っている。

(自己評価)

本学主催による「公開講座年間計画一覧表」の作成や「地域貢献活動報告書」の発行により、企画運営委員会及び地域連携推進部会は、当該年度の活動を評価し、次年度以降の活動の改善のためにこれらを活用していることから適切に機能していた。

## (9) 附属健康科学研究センター（仮称）設置準備委員会の地域貢献活動

平成19年度に引き続き、平成20年度も「健康科学研究センター（仮称）」設置準備委員会として前橋商工会議所の「まちなかキャンパス構想」に協力した。前橋商工会議所地域産業政策室が中心となって群馬大学、前橋工科大学、群馬県立女子大学と時間・場所の調整を行ない、同地域産業政策室との共催により、下記A、B2つの「まちなかキャンパス事業」を一般住民、医療関係者、学生を対象に無料で実施した。また、9月4日前橋商工会議所にて、白井群馬大学理事、富山群馬大学副学長、阿部群馬県立女子大学事務局補佐、井田前橋工科大学副学長などを中心に「大学等連携ネットワーク推進会議（コンソーシアム）準備委員会」が立ち上げられ、本学も本委員会が窓口となり、参加することになった。今後、前橋市商工会議所を中心に、月1回程度の頻度でワーキンググループの形態で話し合いの場をもち、具体的な事業内容を検討していくことになった。

A 成人病予防講座（全12回シリーズ）

1回目：第2火曜 18：00～19：30、2回目：第2木曜 13：30～15：00、

- 第1回 「成人病総論」 2回
- 第2回 「メタボリック症候群」 2回
- 第3回 「脳卒中」 2回
- 第4回 「がんの動向と予防」 1回
- 第5回 「がんの画像検査」 2回
- 第6回 「がんの放射線療法」 2回
- 第7回 「心臓病」 2回
- 第8回 「救急処置（誤嚥、AED他）」 2回
- 第9回 「うつ病とその予防」 2回
- 第10回 「更年期対策」 1回
- 第11回 「尿失禁対策」 1回
- 第12回 「成人病の予防」 2回

B 働く人のための気功・太極拳による健康教室（全6回シリーズを2回）

月2回第1・3月曜日、午後7時～午後8時30分、のべ6ヶ月

平成20年4月7日、21日 10月6日、20日

5月5日、19日 11月3日、17日

6月2日、16日 12月1日、15日

（自己評価）

附属健康科学研究センター（仮称）の実現は未定であるが、想定した事業内容の一部を前倒しした「成人病予防講座」並びに「働く人のための気功・太極拳による健康教室」により、設置準備委員会の活動は着実に実績を挙げている。平成20年度は年度当初から講座を組むことができたため、重要な「成人病」は12回の講座でほぼ網羅できた。また、12回の講座のうちの9回は日中にも同じ内容で開催し、より幅広い分野の人々に提供することができた。また、前橋とその周辺の大学、県、商工会議所等による「大学等連携ネットワーク推進会議（コンソーシアム）」の立ち上げに本学の代表として本委員会が参加することができたため、附属健康科学研究センター（仮称）実現化に向けて、弾みがついた。

## （10）まとめ

（優れた点）

・本学主催の「公開講座」は、開学初年度の基本方針を引き継ぎ、本学の教育・研究を広報することを目的として企画したが、開学4年目として適切であったと判断できる。特に、第1回及び第2回公開講座は、看護職者、診療放射線技師を対象とした新たな企画であり、専門職者のニーズに対応できる内容であった。

・「出前なんでも講座」では、本学に依頼された講座に関しては、教員が可能な限り対応しており、教員による学外・地域貢献活動が適切に実施できた。また、「教員個人が実施する地域貢献活動」については、平成19年度との比較においても活動回数、活動内容が増え、教員が積極的な活動を展開しており、本学の地域貢献活動として大きな役割を果たすことができた。

・附属健康科学研究センター（仮称）設置準備委員会の活動として、平成20年度は年度当初から前橋商工会議所と協力し「成人病予防講座」並びに「働く人のための気功・太極拳による健康教室」をまちなかで開催した。さらに、前橋市、周辺大学、県、前橋商工会議所等による「大学等連携ネットワーク推進会議（コンソーシアム）」の立ち上げに関わることができた。

#### （改善を要する点）

・本学主催の公開講座のテーマに関しては、参加者へのアンケート結果から多くの要望が出されている。今後とも対象者のニーズに対応できる公開講座の企画・運営を検討する必要がある。

・「出前なんでも講座」や「教員個人が実施する地域貢献活動」については、今後とも一般県民や専門職等のニーズに対応した情報発信・提供ができるよう、教員の活動を支援するための体制づくりを進める必要がある。特に、「出前なんでも講座」については、依頼団体に対しては可能な限り実施できるよう教員の教育・研究活動との調整など今後とも努力する必要がある。

・附属健康科学研究センター（仮称）設置準備委員会の活動として、平成21年度も引き続き前橋市、周辺大学、県、前橋商工会議所等との連携を深め、本学の研究成果や講義を「まちなかキャンパス事業」において一般住民、医療関係者、学生を対象に無料で提供する。さらに「大学等連携ネットワーク推進会議（コンソーシアム）」の一員としての活動を強化していく。今後とも地域貢献活動において、本学の特色を生かした活動を企画・運営を行う必要がある。

#### （自己評価の概要）

企画運営委員会及び地域連携推進部会が中心となり、大学主催の「公開講座」、「出前なんでも講座」等の地域貢献活動を実施した。大学主催の公開講座については、参加者のアンケート結果等から一般県民や専門職者のニーズに対応したテーマを設定したところ、各講座への参加者数や実施後のアンケート結果等から満足度の高い結果が得られており、活動の成果が上がっていると判断された。さらに、「教員個人が実施する地域貢献活動」に関しては、各教員が職能団体等からの依頼を受けて、平成19年度の実績を上回る積極的な活動を展開しており、本学が地域貢献の役割を果たしていることが確認できた。

附属健康科学研究センター（仮称）設置準備委員会は平成20年度当初から前橋商工会議所と連携し、「まちなかキャンパス事業」を展開した。さらに、前橋市、周辺大学、県、前橋商工会議所等による「大学等連携ネットワーク推進会議（コンソーシアム）」の立ち上げに関わった。





## 13 財務について

### (1) 大学の資産及び債務の状況

現在、本学の有する主な資産（正確には県有財産であるが）は、平成17年4月の開学以来の資産である前橋市上沖町323番地1にある敷地40,739㎡及び建物13,669㎡（延床面積）並びに平成18年度に県衛生環境研究所から移管を受けた同研究所北側用地（前橋市上沖町378番地）2,977㎡であり、これを加えた本学敷地面積は43,716㎡となっている。

建物の主なものは、教育研究に供される鉄筋コンクリート造3階建の北棟及び西棟、附属図書館、大・中講義室のある鉄筋コンクリート造平屋建の南棟、体育館である。

附属図書館内には図書53,990冊、雑誌1,587種、視聴覚資料1,590タイトルが収められている。体育館以外のスポーツ施設としては、200mトラックを有する運動場、テニスコート2面がある。また、診療放射線学部関係の高額備品をはじめとして多くの教育研究用の設備・器具が設置されている。（平成21年3月31日現在）

本学施設に関しては、北棟は平成5年の建設から15年が経過し、所々に補修を要する箇所が生じているものの、これまでのところ大規模な改修を要するような不具合は生じていない。しかし、平成17年3月に新設された西棟に関しては、建設に際し、予算や工期の制約があったことなどから、使用開始早々から換気や防音、防寒等に関する不具合が生じており、毎年大規模な改修を行っている。

施設整備等に充てる予算は限られているが、良好な学習・研究環境の実現は本学にとって重要課題であることに加え、平成21年4月からの大学院修士課程の開設に向け、平成20年度には予算の効率的執行及び県庁主管課からの調整的予算を活用し、次のような整備・改修等を行った。

#### ①西棟空調工事

#### ②大学院開設準備に向けた改修工事

- ・南棟1階 中講義室間仕切り工事、ネットワーク増設工事、電話増設工事、ドア改修工事、ブラインド・カーテン工事
- ・北棟3階 31演習室フロアカーペット工事、水道撤去工事、空調工事、ブラインド・カーテン工事
- ・北棟3階 32・33演習室間仕切り撤去工事、空調工事、ブラインド・カーテン工事
- ・北棟3階 第3講義室OAフロア化工事、LAN配線工事、空調工事、ブラインド・カーテン工事

#### ③大学院開設準備に向けた備品整備

- ・院生室・演習室の机・椅子等設置
- ・院生室用パソコン・プリンター設置

#### ④図書館JOPAC導入

#### ⑤構内街路灯増設・照度アップ工事

#### ⑥デジタルエックス線撮影システム導入

#### ⑦学内LAN高速化・セキュリティ向上

なお、本学がその収入の中から償還することを義務づけられた債務は存在しない。

ただし、将来にわたっての債務負担として、情報通信システム機器使用料に係るものがあるが、単年度ごとに確実に償還及び支出を予算計上しているため、大学運営に過重な負担となるものではない。

(自己評価)

大学の敷地面積、建物の設置状況等から、本学はその教育研究活動を安定して遂行できる必要最小限度の資産は有しているといえるが、主要施設はそのほとんどが短期大学として建設されたものをそのまま継承している。そのため、4年制大学としての完成年度を迎えた平成20年度には、大講義室に学生全員(461人)を収容することができなくなり、全学生を対象とした説明会などにおいては、一部学生は別室に設置したテレビモニターを視聴することとなった。

今後、平成21年度には大学院が設置され、さらに学生数が増加することになるが、良好な教育・研究環境の下で活発な研究活動を展開していくために、施設整備に努める必要がある。

平成20年度においては、上述のように予算の効率的執行等を心掛け、施設及び設備の補修・整備、並びに書籍等の充実で一定の成果を上げたところであるが、かねてより懸案であるLL機器の更新などに関しては、実現に至っていない。充実した施設・設備整備のためには、県当局の理解を得て、より一層の予算配分を受けることが不可欠であり、本学としての説明力、説得力の向上も必要である。

## (2) 経常的収入の確保状況

平成20年度における本学の収入は、当初予算ベースで2億7,697万円であるが、その内訳としては、授業料、入学料などの学生及びその保護者に負担を求める「使用料・手数料収入」が2億7,688万円となっており、収入総額のほとんどを占めている。

(自己評価)

平成20年度当初予算でみると、収入2億7,697万円に対し、支出は1億2,515万円となっており、収入は支出の25%程度という状況である。本学の教育・研究活動を安定して遂行するための経常的収入としては、極めて厳しい現状にあるといわざるを得ない。特に、収入の大部分を占める授業料は、本学の条例(県条例)で独自に定めているものの、国立大学法人に準拠したものであり、この水準を超えて高く設定することは、公立(県立)大学という性格上極めて困難である。

一方、県の一般財源となる地方交付税は、本学の場合、学生1人当たり170万9千円(平成20年度の単価)が算定基礎となるため、これを平成20年4月1日現在の在籍学生数461人で計算すると7億8,784万円となる。特定財源ではないため、直ちに本学の収入とはならないが、これを収入とみなすと収入総額は10億6,482万円となり、支出総額の約95%をカバーしていることになる。県立大学として必要な経費は、設置者である県当局へ要求し、確保されているが、入学試験受験者の増加や、研究活動に関する外部資金獲得などの自助努力も必要である。

### (3) 収支計画の妥当性及び関係者への周知の状況

平成20年度中に行った平成21年度当初予算編成は、前年度同様、教職員間で予算経費に関するほとんどの情報の共有化を行った。これに基づき、各学部、各（合同）委員会、各領域、各教員などの単位で予算の積算を行い、各（合同）委員会、各学部教授会などにおけるディスカッション・修正作業を経て事務局がとりまとめのうえ、県当局に要求を行った。

（情報を共有化した予算科目）

- ①大学運営管理費（一般運営管理費、施設維持管理費、大学行事費、地域貢献活動費等）
- ②教務経費（学生募集費、入試実施費、教材費、教務事務費、実験実習費等）
- ③学生経費（学生生活支援費、学生健康管理費、就職指導費）
- ④教員経費（個人研究費、共同研究費）
- ⑤図書館運営費（図書館運営管理費、図書等購入費）

注：情報共有化の対象としなかった経費は、教職員の個人ごとの給与・手当等の明細のみであり、これは個人情報であることによる。

（自己評価）

平成18年度に予算の編成方法を大幅に改めてから3年目を迎え、この方式も関係者に定着した。具体的には、教職員間の情報共有化を徹底し、編成プロセスの透明化に努めた結果、すべての教職員が大学の財務内容を詳細に把握することが可能になり、教授会等における議論を経て予算編成を行うことができた。

また、こうした情報の共有化により、細分化された研究費では購入できない備品等についても、執行可能な予算の有効活用という観点から学部ごとに優先順位付けを行い、効率的な備品整備を行うことができた。

なお、機器の整備に関しては、従来から買取方式に基づく積算が多く、要求額が高額になり、予算が付きにくいという問題があったが、平成20年度は、高額なデジタルX線撮影システムを買取ではなくレンタル契約に切り替えた予算要求が認められ、年度後半から導入することができるなどの成果を挙げた。今後も、こうしたリースやレンタル方式を拡大していくこととしたい。

### (4) 支出超過の有無及びその程度

平成20年度予算で見ると、収入2億7,697万円に対し、支出は11億2,515万円で、収入は支出の約25%程度という状況であるが、(2)に記載のとおり、地方交付税を考慮すると約95%をカバーしていることとなる。

支出の内訳についてみると、人件費（教職員給与）が8億5,576万円と、全体の約76%を占めている。その他の支出としては、大学運営管理費（大学の維持管理費等）が1億1,668万円で約10%、教務経費（教材・実習費等）が6,631万円で約6%、教員研究費4,810万円で約4%となっている。



(自己評価)

特定財源としての授業料、入学料等は支出の約25%であり、残りの約75%を県から持ち出しているという状況にあるが、本学は県立大学であり、県の地方交付税の積算単価に学生1人当たり170万9千円が算入されているため、必要な経費が一般財源から組み入れられており、収支は均衡していると判断する。

#### (5) 教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対する資源配分の妥当性

本学に配分された予算のうち、研究費等(個人研究費、共同研究費、教材費、臨床実習消耗品費、備品費)については、企画運営委員会で調整の後、学部、領域、個人へと配分された。

このうち、個人研究費の予算執行方法は、平成18年度に大幅に改革したところであり、平成20年度も、基本的には平成18・19年度とほぼ同様の考え方で執行した。具体的には、年1回、事務局において各学部、各教員から調整協議を受け、学内で調整可能なものは学内で、また、そうでないものは、主管課である県健康福祉課へ予算流用申請を行い、ほぼ、申請どおりの流用許可を得たところである。

なお、平成20年度も共同研究費の執行に関し、研究者からの要望に柔軟に対応できるよう、他の共同研究費及び個人研究費との間で可能な限り節間(需用費、委託費、備品費など)の融通(研究者からの申し出により、事務局で調整)を行うという執行方法を導入し、さらなる効率的執行に努めた。

(自己評価)

各学部や領域、個人等へと配分された研究費等(個人研究費、共同研究費、教材費、臨床実習消耗品費、備品費)については、それぞれ需用費や委託費、備品費等に細分されているため、研究内容によっては使い勝手の悪いものもある。

そのため、予算執行に当たっては、基本的には各学部内で節間の調整を行い、調整しきれないものに関しては、学部間や事務局も交えての調整を行っている。それでもなお、調整がつかないものに関しては、県健康福祉課を通じての予算流用手続きを経て、必要とする予算を確保してきている。

こうした学内における調整は、研究活動の発展拡大に伴い、当初予定(予算配分)された費目の金額と異なる経費支出が必要となる実情に合致した措置であり、予算の効率的執行や、使いやすい研究費の実現に寄与し、研究費の未使用が大幅に減少するなど大きな成果を挙げている。

また、予算流用に関しては、県財務規則に定められた手続きを経て行われることになるが、この措置はあくまでも臨時、緊急的なものであるため、こうしたことが常態化することのないよう予算案作成の段階において工夫を心掛けるとともに、研究費等が企画運営委員会などの場の議論を経て配分される段階においても、各学部、各教員の研究活動状況を詳細に分析し、研究成果等の評価も踏まえた配分に努めた。

大学の施設・設備については(1)の自己評価のとおり4年制大学としての観点からみると多くの問題を抱えており、加えて、平成21年度に設置される大学院も視野に入れ、

より一層の整備が必要である。

## (6) 財務諸表等の作成及び公表の状況

大学の財務会計は、官庁会計方式による単式簿記で行われており、複式簿記を採用していない。したがって、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表などの財務諸表は作成・公表していない。

しかし、本学の歳入歳出予算は、県の予算編成過程を経て編成され、県議会においても議決されている。決算についても県議会における審査、議決により認定されている。また、予算編成等の方針は学外委員も参加する大学評議会で審議しており、予算概要も報告している。

なお、本学を含む県関係の予算は公表され、県のホームページに掲載されている。

(自己評価)

財務諸表は作成公表していないが、これは、大学の会計方式が県の財務会計方式に拠っていることに起因する。

本学の歳入歳出予算等は県議会で審議、議決された後、公表されており、適切に編成され、公表されていると判断される。

## (7) 財務に対する会計監査等の実施状況

平成20年度の大学の財務会計に対する検査・監査は2回実施された。すなわち、①県の監査委員事務局職員による事務監査（平成20年12月4日実施）、②監査委員（真下委員・横田委員）による監査（平成21年2月3日実施）である。

これらの検査・監査は県財務規則及び地方自治法の規定に基づき実施されたものである。

(自己評価)

大学の財務会計に対しては、法的根拠に基づいた検査・監査が2回実施され、適正に処理されたと判断できる。

なお、監査委員による監査に関しては、「適正に執行されたものと認められた」との評価を受けた。

表13-1 平成20年度 歳入・歳出予算額（当初予算ベース）（単位：千円）

区 分	項 目	金 額
歳 出	教 職 員 給 与	855,760
	運 営 管 理	116,678
	教 務 経 費	66,306
	学 生 経 費	6,835
	教 員 研 究 費	48,100
	図 書 館 運 営	12,762
	大 学 院 設 置 準 備	18,706
	合 計	1,125,147

歳入	使用料・手数料	276,888
	寄付金	0
	諸収入	91
	合計	276,979

## (8) 大学院設置に向けた取り組み

平成21年4月の大学院開設に向け、平成20年度は、設置認可申請、大学院紹介パンフレット作成、条例をはじめとする関連諸規程の改正又は制定、入学試験の実施、施設の改修などを行った。

具体的には、平成20年5月末日が期限となっている大学院設置認可申請書の提出に向け、学内における協議・検討、文部科学省担当官との事前協議、設置者である県当局等との協議を行い、大学院設置認可申請書案を作成した。当該案は、5月15日に開催した大学評議会において承認され、その後、設置者である知事の決裁を受け、5月28日に文部科学大臣に提出した。

その後、文部科学省の大学設置・学校法人審議会における審査を経て、平成20年10月31日付けで、看護学研究科看護学専攻8人、診療放射線学研究科診療放射線学専攻3人、修学年限2年の大学院修士課程を、平成21年4月1日付けで設置することが認可された。

これを受け、群馬県立県民健康科学大学条例に、新たに大学院関連の条項を盛り込んだ条例改正案を12月定例県議会に提出し、県議会における審議を経て、平成20年12月19日に全会一致で議決され、12月26日付けで公布された。また、県民健康科学大学学則の改正や、同大学院学則の制定など、大学院関連の各種規程の改正・制定作業も平成21年3月までに完了した。

これと並行して、大学院の入学試験の準備及び大学院生の受け入れに向けた施設整備等を行い、平成21年2月28日に入学試験を実施、3月9日付けで定員どおり11名の合格者を発表した。同時に、院生室や演習室の整備なども3月までに完成した。

### (自己評価)

大学院開設準備は、平成20年度における本学の最大の課題であったが、学内に設置した大学院開設準備委員会を中心に、全学を上げて取り組んだ結果、設置認可、各種関連規程整備、学生募集、入学試験実施、関連施設整備等を期限までにすべて完了することができた。

なお、施設面では、既存の建物の改修によりスタートすることとなったため、今後、より充実した環境整備に努める必要がある。

## (9) まとめ

### (優れた点)

- ・平成18年度から導入した新たな予算編成の方法が定着し、教職員が情報を共有しながら、透明性の高い活発な議論を経て平成21年度当初予算編成を行うことができた。

た。

- ・研究費等において、費目間の調整や流用を行ったことにより、効率的な予算執行が実現した。
- ・予算の効率的執行で生み出した原資を使い、各種の施設設備の整備や書籍の購入等を行うことができた。
- ・大学院開設準備に際しては、学内に設置した大学院開設準備委員会の下に、実働組織としての総務部会及び広報・入試部会を設置して協議、検討を行った結果、課題解決に迅速かつ機動的に対応することができた。

#### (改善を要する点)

- ・施設設備面に関しては、現状は、学生の規模（平成22年度の大学院修士課程完成時で約490名）から見ると十分であるとは言えない状況である。そのため、引き続き、その充実に向けて取り組む必要がある。
- ・競争的研究資金の獲得などを通じ、研究費とともに、その間接経費の増額に努め、研究環境の整備を中心とした大学運営費として活用することが望まれる。
- ・大学として、教育研究費や施設整備費などの必要な経費を確保するため、県予算の要求に際しては、より一層、説明力の向上、要求方法の多様化に努める必要がある。
- ・大学全体として、予算執行が下半期に集中する傾向があることから、予算の効率的執行及び経理担当職員の負担の平準化を図るため、上半期に執行可能なものは、極力上半期に行うことが望まれる。

#### (自己評価の概要)

大学の財務に関しては、適正な予算編成、配分、執行、決算、財産管理、監査、公表が行われている。

平成20年度は、平成18・19年度に続き、予算の編成や執行の方法を工夫し、共有化された情報に基づく教職員一体となった予算編成を実現した。また、予算の調整や流用により、効率的な研究費等の執行を行うことができた。

なお、歳入面では、支出に見合う収入が少ないという問題があり、県財政も厳しい状況にあることから、本学独自の増収策として、競争的研究資金等への積極的な応募、企業や教育機関等からの研究受託、積極的な広報活動による本学受験生の増加等に取り組む必要がある。

## 14 管理運営について

### (1) 管理運営組織及び事務組織の規模・機能の妥当性と必要な職員の配置状況

本学の管理運営組織は、学長を最高責任者として、学部長、附属図書館長、事務局長、管理部長、事務局次長を管理・監督者として構成している。本学の運営に関する重要事項を審議するために評議会を置き、その構成は学長、各学部長、附属図書館長、各学部評議員（学則第10条第2項第4に規定する評議員各2名）、事務局長、学外者6名（学外有識者が知事が委嘱する者5名、県の職員のうちから知事が任命する者1名）からなる評議員である。大学全体の運営に関する事項は学部合同会議で審議され、その構成は学内評議員である。学部合同会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入試委員会、合同学生委員会、合同FD委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関として学部教授会がある。教授会の構成は、教授、准教授、専任講師である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会を設置している。各委員会には担当する事務局職員が配置されている。

なお、平成21年4月からの大学院修士課程の開設に向け、大学院における管理運営組織の整備を行った。

（自己評価）

評議会、学部合同会議の下には全学委員会があり、大学全体の管理運営に関与し、学部教授会の下には学部委員会があり学部の管理運営に関与している。

以上のことから、本学の管理運営のための組織は適切な構造並びに機能を有し、必要な職員が配置されている。

なお、平成21年4月から大学院修士課程が開設されるが、その管理運営組織を整備するための学則や規程の整備ももれなく行われた。

### (2) 大学の目的達成に関する意思決定の状況

本学の意思決定は、全学的重要事項については、評議会および学部合同会議で審議し、決定する。学部における重要事項は教授会で審議し、決定する。全学委員会は検討事項を学部合同会議に報告し、学部委員会は検討事項を教授会に報告し、円滑な意思決定を図っている。

（自己評価）

評議会は年1～3回、学部合同会議、学部教授会は原則として月1回開催され、定期的に重要事項の意思が決定されている。これら会議及び委員会活動には事務局職員が参加し、連携をとっている。

以上のことから、効果的な意思決定を行える組織形態となっている。

### (3) 学生、教員、事務職員、学外関係者等のニーズ把握の状況及び管理運営への反映状況

学生からの意見、要望等は毎年実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの分野から様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会で取りまとめ、大学事務局、各学部、及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対しての回答、要望事項への改善などの措置及び対応不可能な要望への理由等をまとめて年度末に学生に提示している。教員のニーズに関しては教授会や各委員会で意見が反映できる体制にある。事務職員については事務局連絡会議等でニーズを把握している。学外有識者の意見は評議会で反映され、また地域からの要望は、毎年定期的に開催している本学所在地区の自治会長、公民館長との地域懇談会をとおして反映されている。

(自己評価)

学生、教員、事務職員のニーズを把握する体制は整備されている。

### (4) 管理運営組織及び事務組織の職員の資質向上に資する研修等に対する組織的取組状況

教職員は公立大学協会や県の研修会等に組織的に参加している。

表14-1 20年度県職員研修概要

区 分	研 修 名
ア 分権推進基礎研修	自治セミナー
イ 政策形成能力向上研修	法制執務、政策法務、政策形成等
ウ 組織経営能力等向上研修	コミュニケーション、折衝・交渉力向上等
エ 自己開発支援研修	自己開発支援、メンタルヘルス、憲法等

公立大学協会による研修例

- ・FDミニセミナー
- ・SDセミナー
- ・公立大学法人会計セミナー
- ・リスクマネジメントセミナー 等

(自己評価)

教職員は公立大学協会や県の研修会等に積極的に参加し、資質向上に組織的に取り組んでいる。

### (5) 明確な管理運営に関する方針の策定状況及びその方針に基づく学内の諸規程の整備状況（管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定

### や方針、及び各構成員の責務と権限の明確な記載等)

大学の管理運営に関する方針は「群馬県立県民健康科学大学設置条例」及び「群馬県立県民健康科学大学学則」に明確に定められている。この条例及び学則を前提として、

- (1) 大学の組織（評議会、学部合同会議、合同委員会、学部教授会、学部委員会、学生健康相談室等）
- (2) 人事（学長選考、学部長選考、附属図書館長選考、教員選考、教員任期等）
- (3) 服務（学外研修、兼業許可、休憩・休息时间）
- (4) 教務（履修及び評価、再入学、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生等）
- (5) 学生支援（職業紹介、学生生活、授業料減免・猶予、セクハラ、アカハラ等）
- (6) 施設（施設管理、附属図書館利用、防火管理、情報ネットワーク利用等）
- (7) その他（GPA、学年・グループ担任、キャリア形成支援等）

の7つの大項目に関しそれぞれ必要な規程、要綱、要領が定められており、これらの学内諸規範に則り大学の管理運営が円滑に行われている。

(自己評価)

群馬県条例及び本学学則において、本学の設置目的や本学の管理運営に関する方針や業務分掌が明確に規定されている。なお、本学の諸々の規程・要綱・要領により大学の管理運営が円滑に行われている。

### (6) 大学の目的、計画、活動状況に関するデータ・情報の蓄積状況及び大学の構成員によるアクセスシステムの整備・運営状況

評議会、学部合同会議、学部教授会、各委員会の議事録は、ファイルとして事務局が保管し、必要に応じて教職員が閲覧できるようになっている。

(自己評価)

全教職員が必要に応じて議事録を閲覧でき、活動状況等情報の共有が可能な体制にある。

### (7) 大学の諸活動の総合的な状況に関する自己点検・評価（根拠となる資料やデータ等に基づく現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制の整備・運営状況

本学では自己点検・評価を実施する組織として、学部合同会議の下に自己評価委員会を設置している。委員会の構成は学長を委員長とし、学部長、附属図書館長、各委員会の委員長からなる。平成20年度に関しては、大幅な教員の入れ替わりが確実であったことから、平成21年3月19日までに自己点検・評価活動実績を事務局に提出することとなった。

(自己評価)

大学完成年度に際し、可及的速やかに自己点検・評価報告書が上梓出来るよう態勢を整えた。

## (8) 自己点検評価の結果の大学内及び社会への公開状況

自己点検評価報告書は関係機関への配布及び大学ホームページ上での公開を予定している。

(自己評価)

平成21年度中に公開予定である。

## (9) 自己点検評価の結果の外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証体制の整備・実施状況

学外評議員によって検証される体制にある。

(自己評価)

現在の状況は十分な検証体制とは言えないので、今後その方法や体制について検討する必要がある。

## (10) 自己点検評価の結果のフィードバックシステムの整備・実施（大学の目的達成のための改善への寄与）状況

評価結果のフィードバックは各委員会による組織的な改善対策と教員個々による対応があるが、検討中である。

(自己評価)

平成21年度の検討事項である。

## (11) 学長選考の状況

杉森みど里学長の任期満了に伴う学長選考が行われ、シカゴ大学教授土井邦雄氏が唯一推薦された。教員による意向投票結果を参考に平成20年12月22日に評議員による信任投票が行われ、土井邦雄氏が第2代学長（予定者）として信任された。

## (12) まとめ

(優れた点)

- ・全学の組織として評議会、学部合同会議があり、学部に独立した教授会があることで、大学としてのまとまりを保ちつつ、学部の独自性を堅持した大学運営システムとなっている。
- ・大学院修士課程開設に向けた管理運営組織に関する準備も、滞りなく完了した。

(改善を要する点)

- ・自己点検評価結果の大学として組織的なフィードバックシステムの構築が急務である。

(自己評価の概要)

大学の規模に対して、委員会組織が複雑であり、教員及び事務局職員が多くの委員会に



関わることになり負担となっている。委員会組織の見直しにより簡素化することが必要である。

図14-1 県民健康科学大学の主な委員会

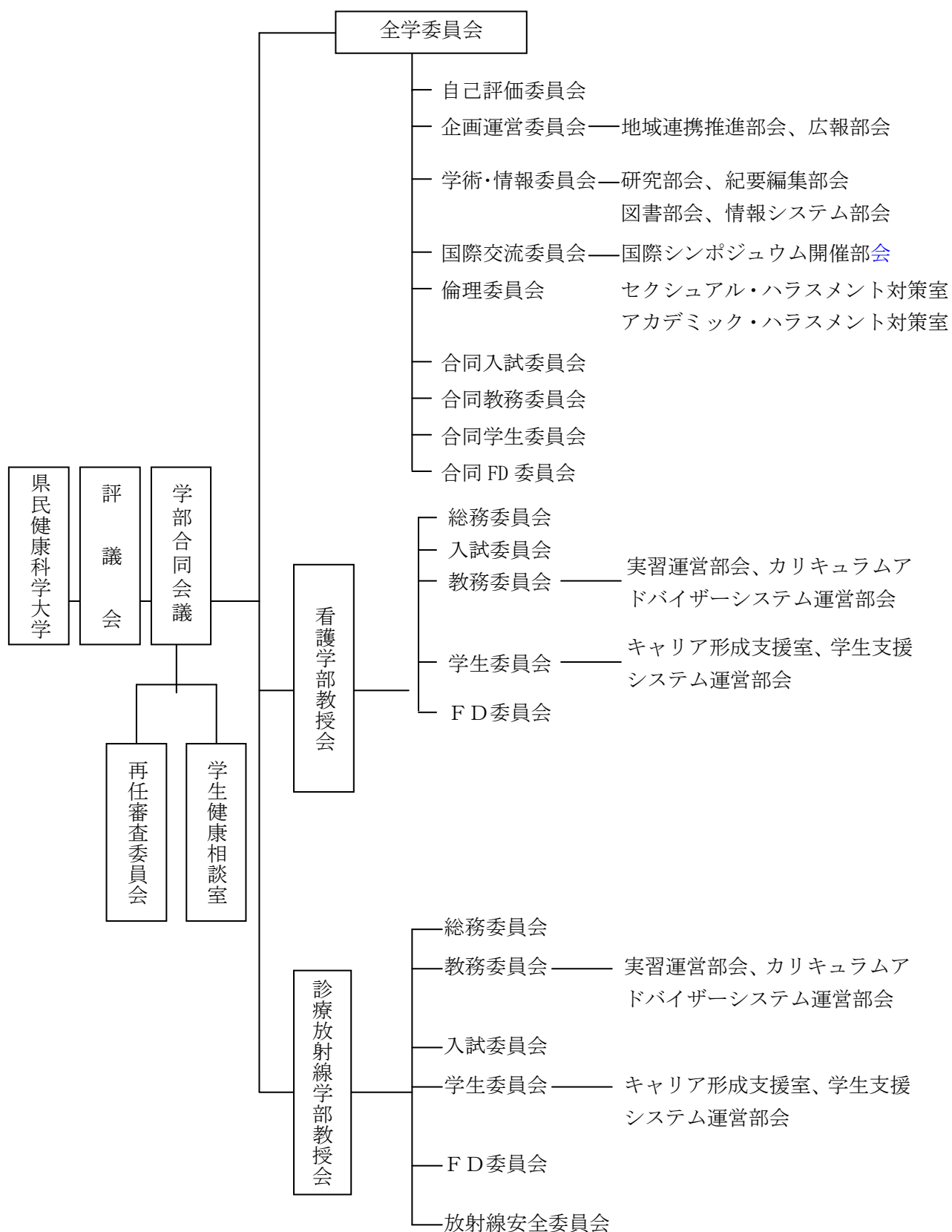
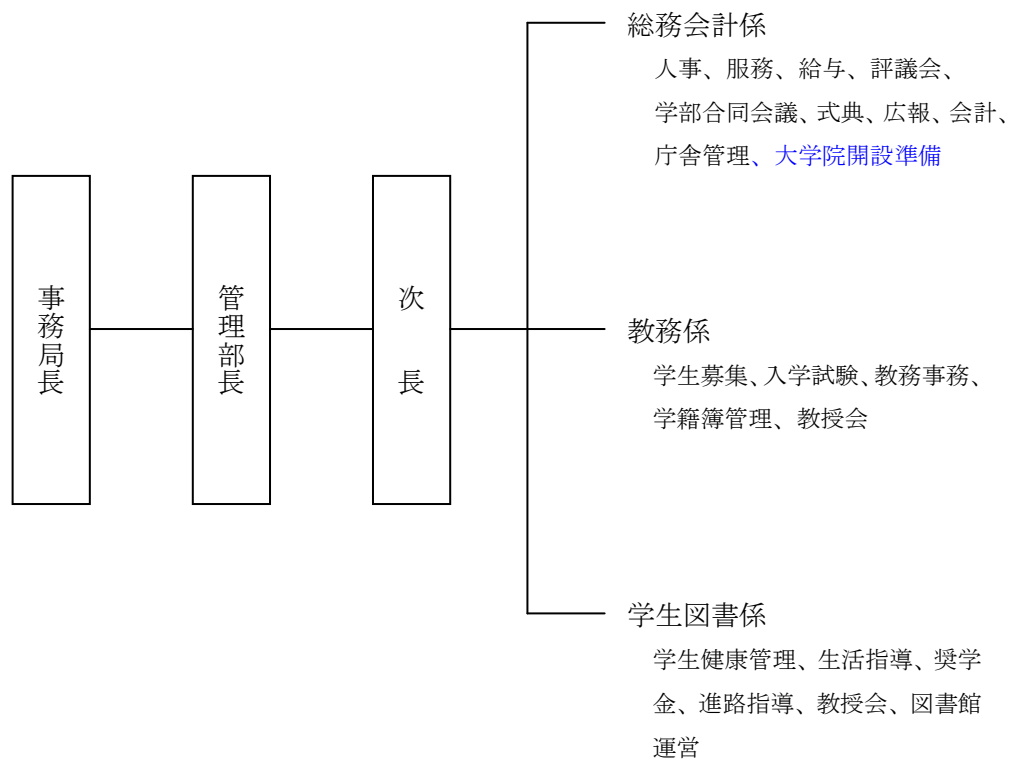


図 1 4 - 2 県民健康科学大学の事務組織



## 15 情報公開について

### (1) 大学の目的、教育研究活動の成果等の情報公開のための運営組織及び管理体制の整備・運営状況

大学の目的、教育研究活動の成果等の情報は、企画運営委員会、学術情報委員会、合同入試委員会等の委員会組織によって管理・運営されている。

大学の目的、教育研究活動の成果等の情報は、大学案内パンフレット、大学紀要、自己点検・評価報告書、公開講座、オープンキャンパス等で広く公開している。また、大学ホームページでも公開している。

(自己評価)

大学の目的、教育研究活動の成果等の公表に関する実務は、企画運営委員会の下部組織の地域連携推進部会と広報部会、学術情報委員会の下部組織の紀要編集部会と情報システム部会によって行われている。また、入試情報の中でも、大学の目的なども公表しており、入試委員会がその実務を担当している。

現在、企画運営委員会、自己評価委員会、学術情報委員会、入試委員会とその下部組織である地域連携推進部会、広報部会、自己評価報告書作成部会、紀要編集部会、情報システム部会などがそれぞれの立場で実務を行っているが、系統立てた連携が特に重要である。また、パンフレット、大学紀要、報告書、印刷冊子の配布を通じてその成果を公開しているが、併せて同様の内容を大学のホームページに公開している。さらに、即時性を必要とする情報公開は、大学ホームページによって発信しているが、ホームページ作成には、作業に特殊な技術を要し、学内情報ネットワークの運営管理と密接に関係しているため、情報システム部会が行っている。各委員会、部会等から依頼された情報をホームページとして公開する過程では、原稿の作成、掲載依頼、ホームページデータへの加工、内容の確認、公開の承認、サーバーへの登録等を関係する委員会、部会により複雑なステップを経て行っている。したがって、ホームページによる情報公開は、企画運営委員会と学術情報委員会、入試委員会等の管理の下で、広報部会と情報システム部会などが連携して推進する必要がある。

### (2) 個人情報保護及び情報開示に関する規程等の整備状況

大学独自の個人情報保護及び情報開示に関する規程は整備しておらず、県の条例・規程等に準拠している。また、ホームページによる情報公開については、群馬県立県民健康科学大学学内情報ネットワーク利用規程により、公開可能な情報を規定し、不適切な情報公開を制限している。

(自己評価)

情報公開を行うにあたっての、大学独自の個人情報保護及び情報開示に関する規定等は整備されていないが、当面は県の条例・規程に準拠し高等教育機関独自の規程の必要性の

有無について推移をみている。即時性等の観点からホームページによる情報公開が増加しており、公開については学術情報委員会による管理がされている。

### (3) まとめ

#### (優れた点)

大学の目的、教育研究成果に関する情報は、大学パンフレット、大学紀要、自己点検・評価報告書、公開講座年間計画一覧表、地域貢献活動報告書、入試情報などの印刷冊子を作成、関係団体あてに発送し広く公開している。併せて大学ホームページにおいても公開している。また、公開講座や大学の主催する行事等の様々な機会を捉えて適切に学内外に発信している。

#### (改善を要する点)

平成19年度の自己点検評価において、改善を要する点として、大学ホームページの管理・運営体制の整備を掲げた。視覚障害や色覚障害者、高齢者など様々な利用者に配慮したユーザビリティ、アクセシビリティなどに対応したホームページ管理システム（CMS:コンテンツ・マネージメント・システム）の導入に向け予算要求を行ったが、実現には至らなかった。平成21年度においても、管理・運営体制の見直し、新システムの構築を検討することが必要である。特に地方公共団体が発信するホームページについては、総務省において「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」等で検討されるなど、早急な対応が必要である。

平成19年度自己点検評価において、改善を要する点として個人情報保護に関する体制の整備、プライバシーポリシーに関する検討が掲げられていたが、担当委員会、部会等の調整が進まず、整備に至らなかった。引きつづき、個人情報保護体制の検討、プライバシーポリシー等について検討する必要がある。

情報に係る委員会等の組織は多岐にわたるため、各委員会間の連携と情報共有を明確にし、大学運営や将来構想を踏まえた学術情報システムの整備と情報公開に係る指針の策定が必要である。

#### (自己評価の概要)

大学の目的、教育研究成果に関する情報は、印刷冊子の発行や大学ホームページ、大学で開催する行事等、様々な機会を捉えて適切に学内外に発信している。委員会間の連携と情報共有の強化、大学ホームページの管理・運営体制及び個人情報保護や情報発信に関する指針や体制を強化する必要がある。

## 16 倫理について

### (1) 倫理に関する状況

倫理委員会は、研究倫理審査とハラスメント（セクシュアル・アカデミック）の防止と対策に関する全学委員会である。教育・研究上の倫理に関する審査、人権侵害やハラスメント及びその他の倫理的問題に関することを審議事項としている。

規程の改正について、動物研究に関するものが文部科学省の指針に従い平成19年度から本委員会から切り離された。また、「疫学的研究に関する倫理指針の改正（厚生労働省：19年8月）」を受けて、研究倫理審査委員会は学長からの諮問を受けて研究倫理に関する審査を行い結果の答申をする旨、規程改正を行った。

研究倫理審査について、平成20年度は本学の完成年度にあたり、両学部4年生は診療放射線技術学研究（通年）と看護学研究Ⅰ、Ⅱ（後期セメスター）が始まる。学生からの研究倫理審査申請が短期間に多数集中することが予想された。そこで研究倫理審査委員会の負担を軽減するための対策の検討を行い、学生研究迅速審査制度を設け、対応することとした。学生研究迅速審査は、学部内倫理審査教員3名（研究倫理審査委員1名以上を含む）を任命し、あらかじめ申請書類及び研究計画書の不備や倫理的配慮、同意を得る方法、インフォームド・コンセントを受ける手続と取得状況等について確認と審査を行い、研究倫理審査委員会が最終確認を行うこととした。

「臨床研究に関する倫理指針の改正等（厚生労働省：平成20年8月）」に当り、全教員に指針の改正の周知を図ると共に倫理委員会として必要な対応を検討しているところである。

ハラスメント防止対策について、ハラスメント（セクシュアル・アカデミック）の防止に関する指針と規程をホームページ（学内・学外向け）に掲載すると共に教職員・学生にパンフレットの配布及び学内にポスター掲示を行い周知に取り組んだ。また、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント対策室を設け、いつでもどこからでも相談できるようにメールでの相談も受けている。また、ハラスメントを防止するために新たに「キャンパス・ハラスメントを防止するために」を作成した。新しいパンフレットは平成21年度学生オリエンテーションより配布を予定している。

（自己評価）

学生研究迅速審査について、この対象となる診療放射線技術学研究は通年科目であり研究審査申請件数（12件）は分散され、研究倫理審査委員会の負担軽減という当初の目的を果たせたと考える。しかし、看護学研究Ⅰ・看護学研究Ⅱ（EBP）は、後期セメスターから始まり研究倫理審査申請件数（61件）が短期間に集中したため負担が大きい。

ハラスメントを防止について、キャンパス・ハラスメントの周知を図り意識を高めていくこと、対策室員に外部の専門家を加えて対応していくことが必要と考える。

### (2) 研究倫理審査の状況

研究倫理審査委員会は、毎月第2週に開催し、迅速審査の要請があれば対応をしている。学生研究迅速審査申請が集中した11、12月は月2回の倫理審査委員会を開き対応した。

審査申請書の締め切りは毎月末とし、提出窓口は倫理委員会庶務係である。提出された申請書や資料の写しは速やかに研究倫理審査委員に配布される。研究倫理審査委員は、配布された申請書や資料をあらかじめ検討することになっている。

平成20年度の研究倫理審査件数は、教員からの申請が13件あり、診療放射線学部の申請が増加した。学生研究迅速審査は、診療放射線学部12件、看護学部61件であった(表16-1)。審査結果の内訳は、承認11件、非該当1件、取り下げ1件であった。また学生研究迅速審査は全部承認された。

研究倫理審査委員会から研究者の責務等の指摘や改善を求めた主な事例は以下の通りである。

- ・ 研究計画書の記載が不十分である。
- ・ 被験者に同意を得る説明方法や内容について具体的に記載すること。
- ・ 対象者の選抜方法について具体的に研究計画書に明記すること。
- ・ 調査対象者の選定方法と同意の確認方法を具体的に明記する。また、研究者と調査対象者の間に力関係が生じないための十分な配慮をおこなうこと。
- ・ 対象者の範囲と収集するデータを明確にする。観察研究ではあるが対象者の人数から判断すると同意を書面(同意書)で得るべきであること。
- ・ 対象者への説明の中に協力しないことによる不利益が生じないことを明記すること。
- ・ 研究計画書に定めた保存期間を過ぎた資料の廃棄方法を具体的に明記すること。
- ・ 匿名化した資料の提供を受けるとあるが資料の提供時点で匿名化がなされていることを明記すること。また、資料の使用にあたり施設長又は管理者の使用許可証等を添付すること。

(自己評価)

研究倫理審査も4年目を迎え、研究倫理審査を経験した教員も多く、申請書や資料等の不備も減少し研究倫理審査に対する認識は深まっていると考える。

学生研究迅速審査の運用では、看護学部の該当科目が後期セメスターから始まるため、短期間に集中し審査期間も限られる。また、この時期は臨床実習や学外実験等の指導で教員の不在が多く、研究倫理審査委員会の開催も難しいことから前期セメスターから始める等の対策が必要である。

### (3) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの状況

平成20年度の対策室への相談件数は1件であった(表16-2)。対策室では直ちに相談者から聞き取り調査を行った。全教員に事例を紹介して注意と配慮を促すことで解決できると判断して「授業等における学生指導について(報告とお願い)」を配布し注意喚起を行った。

(自己評価)

セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの対策室を設け対応している。対策室の相談方法等はある程度の想定の下に構築したが、今回、実際に対応していく中で事実関係の確認や対応手順等に難しい問題があった。今後、種々の事例に経験豊かな学外の専門家を加えるなどの対策室の整備が必要と考える。

表 1 6 - 1 研究倫理審査申請件数

	看護学部	診療放射線学部	合 計
17 年度件数	5 件（動物実験・研究倫理 1 件）	1 件	6 件
18 年度件数	6 件	1 件	7 件
19 年度件数	10 件	1 件	11 件
20 年度件数	10 件 ※学生研究迅速審査（61 件）	3 件 ※（12 件）	13 件 ※（73 件）

表 1 6 - 2 ハラスメント対策室相談件数

	アカデミック・ハラスメント対策室	セクシュアル・ハラスメント対策室
17 年度	0 件	0 件
18 年度	0 件	0 件
19 年度	0 件	0 件
20 年度	1 件	0 件

#### （４）まとめ

##### （優れた点）

- ・学生研究迅速審査は、学生にとって倫理関係の開講科目の実践としてよい機会と言える。

##### （改善を要する点）

- ・研究倫理審査委員は、外部委員を加えて広い分野からの意見を取り入れる組織が必要と考える。
- ・学生研究倫理審査申請に対して迅速審査で対応したが、後期セメスターから始まる看護学部学生からの申請が短期間に集中し審査期間も限られた。また、この時期は教員が臨床実習・学外実験等の指導と重なり、委員会開催が時間外になるなど負担が大きいため、該当科目を前期セメスターから始めるなどの対策が必要である。
- ・研究倫理における指針（臨床研究に関する倫理指針の改正：厚生労働省）の見直しに伴い、臨床研究者に対する講習会や勉強会の実施、倫理審査委員会の開催状況報告等の対応を整える必要がある。
- ・ハラスメント対策について、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントの対策室を設けている。大学院の開学や相談件数の増加及び複雑化に対応するためには、学外から専門家を加えた体制を整える必要がある。

##### （自己評価の概要）

疫学的研究や臨床研究の倫理指針の見直しに伴い、本学の研究倫理規程等の改訂を行い



対応してきた。

研究倫理審査について、教員からの申請は診療放射線学部からの件数が増加した。また、学生研究に対して学生研究迅速審査システムを作り対応したが、審査申請が短期集中し研究倫理審査委員会の負担は非常に大きく申請の分散化の対策が必要である。

- ・研究倫理審査委員会は、多くの申請を積み重ねることが倫理審査の質の向上に必要と考える。また、将来的には学外審査委員を加えていくことが必要と考える。
- ・ハラスメント対策について、周知徹底と防止の取組を推進していくこと。対策室は相談事例ごとに対応が異なることから、より専門的な知識が必要と考える。外部から専門家を加えた組織の検討を進めて行く必要がある。

## 17 動物実験について

### (1) 規程の策定、委員会の設置等の状況

平成18年5月文部科学省研究振興局ライフサイエンス課から「研究機関における動物実験に関する基本指針について」の最終報告書が出された。この指針に基づいて、平成19年度群馬県立県民健康科学大学動物実験規程を策定し、本学における動物実験の計画から実施、最終処分までの全行程を制御する体制をとった。この規程に基づき、動物実験委員会を設置し、

① 生体機能測定室が飼養保管施設として認可された。

② 基礎実験室を動物実験実施期間限定で動物実験室として使用することが認可された。

平成20年度も動物実験委員会による動物実験実施申請に対する審査が行われ下記実験について認可された。

### (2) 平成20年度内に実施した動物実験の状況

#### ①抗体産生細胞の観察

研究目的：授業科目「環境と健康」各論IV（病原体と免疫）の実験において免疫マウス脾臓中の抗体産生細胞をブランク法で観察。

動物実験実施者：看護学部・教授・脇 誠治

実験期間：平成20年10月30日～平成20年11月28日

使用する動物：マウス（系統；Slc:ICR 4週齢 雌20匹）

実験動物に対する具体的な実験処置の方法：①マウス腹腔内に羊赤血球を投与

②1週間後マウスをエーテル過麻酔で屠殺 ③脾臓細胞を採取

動物実験の種類：教育・訓練（細胞採取までを動物実験実施者が行い、学生は細胞を使用して実験を行った。）

動物実験を必要とする理由：代替手段を検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。

想定される実験動物の苦痛のカテゴリー：脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間）を伴う実験

動物実験の苦痛軽減方法：麻酔薬としてジエチルエーテルを使用した。

実験動物の処分方法：医療廃棄物として専門業者に焼却処分を依頼した。

実施状況：①動物実験計画承認申請と承認 ②実験の実施 ③動物実験結果の報告

## ②マラリア感染マウスの観察

研究目的：授業科目「環境と健康」各論IV（病原体と免疫）の実験においてマラリア感染マウスの原虫血症と臓器の病理変化を観察。

動物実験実施者：看護学部・教授・脇 誠治

看護学部・1学年科目履修者83名

診療放射線学部・1学年科目履修者36名

教育訓練：実験実施者には実験開始前に「動物の愛護及び管理に関する法律」等の法令、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等の基準及び本学動物実験規程について資料を配布して説明した。実験については動物実験方法、安全確保及び適切な動物実験の実施についての説明、指導を行いながら実験を進めた。

実験期間：平成20年12月19日～平成21年1月22日

使用した動物：マウス（系統；Slc:ICR 5週齢 雌90匹）

実験動物に対する具体的な実験処置の方法：①マウス腹腔内にマラリア原虫を接種 ②3週間後マウス尾静脈より採血、標本作製、観察 ③マウスを炭酸ガス吸入で屠殺（一部頸椎脱臼） ④解剖し臓器の病理変化を観察

動物実験の種類：教育・訓練

動物実験を必要とする理由：代替手段を検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。

想定される実験動物の苦痛のカテゴリー：脊椎動物を用い、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み（短時間）を伴う実験

動物実験の苦痛軽減方法：炭酸ガスの吸入によった。また一部では軽微な苦痛の範囲内なので特に措置を講じなかった。

実験動物の処分方法：医療廃棄物として専門業者に焼却処分を依頼した。

実施状況：①動物実験計画承認申請と承認 ②実験の実施 ③動物実験結果の報告

（自己評価）

動物実験等に関する3R (Refinement, Replacement, Reduction)原則に基づいて動物実験が適正に行えた。学生による授業評価から学生が動物実験の適正実施を理解し、また動物実験を通して講義での免疫学の理解が深まったことが窺えた。

## （3）まとめ

（優れた点）

文部科学省からの動物実験に関する基本指針に基づいた動物実験実施のための体制がとれた。さらに、この体制下で動物実験を適正に実施することができた。

（改善を要する点）

現時点においては、教育課程の中に動物実験を含めることは教育上効果のあることで、代替の手段はないと考えている。しかし、3R原則に基づいて動物実験の必要性について年度毎に再検討すべきである。

(自己評価の概要)

文部科学省による動物実験に関する基本指針に基づいて、

- (1) 動物実験等の施設及び設備の点検と認可
- (2) 動物実験計画の立案と許可認可
- (3) 実験動物の適正な飼養及び保管
- (4) 教育訓練の実施
- (5) 動物実験の適正な実施
- (6) 動物実験結果の報告
- (7) 自己点検評価
- (8) 情報公開（本報告書）

を行った。

## 18 研究用微生物の安全管理について

### (1) バイオセーフティ委員会の活動状況

バイオセーフティ委員会は、レベル1の微生物を用いた実験の授業を実施するための「基礎実験室」、「生体機能測定室」指定許可申請について持ち回り審議を行なった。その結果、許可が相応として学長に答申し、承認を得た。平成20年度は、レベル2以上の病原微生物の実験許可申請並びに微生物実験室指定許可申請はなかった。

(自己評価)

レベル1の微生物の取扱についても、委員会として実験室指定の申請を受け、実施状況を確認することで、学内における安全管理の意識を維持することができた。

### (2) 安全管理の状況

本学において取り扱う微生物の安全管理基準は「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル」に従って分類しているが、平成19年度と同様、平成20年度は微生物実験許可申請を必要とするレベル2以上の微生物の保管及び取扱はなかった。

(自己評価)

昨年度に引き続き、本学でのレベル2以上の病原微生物の取扱のないことが確認された。

### (3) 微生物取扱の状況

授業科目「環境と健康」各論・(病原体と免疫)の実験においてレベル1の微生物(非病原性大腸菌及びローデントマラリア原虫)が使用された。また、同実験に用いられた黄色ブドウ球菌及び緑膿菌は、健康人の皮膚等から選択培地を用いて分離した未同定菌のためバイオセーフティ対象外の扱いとされた。

レベル1の微生物を取り扱うために、基礎実験室を実験期間に限って微生物実験室指定が許可され、当該実験室入口扉に微生物実験室と表示された。

実験終了後は微生物を使用した全ての器具、培地等は滅菌等の処理後、感染性廃棄物として専門業者により焼却処分が行われた。

(自己評価)

平成17年度より授業科目の中で、学生による微生物実験が実施されてきたが、平成20年度まで安全管理体制の下で実施され、教育効果も高まった。

#### (4) まとめ

##### (優れた点)

学術審議会による研究用微生物安全管理マニュアルに基づき、平成20年度も微生物の安全管理体制がとれていることが確認された。授業における微生物実験が、この安全管理体制下で適正に実施されていることが確認できた。

##### (改善を要する点)

レベル1の微生物を扱う限り、現在の施設・設備で問題はない。しかし、平成21年度の大学院の開設を控え、近い将来、レベル2以上の微生物を取扱う可能性もある。施設・設備を含めた安全管理体制の見直しが必要である。

##### (自己評価の概要)

バイオセーフティ委員会による微生物の安全管理体制のもとに、授業として行なわれた学生による微生物実験は適正に実施できた。

## 19 危険物の安全取扱について

### (1) 規程の策定、委員会の設置等の準備状況

平成19年度に危険物取扱委員会が設置された。危険物取扱に関する規程策定のための準備として、関連する各種法令を整理し、検討した。その結果、大学において危険物等の保管・取扱を行う場合、下記の法令が関係することが明らかになった。

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
- 二 薬事法（昭和35年法律第145号）第44条に規定する毒薬及び劇薬
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号及び第6号に規定する麻薬及び向精神薬
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
- 五 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項及び第17条に規定する有害物質

さらに、本学における危険物の保管状況を把握するために教員アンケート調査及び実地調査を実施した。その結果、本学における消防法に規定される危険物の保有状況は指定数量以下であることが確認された。これを受けて本学の規程は「群馬県化学物質環境安全管理指針」に準拠することが適当であるとの結論を得た。

（自己評価）

危険物取扱委員会が設置されたことにより、本学における危険物の安全管理・取扱のための端緒が開けた。規程等の作成については継続検討課題となっているが、速やかな策定が必要である。

### (2) 安全管理の状況

本学では、薬品等の危険物を用いた実験・演習を行う教員の数は限られており、また、いずれの教員も十分な教育訓練を受けた上で、幅広い実務経験を積んでいる。平成19年度を含め、短期大学開設以来の約15年間で危険物に関する問題は発生していない。現在は、薬品等を取り扱う教員個人あるいはグループの管理の下で安全な危険物の取扱及び処理が行われている状況である。

（自己評価）

現状は、個々の教員の管理責任の下で危険物の安全取扱がされているが、組織的な取り組みは十分ではないと考えられる。危険物取扱委員会において規程等を早急に策定し、これを教員、学生等に周知することにより、管理取扱上のミスを防止し、今後の教育・研究に必要な実験、実習等を安全に実施できるよう体制整備を行うことが必要である。

### (3) まとめ

今後速やかに、本学の実態に即した規程、細則及び指針の整備を行う必要がある。この中には、「危険物取扱委員会」「安全衛生管理教育及び資格」、「災害及び緊急時の対応」、「特定化学薬品の取扱」、「有機溶剤等の取扱」、「機器安全取扱」等に関する規程、細則及び指針を含む。また、教員及び学生に対する「危険物取扱マニュアル」を作成することを検討する。



## 20 放射線の安全管理について

### (1) 放射線安全管理組織

労働基準法及び電離放射線障害防止規則に基づき、群馬県立県民健康科学大学放射線障害防止規程が放射線障害の発生を防止する目的で定められている。この規程により放射線従事者（大学の教職員、学生及び特に学部長により許可を受けた者）の放射線障害発生の防止に関する必要な事項を審議するために、放射線安全委員会が設けられている。

(ア) 放射線安全委員会は診療放射線学部に組織され、放射線取扱主任者、エックス線作業主任者の教員及び職員で構成されている。

(イ) 業務は管理区域、エックス線装置の取扱に関する安全管理、放射線作業員の被ばく防止と個人被ばく線量の管理、放射線障害防止のための教育及び訓練、環境整備等の放射線安全管理上で必要な事項の見直しに関することである。

(ウ) 委員会は年度始め及び年度末を定例として委員会を開催する。その他必要に応じて開催している。

### (2) 個人被ばく線量管理と個人線量計及び放射線実験室の整備状況

#### 1) 個人被ばく線量管理

放射線管理区域に立ち入る学生と教員は、個人被ばく線量計（ガラスバッジ）の携帯を義務付けている。ガラスバッジ管理と測定は、外部測定機関に委託して1月単位の被ばく線量と年積算被ばく線量の結果を得ている。結果報告書の確認は、放射線安全委員長と副委員長がダブルチェックをしている。学生は個人被ばく線量測定補助器として、リアルタイムに線量が確認できる直読式電子ポケット線量計の併用も義務付けている。直読式電子ポケット線量計の測定結果は、電子線量計個人被ばく管理票に毎日記録し、実習・実験期間の終了後に回収して年度毎にファイルし保存している。直読式電子ポケット線量計が異常値を示したときは、当日の行動や実習状況を担当教員に遅滞なく報告させ、担当教員は明らかに放射線被ばくが確認された場合、放射線安全委員長に報告する。委員長は必要があれば直ちに放射線安全委員会を開催し善後策を検討するシステムである。

平成20年度学生の個人被ばく線量測定の対象科目は、4年生：撮影・治療・核医学臨床実習及び診療放射線技術学研究（平成20年4月～21年1月）、3年生：学外・学内実習（平成20年10月～21年2月）、1年生：診療放射線技術学導入実習（平成21年2月12～15日）である。尚、教員については通年携帯である。個人被ばく線量測定結果は以下の通りである。

- ・ 4年生35名、平成20年4月～21年1月における個人被ばく線量は全て0であった。
- ・ 3年生34名、平成20年10月～21年2月における個人被ばく線量は全て0であった。
- ・ 1年生36名、平成21年2月12～15日における個人被ばく線量は全て0であ

った。

- ・ 教員 19名の個人被ばく線量は全て0であった。

## 2) 直読式電子ポケット線量計の導入状況と保有台数

平成20年度直読式電子ポケット線量計(γ・中性子用)3台の新規購入を行い、現保有台数は、γ・中性子用:計15台、エックス線用:45台である。これを順次使い回して運用している。

## 3) 放射線実験室の整備状況について

放射線実験室は第1～第3がある。平成20年9月第1放射線実験室に設置されていた循環器エックス線診断装置1台、工業用エックス線装置1台を廃棄して、新たに一般撮影用エックス線装置(デジタルエックス線撮影システム:直読式転換方式FPD)を導入した。また第2放射線実験室に設置されていた多軌道断層装置1台、マンモグラフィ装置1台を廃棄して実験室の整備をした。これにより第1・2放射線実験室は、1室1装置となった。

(自己評価)

学生・教員の個人被ばく線量について、放射線被ばくは無く放射線防護の意識が浸透していると考ええる。

学外・学内実験や臨床実習(診療放射線学部3、4年生)では、放射線治療施設への立入りを伴うため、ガラスバッジ中性子広範囲用に切り替えた。直読式電子ポケット線量計の導入は段階的に進めてきたが、両学部共通科目(保健医療チーム連携論実習:放射35名・看護80名)で放射線管理区域に立ち入る学生と指導教員が携帯するためには、γ・中性子用10台、エックス線用30台を今後さらに導入する必要がある。

放射線実験室において、第1・2放射線実験室は1室1装置と改善することができた。しかし、第3放射線実験室では、エックス線テレビ透視装置、エックス線撮影装置、マンモグラフィ装置が設置されている。エックス線装置は耐用年数を大幅に超えていることから、事故を防止するためにも実験室の増設と装置の更新が必要である。

## (3) まとめ

(優れた点)

- ・ 個人被ばく管理について、学生、教員とも個人被ばく線量の検出は無かった。学生は被ばく線量管理や放射線防護の必要性と重要性を認識して実験・実習に取り組んでいると考ええる。
- ・ 放射線実験室の整備について、第1・2放射線実験室は1室1装置に改善された。

(改善を要する点)

- ・ 個人被ばく線量測定用補助器(直読式電子ポケット線量計)について、γ・中性子用10台、エックス線用30台が不足している。
- ・ 放射線実験室について、第3放射線実験室は複数台の装置が混在していること、耐用年数を大幅に過ぎていることから、放射線防護と安全面から放射線実験室の増設とエックス線装置の更新が必要である。

(自己評価の概要)

個人被ばく管理について、学生及び教員とも個人被ばく線量の検出は無く、放射線管理と放射線防護の重要性を周知されて実験・実習に取り組んでいる。

個人被ばく線量測定用補助器（直読式電子ポケット線量計）について、両学部共通科目で放射線管理区域に立ち入る学生と指導教員が携帯をする台数の確保が必要である。

放射線実験室について、放射線防護と安全を最優先に考慮して放射線実験室の整備と増設及び装置の更新が必要である。

## 21 自己評価体制について

### (1) 教育・研究・社会貢献等に関する点検・評価及びその結果に基づく改善・向上のための学内組織の整備状況

自己評価委員会は全学委員会として組織され、運営されている。自己評価委員会の構成員は、学長、各学部長、附属図書館長、各学部評議員、全学委員会委員長、各学部委員会委員長及び事務局長であり、学長が委員長を務める。

(自己評価)

学内組織としての最高意思決定機関である学部合同会議のメンバーと大学の運営に直接関わる各委員会委員長を構成員として自己評価委員会が組織されている。これにより全ての自己点検・評価項目を分担して実施可能であり、さらに評価結果を教育、研究、地域貢献、大学運営にフィードバックし、改善・向上を図ることが可能な体制になっている。

### (2) 自己点検・評価の取組状況

平成20年12月に自己評価委員会を開催し、次の3点を決定した。

- ア 平成20年度は大学完成年度に当たるので、これまでの項目で自己点検・評価を行う。
- イ 平成20年度で退職する教員が多いことから、原稿締め切りを平成21年3月19日とする。
- ウ 自己点検・評価報告書作成部会を設置し、編集作業を行う。

(自己評価)

開学初年度（平成17年度）の自己点検・評価と基本的に同じ方針で作業を進めた。これにより開学から完成年度までの4年間を一貫した自己点検・評価が行えた。

### (3) 教育研究活動等の公表状況

平成20年10月に「平成19年度自己点検・評価報告書」を発刊した。また平成21年3月には「群馬県立県民健康科学大学紀要第3巻」及び「平成20年度地域貢献活動報告書」を発刊した。これら刊行物は文部科学省、群馬県関係機関、医療系大学等に送付し、公表した。

(自己評価)

本学で行われた教育、研究、地域貢献活動及び大学運営について全て公表することができた。

### (4) まとめ

(優れた点)

平成19年度の自己点検・評価で指摘した改善を要する点が今年度どのように改善されたか、もしくは改善できなかった場合、その理由等、大学の抱える問題点が明らかになっ

た。

(改善を要する点)

平成21年度は完成年度終了後1年目となるため、教育・研究・地域貢献・大学運営におけるこの4年間を見直し、改革すべき点を発掘する必要がある。

(自己評価の概要)

自己評価委員会は本学の自己点検・評価を適切に行うために機能した。平成20年度は大学完成年度のため開学からの4年間を概観しての自己点検・評価を行うことができた。